

# 旭川市の概要



# 1 沿 革

旭川市の歴史は、明治23年9月20日上川郡に旭川、神居、永山の3村が置かれたことに始まる。明治18年、司法大輔岩村通俊卿らが近文山に登り、「この地は西京（現在の京都）に類して規模も大きく、周囲の重畳なる山河は景趣に富み、北海道開発の枢要の地として極めて重要であり、他日“北京の地”となるであろう。」と賞賛された国見によって上川地方の優れた地勢や素晴らしい自然が広く世に紹介され、やがて上川開発が決定的なものとなり、旭川村の誕生へと進んだ。

明治24年から屯田兵が入植し、うっそうたる大地に開拓の鋤が入れられた。以来、明治31年に上川鉄道が開通、同34年には旧第七師団司令部が札幌から移駐するなど開拓政策の進行に従って人口の増加、市街地の拡大などにより、都市としての基盤整備が進み、大正11年8月市制の施行を見るに至った。

昭和20年の終戦とともに「軍都から産業都市へ」と脱皮し、終戦間もない昭和25年に開催された「北海道開発大博覧会」は、混迷と激動が続けていた世相に明るさをもたらすとともに、地場産業の活性化を促す画期的な催しとなった。

昭和30年から近隣町村との合併が進み、同45年には人口30万人、同58年には人口36万人を超え、札幌に次ぐ北海道第2の都市となった。また、昭和41年旭川空港が開港、同57年からはジェット機が就航し、平成9年2月には、2,500m滑走路が供用開始されるなど、先人の強靱なバイタリティと不屈のパイオニア精神をしっかりと受け継ぎながら、北海道の拠点都市として着実な発展を遂げている。

21世紀を迎えた今日、「水と緑に輝く北の拠点・旭川」の新たな創造に向け、市民主体のまちづくりを基本としながら、誇りと喜びを実感できる質の高いまちづくりを進めているところである。

## 2 自然条件

旭川市は、東経142度22分、北緯43度46分（市役所位置）にあり、北海道のほぼ中央部に位置している。東は上川郡当麻町に接し、西南は美瑛川を隔てて美瑛町に連なり、北は鷹栖町、比布町及び幌加内町に接している。

面積は747.60 km<sup>2</sup>を擁し、全国の市の中では9番目の広さと広大である。

地形は、海面上約111m（市役所位置）で、地勢は一般に平坦である。秀麗大雪を望む上川盆地の中心で、大雪山連峰を水源とする石狩川が市の中央部を貫流し、牛朱別川、忠別川、美瑛川と合流する川のまちであり、北海道自然博物館といえる神居古潭の景勝をつくっている。

気候は、上川盆地の中心部に位置することから、典型的な内陸型気象条件を有しており、夏には気温が30度を超える反面、厳冬期には氷点下20度を超える日もあり、その差が約50～60度に達するなど、極めて四季の変化に富んだ地域であるが、有感地震、風水害とも極く稀である。

また、降雪期間は年間約150日に及んでおり、典型的な北方地域としての特性を持っている。

### 【位 置】

方位	経 度	緯 度	旭川市役所の位置
最 東 端	142° 44' 46" 6	43° 41' 08" 3	東 経 142° 22' 04"
最 西 端	142° 09' 00" 0	43° 53' 53" 6	北 緯 43° 46' 07"
最 南 端	142° 19' 32" 4	43° 32' 29" 2	標 高 約 111 m
最 北 端	142° 14' 59" 4	43° 57' 11" 9	

【市域の推移】

年 次	面積(k m <sup>2</sup> )	変 遷
大正 11(1922). 8. 1	22.23	市制施行
昭和 7(1932).11. 1	26.54	永山村一部編入(新旭川)
17(1942). 9.10	32.28	東旭川村一部編入(豊岡・東光・東町)
25(1950). 4. 1	34.43	東神楽村一部編入(旭神町)
26(1951). 4. 1	42.79	東鷹栖村一部編入(末広町)
30(1955). 4. 1	364.77	神居村・江丹別村合併
36(1961). 4. 1	394.96	永山町合併
38(1963). 8.15	553.85	東旭川町合併
43(1968). 3. 1	680.64	神楽町合併
46(1971). 3. 2	749.42	東鷹栖町合併
平成元(1989).11.10	747.72	測量法に基づく基本測量(国土地理院)
2(1990).10.20	747.45	地形図の修正(国土地理院)
5(1993). 9.30	747.44	地形図の修正(国土地理院)
7(1995). 8.10	747.53	地形図の改測(国土地理院)
8(1996). 8.10	747.60	地形図の改測(国土地理院)

【気象の概況】

年 次	気 温 (。C )			降水量 ( mm )	最深積雪 ( cm )	風速 (m/s)		有感地震 ( 回 )
	平均	最高	最低			平均	最大	
昭和 63 年	6.5	34.1	- 23.6	1,078.0	116	1.8	9.5	2
平成 元年	7.6	36.0	- 20.9	1,059.5	93	1.8	8.3	1
2	8.2	33.7	- 27.7	1,054.0	74	1.8	10.0	1
3	7.5	31.2	- 22.6	1,004.5	72	1.8	9.2	3
4	6.8	31.0	- 20.6	1,272.5	95	1.8	8.4	1
5	6.8	32.1	- 17.7	988.0	80	1.8	9.2	3
6	7.5	34.5	- 24.9	1,206.5	125	1.9	9.5	3
7	7.4	32.2	- 24.1	1,042.0	70	1.7	10.6	2
8	6.5	31.9	- 20.4	1,110.0	97	1.7	8.3	0
9	7.2	34.6	- 19.5	927.0	112	1.7	9.1	1
10	6.9	31.2	- 25.0	1,166.5	81	1.8	9.1	0
11	7.4	34.3	- 20.4	1,027.5	136	1.9	8.7	1
12	6.8	35.3	- 24.9	1,538.0	112	1.8	10.0	2
13	6.2	30.7	- 25.6	1,226.5	112	1.9	8.6	2
14	7.1	31.4	-21.8	951.5	96	1.8	9.7	1

(資料：旭川地方気象台)

## 3 社会条件

### (1) 交通体系

旭川市は、北海道の交通の主軸を形成する鉄道（JR 4 線）や幹線道路（主要国道 4 本）の要となる結節点に位置しており、北海道の経済活動を担う重要な役割を果たしている。

北海道縦貫自動車道の旭川鷹栖～和寒間が平成 12 年 10 月に開通し、一般国道自動車専用道路も、オホーツク海側と連絡する旭川・紋別自動車道や日本海側と連絡する深川・留萌自動車道の整備が進められている。

また、旭川市中心部から南東約 16Km の位置に旭川空港（第 2 種空港）があり、滑走路拡張整備により、平成 9 年 2 月には 2,500m（幅 60m）滑走路の供用が開始、4 月現在、東京へ 1 日往復 7～9 便（6～8 月）は、大阪へ往復 1～2 便、名古屋へ往復 1 便の定期便が運行しているほか、平成 10 年 3 月から函館（1 日往復 2 便）、釧路（同 1 便）への通勤便が、また平成 11 年 6 月からは新潟直行便（6～9 月の季節運航、隔日で 1 日往復 1 便）が就航するなど、航空ネットワークも一層の充実をみせている。

### (2) 学術研究機関

市内には国立大学、私立大学等の高等教育機関が多く設立されている。

国立では旭川医科大学、北海道教育大学旭川校、旭川工業高等専門学校があり、私立では旭川大学、旭川大学女子短期大学部、北海道東海大学、旭川大学情報ビジネス専門学校等がある。

また、中小企業のための人材養成専門機関として中小企業大学校旭川校が、就業者の職業能力開発機関として雇用能力開発機構旭川職業能力開発促進センター、北海道立旭川高等技術専門学院がそれぞれ設置されている。

公設試験研究機関も、学術教育・文化等の拠点性を反映して、多彩な機関で構成されており、市立の旭川市工芸センター、旭川市工業技術センター、旭川市農業センターのほか、国立旭川工業高等専門学校生産システム実験センターや北海道立林産試験場などがあり、平成 14 年度には旭川リサーチパークに北海道立北方建築総合研究所（旧 北海道立寒地住宅都市研究所）が建設され、地域企業と各種機関との共同研究開発などに一層進展が図られているところである。

## 4 人口及び世帯数

### (1) 人口

平成 14 年 9 月末日現在、363,205 人（ピーク時は昭和 61 年の 365,311 人）となっている。

戦後の周辺市町村の合併や高度経済成長の影響で高い増加率を示したが、第 2 次オイルショック以降伸び率は鈍化し、世帯数の伸びに比べ人口は低迷している状況にある。これは、出生率の急激な低下（少子化）と社会動態の減少が続いているためと考えられる。

### (2) 世帯数

平成 14 年 9 月末日現在、160,682 世帯で昭和 61 年の 133,227 世帯と比べて 20.6% の増となっている。

1 世帯あたり人員は昭和 25 年の 4.87 人以降一貫して減少を続け、平成 14 年は 2.26 人となっている。

1 世帯あたり人員が減少している背景としては、世帯の核家族化の進行と単身者世帯の増加などが考えられる。

【人口・世帯数の推移】

(各年9月末日現在)

年次	人口(人)			世帯数 (世帯)	1世帯あたり 人員 (人)
	総数	男	女		
昭和63年	364,401	175,692	188,709	135,495	2.69
平成元年	363,704	175,043	188,661	136,710	2.66
2	362,453	174,114	188,339	137,921	2.63
3	361,631	173,389	188,242	139,523	2.59
4	361,736	173,070	188,666	141,208	2.56
5	362,176	172,944	189,232	142,962	2.53
6	362,908	173,194	189,714	144,978	2.50
7	362,959	172,898	190,061	146,674	2.47
8	364,084	173,314	190,770	149,078	2.44
9	364,813	173,629	191,184	151,306	2.41
10	364,845	173,430	191,415	153,339	2.38
11	364,834	173,303	191,531	155,081	2.35
12	364,093	172,783	191,310	156,991	2.32
13	363,243	172,163	191,080	158,538	2.29
14	363,205	171,969	191,236	160,682	2.26

(資料：住民基本台帳)

【人口動態の推移】

年次	自然動態(人)			社会動態(人)			増減人口 (人)
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
昭和63年	3,654	2,158	1,496	17,756	19,644	1,888	392
平成元年	3,415	2,112	1,303	17,724	19,979	2,255	952
2	3,362	2,187	1,175	17,218	19,664	2,446	1,271
3	3,270	2,269	1,001	17,253	18,942	1,689	688
4	3,230	2,340	890	17,056	17,836	780	110
5	3,163	2,321	842	17,080	17,304	224	618
6	3,233	2,352	881	16,578	16,761	183	698
7	3,126	2,434	692	16,312	16,825	513	179
8	3,032	2,503	529	16,467	16,004	463	992
9	3,020	2,534	486	16,309	16,252	57	543
10	3,128	2,574	554	15,395	15,994	559	5
11	2,944	2,780	164	15,094	15,426	332	168
12	2,931	2,614	317	15,199	16,155	956	639
13	3,000	2,704	296	14,833	15,694	861	565
14	2,901	2,791	110	14,396	14,890	494	384

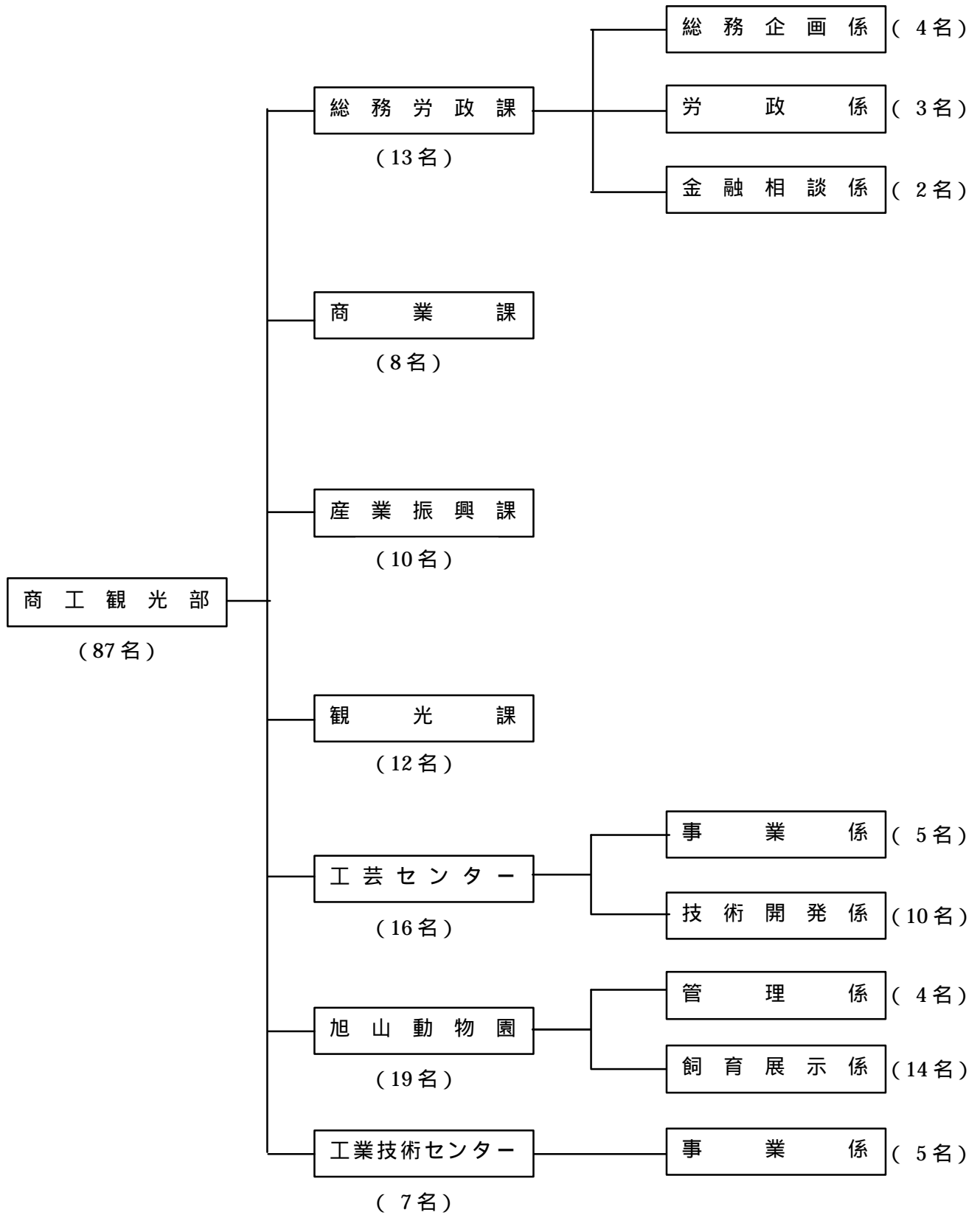
(資料：住民基本台帳)

# 商工観光部の機構と事務分掌





# 1 機 構 (平成 15 年 4 月 1 日現在)



## 2 事務分掌

### 総務労政課

- 【総務企画係】
  - ・ 商工業振興のための企画及び総合調整に関すること
  - ・ 商工業育成のための情報収集及び調査分析に関すること
  - ・ 商工業指導団体等に関すること
  - ・ 中小企業等審議会に関すること
- 【労政係】
  - ・ 雇用及び労働事情の調査分析に関すること
  - ・ 労働者の福祉に関すること
  - ・ 職業訓練に関すること
  - ・ 労働相談に関すること
  - ・ 労働関係機関との連絡調整に関すること
- 【金融相談係】
  - ・ 商工業の金融相談，調査及びあっせんに関すること
  - ・ 金融関係機関との連絡調整に関すること

### 商業課

- ・ 商業及び貿易の振興に関すること
- ・ 流通対策の総合調整に関すること
- ・ 地場産品の販路拡大に関すること
- ・ 中小企業及び団体の支援及び相談に関すること

### 産業振興課

- ・ 工業の振興に関すること
- ・ 中小企業及び団体の支援及び相談に関すること
- ・ 特定事業の集積促進に関すること
- ・ 工業用地及び周辺環境の整備に関すること
- ・ 企業誘致及び既存企業の適地誘導に関すること
- ・ 産業デザインの振興に関すること
- ・ 産業デザインに係る団体の支援に関すること
- ・ 新産業の育成及び振興に関すること
- ・ 新事業創出の支援に関すること
- ・ 産業支援基盤の整備に関すること
- ・ 産業関連情報の収集及び提供に関すること

### 観光課

- ・ 観光事業の振興，企画及び調査統計に関すること
- ・ 観光資源・施設に関すること
- ・ 観光関係業者の指導育成に関すること
- ・ 旭川観光情報センターに関すること
- ・ 観光客の誘致，宣伝に関すること
- ・ 旭川観光大使に関すること
- ・ 観光団体に関すること
- ・ 観光諸行事の推進に関すること
- ・ イベント及びコンベンションの推進に関すること

## 工芸センター

- 【事業係】
  - ・ 木工芸及び窯業に係る資料及び情報の収集・提供及び相談に関すること
  - ・ 展示会，講習会の開催に関すること
  - ・ 施設設備の使用許可及び依頼に係る受付に関すること
  - ・ 諸収入金の調定及び徴収に関すること
  - ・ 試作品の原価計算に関すること
  - ・ 物品の出納保管に関すること
  - ・ 文書の收受発送及び保管に関すること
- 【技術開発係】
  - ・ 木製品，木工芸品，窯業製品及び金属部品の設計及び意匠に係る調査，研究及び指導に関すること
  - ・ 木製品，木工芸品，窯業製品及び金属部品の試作並びに特殊加工技術に係る調査，研究及び指導に関すること
  - ・ 木製品，木工芸品，窯業製品及び金属部品の生産加工技術に係る調査，研究及び指導に関すること
  - ・ 関連業界の技術者の養成指導に関すること
  - ・ 展示会，講習会等の開催に係る技術指導に関すること

## 旭山動物園

- 【管理係】
  - ・ 動物園の総合的運営計画に関すること
  - ・ 施設の使用許可に関すること
  - ・ 入園料，使用料に関すること
  - ・ 公印看守に関すること
  - ・ 文書の收受・発送及び保管に関すること
  - ・ 施設の維持，管理に関すること
  - ・ 庁用物品の管理に関すること
  - ・ 教育活動に関すること
- 【飼育展示係】
  - ・ 動物の飼育及び展示に関すること
  - ・ 動物の健康管理に関すること
  - ・ 動物舎の管理に関すること
  - ・ 動物の調査・研究教育活動に関すること
  - ・ 動物の飼料に関すること

## 工業技術センター

- 【事業係】
  - ・ 依頼試験等の実施及び成績書の発行に関すること
  - ・ 新技術の普及指導に関すること
  - ・ 製品開発及び共同研究に関すること
  - ・ 生産加工技術の研究及び指導に関すること
  - ・ 技術研修，講習会等の開催に関すること
  - ・ 技術情報の収集及び提供に関すること
  - ・ 各種事業の企画及び実施に関すること
  - ・ 研修生の指導に関すること
  - ・ 機械金属工業関係団体の指導育成に関すること
  - ・ 委員会に関すること
  - ・ その他工業技術センターに関すること



# 商工施策の方向



# 1 平成 15 年度商工施策の方向

本市の経済状況は、大型小売店販売額、建築確認申請件数が前年割れを続け、有効求人倍率も回復傾向にはあるものの低い水準で推移している。また、大型倒産の発生など予断を許さない状況にあり、個人消費動向、雇用状況、企業業績を取り巻く状況は、依然として先行き不透明な厳しい状況である。

このため、本市としても独自の経済対策を実施してきたところであるが、今後も引き続き、その継続実施が必要であると考えたものである。

平成 15 年度は、地域の中小企業者の経営安定化を金融面から支援するため、「無担保・無保証人融資制度」の融資対象の拡充や、借換え融資制度の創設をはじめ、地域の雇用を創出するため、国の緊急地域雇用創出特別交付金事業と市独自の取組であるワークシェアリングの実施、また、地場製品のイメージアップと販路拡大策として、横浜で開催する「旭川家具見本市」や食品加工業への支援、旭川ブランドを P R する工業製品等販路拡大事業、全国主要百貨店で開催される物産展を支援していく。

中・長期的な視点からの施策としては、新規創業を促進するため、既存の制度資金における損失補償割合の拡充や、研究開発などで製品化したものを事業化する場合の融資制度創設といった金融面からの支援をはじめ、中小企業の技術支援を促進するため、産学官連携による新製品・新技術開発事業への支援、(株)旭川高度化センターの業務やインキュベートルームへの賃借料の一部支援を実施するとともに、企業ニーズに応えるため、工芸センター、工業技術センター、(株)旭川産業高度化センターが連携を図り、その役割を強化していく。また、買物公園、銀座商店街など中心市街地の活性化の推進及び地域商店街の活性化に向けたソフト事業への支援を推進していく。

さらに、観光振興のため、イメージアップと知名度向上を図り、観光客誘致を促進するコンベンション事業を推進するとともに、観光客のニーズに対応する観光情報センターの整備を進める。また、旭山動物園では、施設整備としてアザラシ館の建設に着手するなど、市民が楽しく憩い、自然に親しめる日本最北の魅力のある動物園としての整備を進める。

これらの施策を一体的に推進することにより、本市経済の活性化と自立した地域経済の形成に努めていくものである。





# 平成 15 年度予算



# 1 旭川市平成 15 年度一般会計当初予算

## 【歳入】

(単位：千円・%)

科 目		平成 15 年度	平成 14 年度	増減	前年比
1	市税	39,400,000	41,200,000	1,800,000	95.63%
2	ゴルフ場利用税交付金	48,000	48,000	0	100.00%
3	自動車取得税交付金	520,000	532,000	12,000	97.74%
4	国有提供施設等 所在市町村助成交付金	107,000	107,000	0	100.00%
5	地方特例交付金	1,298,000	1,360,000	62,000	95.44%
6	地方交付金	33,420,000	34,770,000	1,350,000	96.12%
7	交通安全対策特別交付金	86,000	85,000	1,000	101.18%
8	地方譲与税	1,589,000	1,483,000	106,000	107.15%
9	利子割交付金	339,000	596,000	257,000	56.88%
10	地方消費税交付金	3,569,000	3,623,000	54,000	98.51%
11	分担金及び負担金	920,629	1,208,886	288,257	76.16%
12	使用料及び手数料	3,372,947	2,829,768	543,179	119.20%
13	国庫支出金	24,787,612	24,266,407	521,205	102.15%
14	道支出金	2,854,377	2,977,435	123,058	95.87%
15	財産収入	503,445	147,247	356,198	341.91%
16	寄附金	38,351	38,851	500	98.71%
17	繰入金	982,935	2,790,000	1,807,065	35.23%
18	繰越金	1	1	0	100.00%
19	諸収入	26,054,303	30,892,305	4,838,002	84.34%
20	市債	16,209,400	19,065,100	2,855,700	85.02%
合 計		156,100,000	168,020,000	11,920,000	92.91%

## 【歳出】

(単位：千円・%)

科 目		平成 15 年度	平成 14 年度	増減	前年比
1	議会費	528,674	510,580	18,094	103.54%
2	総務費	4,982,716	5,497,908	515,192	90.63%
3	民生費	40,888,181	38,118,297	2,769,884	107.27%
4	衛生費	13,615,410	15,517,743	1,902,333	87.74%
5	労働費	416,202	449,848	33,646	92.52%
6	農林水産業費	1,946,154	2,555,055	608,901	76.17%
7	商工費	17,235,968	20,593,867	3,357,899	83.69%
8	土木費	23,029,809	29,487,751	6,457,942	78.10%
9	消防費	708,450	1,041,648	333,198	68.01%
10	教育費	8,885,306	9,058,904	173,598	98.08%
11	災害復旧費	1,500	2,000	500	75.00%
12	公債費	19,131,630	19,136,399	4,769	99.98%
13	職員費	24,680,000	26,000,000	1,320,000	94.92%
14	予備費	50,000	50,000	0	100.00%
合 計		156,100,000	168,020,000	11,920,000	92.91%

## 2 商工観光部予算総括

(単位：千円)

款・項・目	H15 年度予算	H14 年度予算	比較	前年比
5 労働費	207,541	274,057	66,516	75.73%
1 労働費	207,541	274,057	66,516	75.73%
1 労政費	200,544	256,513	55,969	78.18%
2 緊急地域雇用対策費	6,997	17,544	10,547	39.88%
7 商工費	17,235,968	20,593,867	3,357,899	83.69%
1 商工費	17,235,968	20,593,867	3,357,899	83.69%
1 商業振興費	16,197,005	19,638,039	3,441,034	82.48%
2 工業振興費	418,220	203,799	214,421	205.21%
3 企業誘致費	2,058	6,320	4,262	32.56%
4 観光費	136,843	191,019	54,176	71.64%
5 工芸センター費	104,441	110,607	6,166	94.43%
6 工業技術センター費	30,167	53,748	23,581	56.13%
7 動物園費	347,234	389,314	42,080	89.19%
公設小売市場費	0	1,021	1,021	0.00%
商工観光部 歳出合計	17,443,509	20,867,924	3,424,415	83.59%
動物園事業特別会計	1,155,160	1,336,249	181,089	86.45%

市予算(一般会計)	156,100,000	168,020,000	11,920,000	92.91%
-----------	-------------	-------------	------------	--------

### 3 事業費一覧

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	ページ
労政費	労働行政費 【経常費】	8,343	65.66
	高年齢者就業機会確保事業推進費	13,294	61
	高齢者生活支援サービス事業費補助金	2,000	62
	技術者等人材確保推進事業費	500	66
	ものづくり技能者育成支援事業費	300	67
	(新) 広域連携補助事業費	250	-
	勤労者資金貸付事業費	150,233	64
	中小企業福祉事業費補助金	25,624	63
	(新) 地域商店街活性化事業調査費	6,997	52
商業振興費	金融相談行政費 【経常費】	318	-
	振興行政費 【経常費】	39,375	-
	商業行政費 【経常費】	3,600	26.28.51
	商業振興育成費	5,842	26
	商店街サポートセンター支援事業費	7,200	27
	中心市街地活性化対策費	1,538	27
	(新) 公設小売市場解体事業費	62,000	-
	公の施設(産業会館)建設基金積立金	21	-
	道北地域旭川地場産業振興センター運営補助金	29,808	52
	地場産品販路開拓推進費	3,868	51
	中小企業振興資金融資事業費	15,043,435	44
	地域金融システム安定化特別対策事業費	1,000,000	-
工業振興費	産業振興行政費 【経常費】	1,401	-
	新事業創出促進事業費	47,413	33
	(新) 地域企業製品開発支援事業費	1,700	33
	デザイン振興基金積立金	293	-
	デザインギャラリー及びコレクション館運営管理負担金	20,315	32
	夢のデザイン・発明振興事業費	1,000	32
	(新) 食品加工産業支援事業費	2,000	31
	(新) 旭川工業製品等販路拡大事業費	900	34
	中小企業集積活性化推進事業費	1,476	31
	地域企業育成事業費	65,189	30
	企業立地推進対策費	276,533	-

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	ページ
企業誘致費	企業誘致費	2,058	38
観光費	観光振興行政費 【経常費】	14,124	-
	観光客誘致宣伝事業費	11,000	53
	ふるさと宣伝事業費	480	54
	旭川観光巡り推進事業費	10,000	54
	こたんまつり開催負担金	900	58
	イベント推進事業費	15,489	56
	北海道音楽大行進開催負担金	3,000	58
	旭川夏・冬まつり開催事業費	70,750	56
	氷彫刻振興補助金	1,100	59
	観光情報センター整備費	10,000	54
工芸センター費	木工芸指導行政費 【経常費】	2,377	-
	施設管理費 【経常費】	92,389	-
	工芸センター公用車更新費	392	-
	特定中小企業集積活性化支援事業費	4,283	34
	旭川家具販路開拓事業費	5,000	34
工業技術センター費	技術指導行政費 【経常費】	14,500	-
	施設管理費	15,292	-
	工業技術センター公用車更新費	375	-
動物園費	動物園事業特別会計繰出金	347,234	-

(新)平成15年度新規事業

# 商工業の概要及び主要施策





# 1 商 業

本市の商業は、交通の要衝にあるという立地条件から道内及び本州方面を結ぶ流通拠点として発展してきている。

平成 14 年の商業統計調査によると、商店数は 4,384 店で前回の調査（平成 11 年）に比べて 11.0%（544 店）減少、従業員数は 36,876 人で 6.5%（2,575 人）の減、年間商品販売額は 1 兆 4,011 億円で 10.5%（1,643 億円）減少と商業活動の変化をうかがわせる結果となった。

## [平成 14 年商業統計調査結果]

	商店数（店）	従業者数（人）	年間商品販売額 （百万円）
総 数	4,384	36,876	1,401,122
卸 売 業	1,207	12,111	954,693
小 売 業	3,177	24,765	446,429
前回増減	11.0%	6.5%	10.5%
全道シェア	6.6%	7.1%	6.9%

平成 14 年度商業統計調査による

## (1) 小 売 業

平成 14 年の商業統計調査において小売業の従業者数は 24,765 人と、前回（平成 11 年）と比較して 2.8%減少している。商店数は 3,177 店と前回調査より 8.4%減、また年間商品販売額も 4,464 億円と前回調査より 9.6%減となっている。

また、郊外への大型店の出店が顕著であり、市内環状線などの整備も進み、ディスカウントの時流もあってロードサイド店の郊外集積が進んでいる。特に、市内永山環状線沿いなど郊外地区の商業集積が顕著であり、中心商店街をはじめ既存商店街への影響は大きい。

既存商店街においては消費者の本物志向、モータリゼーションといった時代認識を持ち、活性化構想・計画の策定事業に積極的に取り組み、中心商店街の買物公園では、街路空間整備、商店街カードなどのソフト事業を、一方、地域商店街においても地域特性を意識し、住民に支持されるソフト事業、小規模ながらも魅力的な商業集積づくりを実現していく活性化構想・計画の策定など各種事業を展開してきている。

行政としては平成 6 年度に「旭川市小売商業活性化ビジョン」を策定し、その実現に向けて支援している。

## [小売業の状況]

	商店数（店）	従業者数（人）	年間商品販売額 （百万円）
総 数	3,177	24,765	446,429
前回増減	8.4%	2.8%	9.6%
全道シェア	6.2%	6.7%	6.7%

## 商業行政費（経常費）

### 〔旭川市商店街振興組合連合会補助金〕（予算額 2,000 千円）

商業環境の変化に対応した商店街活動に向けての調査研究,情報収集,研修等の事業への一部助成

支出先 旭川市4条通7丁目 4・7ビル2F  
旭川市商店街振興組合連合会 理事長 北口 正一

## 商業振興育成費

【目的】 道北の商業拠点としての中心商店街の充実を図るとともに,サービス業等の活性化事業への支援を行い,商業活動の振興と豊かな消費生活に寄与する。

【始 期】 平成 11 年度

【予算額】 5,842 千円

### 【事業概要】

#### 旭川平和通買物公園企画委員会補助金（予算 5,000 千円）

旭川平和通買物公園の企画,運営並びに買物公園内の各施設の維持管理に要する費用の一部を助成し,市民の広場としての機能の充実,地域コミュニティの核としての商店街活動の促進を図る。

支出先 旭川市4条通7丁目 4・7ビル2F  
旭川平和通買物公園企画委員会 委員長 大西 勝一

#### 銀座仲見世通り運営委員会補助金（予算 500 千円）

銀座仲見世通りの企画,運営並びに仲見世通り内の各施設の維持管理に要する費用の一部を助成し,市民の広場としての機能の充実,コミュニティの核としての商店街活動の促進を図る。

支出先 旭川市3条通15丁目 銀ビル7階  
銀座仲見世通り運営委員会 委員長 宮口 幸治

#### 北海道クリーニング青年会議旭川大会補助金（予算 100 千円）

全道からクリーニング業界青年部員が集い,地域社会に貢献するための業界のあり方を研鑽する本大会への支援を通じ,本市のクリーニング業界の振興を図る。

支出先 北海道クリーニング生活衛生同業組合  
旭川支部青年部 青年部長 瀧野 雅一

#### 北海道美容技術選手権大会補助金（予算 100 千円）

美容技術の向上発展並びに後継者の育成等を目的としている本大会への支援を通じ,本市の美容業界の振興を図る。

支出先 北海道美容業生活衛生同業組合  
旭川美容協会 会長 守谷 昇

（商業課）

## 商店街サポートセンター支援事業費

【目的】 商店街が横断的な連携のもとに組織する「旭川商店街サポートセンター」の活動を支援し、地域生活の核である商店街の活性化を推進する。

【始 期】 平成 13 年度

【予算額】 7,200 千円

【事業概要】

- ・名称 旭川商店街サポートセンター
- ・事務局 旭川市商店街振興組合連合会
- ・組織構成 市内の商店街、関係団体等が構成員となって設立する任意団体
- ・事業内容 商店街が取り組む各種事業への支援  
その他、商店街活性化に資する事業の推進

(商業課)

## 中心市街地活性化対策費

【目的】 大型店の郊外立地や消費者のライフスタイルの変化、都心部の居住人口の減少等により、買物公園や銀座商店街等、中心市街地における商業集積や都市機能の低下など、空洞化が進展している。こうした現状を踏まえて、都市機能の充実や魅力的で賑わいのある都市空間を創出するため、平成 11 年度に策定（平成 14 年度に改定した「旭川市中心市街地活性化基本計画」に基づき、引き続きハード・ソフト一体となった施策展開により、中心市街地の活性化を推進する。

【始 期】 平成 11 年度

【予算額】 1,538 千円

【事業概要】

まちづくりあさひかわ推進協議会補助金（予算 300 千円）

中心市街地活性化事業の調整や合意形成を図るため、旭川商工会議所等により設置される「まちづくりあさひかわ推進協議会」への助成を行う。

TMO事業支援補助金（予算 500 千円）

TMOが今後実施する事業について検討するための基礎調査の実施、事業計画の立案等を行うことに対して助成を行う。

(商業課)

## (2) 卸 売 業

本市の卸売業は、北北海道の集散地としての機能が発達したことから、農畜水産物及び生産資材分野のウェイトが高い。

平成 14 年の商業統計調査によると、商品販売額は飲食料品が全体の 47.5%と最も多く、次いで建築材料・鉱物・金属材料等が 21.3%，機械器具が 14.3%となっている。

近年、規制緩和や流通取引の透明化等による業態の多様化や価格競争等、卸売業を取り巻く環境が一段と厳しさを増してきている。

本市においても、大手卸やメーカーによる系列化が進む一方、ディスカウントやコンビニエンス等、多様な小売業態が急速に進展していることから、きめ細やかなリテールサポートやローコスト化による物流の効率化が求められている。

こうした状況において、地域卸売業を支援するため、進展する高速交通体系や多様化する消費者ニーズに対応した施設設備の受け皿として、物流基地構想を推進していくとともに地域卸売業の中核的役割を担っている卸売市場の再整備を図っていく。

### [卸売業の状況]

	商店数(店)	従業者数(人)	年間商品販売額 (百万円)
総 数	1,207	12,111	954,693
前回増減	17.3%	13.3%	10.9 %
全道シェア	7.8%	8.2%	7.0 %

### 商業行政費(経常費)

#### [旭川卸商連盟補助金](予算額 400 千円)

本市卸売業界の連携強化、経営合理化及び総合的改善発展を進める旭川卸商連盟の事業運営への一部助成

支出先 旭川市常盤通 1 丁目 旭川商工会議所内

旭川卸商連盟 会長 工藤 善美

#### [旭川流通団地]

##### 概 要

事業主体	旭川市
開発手法	旭川市施行土地区画整理事業 (株)旭川振興公社直轄事業
造成年度	基盤造成 昭和 43～48 年度,企業誘導 昭和 43～52 年度
位 置	旭川市流通団地 1～4 条 2～5 丁目,永山町 6 丁目
団地面積	公共用地 184,100 m <sup>2</sup> (道路) (164,400 m <sup>2</sup> ) (公園) (19,700 m <sup>2</sup> )
	宅 地 680,900 m <sup>2</sup> (卸売市場・関連) (115,000 m <sup>2</sup> ) (通運・倉庫・トラック) (60,900 m <sup>2</sup> ) (卸商業団地) (380,300 m <sup>2</sup> ) (製造業団地) (80,000 m <sup>2</sup> ) (関連施設団地) (44,700 m <sup>2</sup> )
	流通団地 計 865,000 m <sup>2</sup>
	J R 貨物駅・ヤード 計 485,000 m <sup>2</sup>
	合 計 1,350,000 m <sup>2</sup>

[旭川物流基地]

概 要	事業主体	(株)旭川北インター開発公社
	開発手法	土地区画整理事業(個人施行)
	造成年度	平成7~8年度
	位 置	旭川市東鷹栖4線10号
	団地面積	288,255 m <sup>2</sup>
	公共用地	64,268 m <sup>2</sup>
		(道路 46,383 m <sup>2</sup> )
		(公園 11,990 m <sup>2</sup> )
		(調整池等 5,895 m <sup>2</sup> )
	宅 地	223,987 m <sup>2</sup>
取組経過	平成 2年度	物流拠点需要実態調査
	平成 3年度	物流拠点需要実態調査(ヒアリング調査・市) 基礎調査((財)北海道地域総合振興機構) 委託先 (財)北海道物流システム開発研究センター
	平成 4年度	旭川物流基地整備基本計画策定(市)
	平成 5年度	旭川物流基地整備実施計画策定(市)
	平成 6年度	関係官庁との協議・調整及び事業主体の設立支援
	平成 7年度	農用地区域除外,市街化区域編入等 土地区画整理事業認可,工事着手
	平成 8年度	工事完了,売買契約開始
	平成 9年度~	完売,第2工区以降に向けた需要調査

(商業課)

## 2 工 業

平成 13 年工業統計調査によると、事業所数は 589 事業所で前年の調査に比べて 7.8%（50 事業所）の減、従業者数は 12,891 人で 6.0%（829 人）の減、製造品出荷額等は 2,299 億 7,044 万円で 6.3%（153 億 9,311 万円）の減となった。

### 【平成 13 年工業統計調査結果】

	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等 （万円）
総 数	589	12,891	22,997,044
前年増減	7.8 %	6.0 %	6.3 %
全道シェア	7.0 %	6.1 %	4.1 %

### （1）地域産業育成

本市の工業は地域資源型産業が集積しており、その大部分が中小企業である。これら中小企業の育成振興が地域経済の活性化につながることから、企業のレベルアップと基盤整備を図るための施策、また地場資源や地域で培われた技術などを活かした研究開発に対する支援や幅広い分野においてデザインを重視した産業活動を支援、さらに今後成長が期待される新事業・新産業の創出支援など地域産業の高度化に向けた事業を展開する。

#### 地域企業育成事業費

【目 的】 旭川市工業等振興促進条例に基づき、工場等を新增設する者に対し課税免除又は助成の措置を行い、経済の活性化と雇用機会の拡大を図る。

【予 算 額】 65,189 千円

【事業概要】 旭川市工業等振興促進条例による助成

- ・工場等設置奨励金（固定資産税，都市計画税，事業所税相当額を 3 年間助成）
- ・土地取得奨励金（取得価額の 25/100 以内，1 億円限度）
- ・平成 15 年度交付予定 2 社 3 件
- ・法的根拠 旭川市工業等振興促進条例

年度	H10	H11	H12	H13	H14
企業数（社）	15	14	8	5	2
件数（件）	16	14	8	5	2
交付額（千円）	97,864	154,603	28,486	22,703	8,336

（産業振興課）

## 中小企業集積活性化推進事業費

【目的】 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成9年6月1日施行）に基づき、旭川地域が家具製造業及び関連産業を特定業種として地域指定を受けたことにより、国等の施策を利用しながら地域に育まれた技術等の経営資源を活用した積極的な事業活動を支援し、地域中小企業の自立的発展の基盤強化を図る。

【予算額】 1,476千円

【事業概要】 事業主体となる各支援機関及び組合並びに中小企業者等が行う特定分野に属する研究開発・交流促進事業等を支援する。

平成12年度より、北海道地区集積活性化地域関係市町連絡協議会の会長市として事務局を担当し、事業の推進に当たり経済産業省及び関係市町との情報交換及び連絡、調整業務を行う。

次年度以降の計画に必要な特定産業集積の状況調査を行う（北海道からの受託事業）。

### [ 特定中小企業集積の活性化に関する計画（旭川地域特定中小企業集積活性化計画） ]

地域指定 旭川地域（旭川市、東神楽町、東川町）

特定業種 家具製造業及び関連産業

特定分野 多様な生活価値観に対応した木製品に関する分野

計画期間 平成10年6月30日から平成16年3月31日

支援事業内容 交流・連携促進事業，人材育成事業，販路開拓事業，調査研究・成果普及事業，研究開発事業，指導・助言事業等

支援機関 （株）旭川産業高度化センター・旭川市工芸センター

北海道立工業試験場・北海道立林産試験場

（財）道北地域旭川地場産業振興センター

（産業振興課）

## 食品加工産業支援事業費

【目的】 旭川地域の食品加工業者が連携して設立された旭川食品加工協議会による、食品製造業および農業等の「地域における『食』に関する産業」振興に向けたマーケティング事業・ブランドイメージ構築事業を支援する。

【予算額】 2,000千円

【事業概要】 旭川食品加工協議会が行なう事業に対する支援

・食品加工事業者と農業生産者等の連携推進事業

・「旭川発」食品のPR事業

・「安全・安心」な加工食品製造のための技術向上や、試験研究体制の整備の推進

（産業振興課）

## デザインギャラリー及びコレクション館運営管理負担金

- 【目的】 産業デザインを主体とした,企画展示・発表の場としてのデザインギャラリー及び産業分野・その他の貴重なコレクションを主に展示するコレクション館の運営を行い,地場産業のデザイン振興の動機付けやデザインマインドの高揚を図る。
- 【予算額】 20,315千円
- 【事業概要】 産業デザインや市民の創作活動の企画展示・発表の場の提供及び産業分野・その他貴重なコレクションを主に展示する場の提供。

運営団体 旭川デザイン協議会  
会長 小林 謙  
名称 デザインギャラリー及びコレクション館  
所在 旭川市宮下通11丁目 蔵囲夢 内

### [平成14年度デザインギャラリー展示内容]

- ・ 国際家具デザインコンペティション旭川2002入賞入選作品展
- ・ あさひかわ夢の創作コンテスト
- ・ WE LOVE HOKKAIDOポスター展 など

(産業振興課)

## 夢のデザイン・発明振興事業費

- 【目的】 児童などに対し生活用品のアイデアスケッチ(デザイン)を募集することにより,モノをデザインする力,創意工夫する力を養成する。  
また,選定した応募作品を地元製造業者が製品試作することにより,市民に対する地域製造業の保有技術等をPRする機会とする。
- 【予算額】 1,000千円
- 【事業概要】 生活関連用品等のデザインをテーマに夢のデザイン・発明振興事業実行委員会が開催する「あさひかわ夢の創作コンテスト」に係る経費の一部を負担する。

- ・ アイデアスケッチ(デザイン画)の募集選考
- ・ 市内製造業者による作品の製作
- ・ 表彰及び展示公開

平成14年度実績

2002年度 あさひかわ夢の創作コンテスト

会期:平成14年12月24日~平成15年1月19日

表彰式:平成15年1月11日

会場:デザインギャラリー

入場者数:418人

応募数:デザイン部門171点,発明部門52点,計223点

(産業振興課)



## 新事業創出促進事業費

【目 的】 新事業創出促進法に基づく旭川地域高度技術産業集積活性化計画の中核的運営機関である(株)旭川産業高度化センターをはじめ，国，北海道など関係機関との連携により，発展可能性の高い重点分野である住宅・都市インフラ，環境・リサイクル，情報・通信及び健康・福祉の各関連分野を中心とした新たな事業の創出を促進し，地域経済の活性化と雇用機会の拡大を図る。

【予 算 額】 47,413 千円

【事業概要】

- ・国，北海道，(株)旭川産業高度化センター，  
(財)旭川生活文化産業振興協会など関係機関との連携
- ・創造的地場企業育成支援研究会に対する支援
- ・(株)旭川産業高度化センターに対する支援
- ・ベンチャー・ヴィレッジ事業費補助金（オフィス賃借料の一部助成）

(産業振興課)

## 地域企業製品開発支援事業費

【目 的】 旭川市中小企業等振興条例に基づき，新製品の開発に対する助成などを通して中小企業等の育成振興を図る。

【予 算 額】 1,700 千円

【事業概要】 地域企業の新製品・新技術開発に対する意欲の高揚や開発力の向上を図るため，中小企業者等が行う新製品等の開発に対して「試作品製造」，「実用化」の工程ごとに支援を行う。

・助 成 率 100 分の 50 以内

・限 度 額 試作品製造 500 千円

実 用 化 500 千円

(公設試験研究機関や大学等の協力を得て行う場合は，各区分において 1,000 千円を限度とする)

・法的根拠等 旭川市中小企業等振興条例

(産業振興課)

## 旭川工業製品等販路拡大事業費

- 【目 的】 工業見本市等展示会への出展を行う団体に対し支援を行うこと等により，新たな販路の開拓，新製品・新技術の発表，市場動向把握の為の情報収集の機会増大及び他地域の企業等との連携を促進させ，市内中小企業者の高度化，本市工業の振興を図る。
- 【予 算 額】 900 千円
- 【事業概要】 旭川の工業製品などの販路拡大を行う団体等に対し支援を行う。  
工業見本市参加事業費補助金  
ジャパンホームショー等の工業見本市へ出展する団体に対し，当該出展事業費の一部を助成する。
- ・補助内容  
補助対象経費の 1 / 2 以内（限度額 500 千円）  
採択予定件数 1 件
- あさひかわブランド等 PR 支援事業  
平成 8 年度以降，その創出を支援してきた旭川ブランドのより一層の確立を支援する等，旭川発の工業製品の販売促進を行う。
- ・内容  
ビジネスフェア等における PR パンフレット作成他

（産業振興課）

## 旭川家具販路開拓事業費

- 【目 的】 旭川家具の普及拡大・販売促進を目的に，首都圏で開催する見本市を支援することにより，地域経済の活性化を図る。
- 【予 算 額】 5,000 千円(うち国庫補助金 2,500 千円)
- 【事業概要】 主 催 旭川家具工業協同組合  
会 期 平成 15 年 10 月 10 日～10 月 12 日  
会 場 みなとみらい（パシフィコ横浜展示ホール D）

（工芸センター事業係）

## 特定中小企業集積活性化支援事業費

- 【目 的】 旭川地域における家具・建具およびその他の関連製造業を支援する。
- 【予 算 額】 4,283 千円(うち北海道補助金 4,091 千円)
- 【事業概要】 旭川家具コーディネート事業

（工芸センター事業係）

## (2) 技術基盤

公設試験研究機関は、地域企業の研究開発の支援機関として大きな役割を担っており、本市には木工芸及び窯業の生産技術の向上並びに品質改善等の研究指導を行う旭川市工芸センター、機械金属及び関連工業の技術指導、研究開発、情報提供を行う旭川市工業技術センターがある。

これら施設の技術指導用機器の拡充などを通して試験研究の推進、技術指導の強化を図り地域企業、工業の振興発展に努めている。

### 工業技術センター設備整備費

【目的】 機械金属工業等の製品の付加価値化、生産の合理化等を図るため機器等を整備し、工業技術センターを充実する。

【始期】 平成元年度

【予算額】 0 千円

#### 【機器導入実績】

年度	金額	機器
平成 11 年度	7,164 千円	コンクリート圧縮試験機 集じん装置付卓上グラインダー装置 セラキャリパチェッカ
平成 12 年度	3,830 千円	バランスングマシンベルト駆動装置 標準尺測定器 超精密四直角測定器 超音波探傷試験用標準試験片 ホールテスト パーソナルコンピュータ 5 台（講習会用）
平成 13 年度	22,667 千円	万能材料試験機（日本自転車振興会補助対象機器） メカニカルデスクトップ 業務用掃除機
平成 14 年度	23,342 千円	発光分析装置（日本自転車振興会補助対象機器）

（工業技術センター事業係）

### (3) 産業拠点

都市計画法上の用途地域の適切な運用に配慮しつつ、旭川工業団地や工場適地、旭川リサーチパークなどの立地誘導拠点を定め、効率的な企業配置による快適な都市空間づくりに努めている。

[旭川工業団地] 開発主体 旭川工業団地開発株式会社  
 (平成14年12月19日会社解散。現在 株式会社旭川振興公社が分譲を行っている。)  
 設 立 昭和63年3月5日

団地の概要 (平成15年3月31日現在)

	旭川工業団地(1期)	旭川工業団地(2期)	旭川工業団地(3期)
開発場所	旭川市工業団地 1条1,2丁目 2条1,2丁目 3条1,2丁目	旭川市工業団地 4条1,2丁目 5条2丁目	旭川市工業団地 4条3丁目 5条3丁目
開発面積	54.4 ha	22.5 ha	20.6 ha
用途地域	工業専用地域 (一部準工業地域)	工業専用地域	工業専用地域
造成年度	昭和63年度～ 平成3年度	平成3年度	平成7年度
分譲開始年度	昭和63年度	平成3年度	平成7年度

分譲・予約別面積，企業数 (平成15年3月31日現在)

項目	面積(m <sup>2</sup> )	比率(%)
造成面積	974,324	-
可処分面積(a)	792,589	100.0
分譲・予約面積(b)	766,338	96.7
分譲面積	752,931	95.0
内訳		
所有権移転済面積	752,085	94.9
その他面積	846	0.1
予約面積	13,407	1.7
残面積(a)-(b)	26,251	3.3

市内・市外別企業数

(平成 15 年 3 月 31 日現在)

区 分	企 業 数	内 訳	
		市内企業	市外企業
分 譲	152 社	113 社	39 社
予 約	2 社	2 社	(1)社
計	154 社	115 社	39 社
操業企業数	131 社	96 社	35 社

市外とは、本社所在地が旭川市以外のものである。

( ) 内は、既存企業数

業種別分譲企業数

(平成 15 年 3 月 31 日現在)

業 種	企 業 数	内 訳		
		市内企業	市外企業	左のうち 誘致企業
食 料 品 製 造 業	7	5	2	2
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	2	2	0	0
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	18	16	2	1
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	2	1	1	1
出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連 産 業	7	5	2	1
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業	4	3	1	1
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	2	1	1	0
金 属 製 品 製 造 業	35	26	9	4
一 般 機 械 器 具 製 造 業	15	10	5	3
電 気 機 械 器 具 製 造 業	6	6	0	0
精 密 機 械 器 具 製 造 業	1	0	1	0
そ の 他 の 製 造 業	3	3	0	2
試 験 研 究 施 設	1	1	0	0
そ の 他	51	36	15	1
計	154	115	39	16

[旭川リサーチパーク]

旧頭脳立地法に基づく特定事業立地の受け皿となる中核的業務用地として整備

開 発 主 体	地域振興整備公団（旭川産業高度機能開発所）
位 置	旭川市緑が丘東 1 条 3 丁目～4 丁目
面 積	17.3 h a（うち分譲面積 13.5 h a 17 区画）
分譲済面積	6.81 h a（分譲済区画数 7 区画 仮契約企業 1 社を含む）
分 譲 価 格	22,250 円～24,000 円 / m <sup>2</sup>

## (4) 企業誘致

企業誘致は、地場企業の技術向上と誘致企業との相互補完によるバランスのとれた産業構造を作り上げるとともに、地域経済の活性化を促し雇用の創出を図るものである。

企業誘致推進の実践組織として、昭和 44 年度に地元経済界を中心として「旭川市企業誘致推進協議会」を設立したほか、平成 5 年度には「旭川リサーチパーク企業誘致推進協議会」を設立し、産官一体となった誘致活動を展開してきている。

個性豊かな自立した、新たな旭川の創造に向け、企業の立地投資を誘発するため、関東、中部、関西圏域の工場等立地動向に係る情報を収集し、併せて企業の受け入れ基盤の整備充実に向け、旭川市経済大使や各界の関係機関、団体等との連携を図りながら積極的な企業誘致活動を展開している。

### [ 旭川市企業誘致推進協議会 ]

設 立	昭和 44 年 8 月
構 成	旭川市 4 名 地元経済界 15 名 計 19 名
会 長	高 丸 修 (旭川商工会議所会頭)
事 務 局	旭川市 6 条通 10 丁目 旭川市第三庁舎 3 階 旭川市商工観光部産業振興課
目 的	本市経済の発展を図るため企業誘致を積極的に 推進し、本市の総合開発に資する。

### [ 旭川リサーチパーク企業誘致推進協議会 ]

設 立	平成 5 年 5 月
構 成	地域振興整備公団、北海道、旭川商工会議所 (株)旭川産業高度化センター、旭川市 計 11 名
会 長	田川 和幸 (地域振興整備公団 旭川産業高度機能開発所 次長)
事 務 局	旭川市 6 条通 10 丁目 旭川市第三庁舎 3 階 旭川市商工観光部産業振興課
目 的	構成員間の連絡を密にし、旭川リサーチパークへの企業立地の推進を図る。

### 企業誘致費

【目 的】 企業誘致を推進し、地場産業の高度化を促進し、地域経済の活性化を図る。

【予 算 額】 2,058 千円

#### 【事業概要】

旭川市企業誘致推進協議会負担金 ( 予算 1,000 千円 )

旭川リサーチパーク企業誘致推進協議会負担金 ( 予算 650 千円 )

本市に企業を誘致するために、企業訪問などの誘致活動、旭川圏域が有する地域特性や都市環境等の資源と魅力を広く企業等に周知する活動および、企業等の立地動向に係わる情報を展開し、本市への立地を促すとともに企業等の立地動向に係る情報を把握するため、旭川市経済大使を活用する。

[ 誘致企業件数 ]

(平成15年3月31日現在)

区 分	S60~ H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	計
誘致企業件数(社)	31	3	0	0	0	1	2	0	37

[ 業種別立地状況 ]

(平成15年3月31日現在 単位：社)

区 分	S60~ H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	計
情報サービス業	4	0	0	0	0	1	2	0	7
食料品製造業	2	0	0	0	0	0	0	0	2
繊維製品製造業	4	0	0	0	0	0	0	0	4
一般機械器具製造業	3	0	0	0	0	0	0	0	3
電気機械器具製造業	5	0	0	0	0	0	0	0	5
精密機械器具製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	1
金属製品製造業	5	0	0	0	0	0	0	0	5
そ の 他	7	3	0	0	0	0	0	0	10
合 計	31	3	0	0	0	1	2	0	37

[ 進出元地別立地状況 ]

(平成15年3月31日現在 単位：社)

年度	S60~ H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	計
関 東	18	2	0	0	0	0	2	0	22
中 部	2	0	0	0	0	1	0	0	3
関 西	4	0	0	0	0	0	0	0	4
そ の 他	7	1	0	0	0	0	0	0	8
合 計	31	3	0	0	0	1	2	0	37

(産業振興課)

[優遇措置]

	対象者の要件	助成内容	
		助成額等	限度額等
税	工業再配置促進法に基づく認定工場 固定資産取得価額（土地を除く） 2,400万円超	固定資産税の課税免除	3年間
奨励金	製造業（上記工場を除く） 固定資産取得価額（土地を除く） 新設 5,000万円超 増設 3,000万円超 従業者数 新設 30人以上 （規則で定める者20人以上） 増設 3人以上増加し20人以上	固定資産税，事業所税，都市計画税相当額	3年間
	事業所 固定資産取得価額（土地を除く） 新設 5,000万円超 増設 3,000万円超 従業者数 新設 5人以上 （規則で定める者2人以上） 増設 2人以上増加	固定資産税，事業所税，都市計画税相当額	3年間
		土地取得価額の100分の25相当額以内 規則で定める地域内に立地し，かつ敷地面積が3,000平方メートル以上	1億円
	試験研究施設 固定資産取得価額（土地を除く） 新設 5,000万円超 増設 3,000万円超 従業者数 新設 5人以上 （規則で定める者2人以上） 増設 3人以上増加し5人以上	固定資産税，事業所税，都市計画税相当額	3年間
		土地取得価額の100分の25相当額以内 地域振興整備公団造成の業務用地に立地し，かつ，敷地面積が3,000平方メートル以上	1億円
研修施設 固定資産取得価額（土地を除く） 新設 5,000万円超 増設 3,000万円超 従業者数 新設 3人以上 増設 3人以上	固定資産税，事業所税，都市計画税相当額	3年間	
その他	資金のあっせん，その他必要な事項について便宜を供与する。		

製造業のうち旭川工業団地に立地する場合に限り，新設は「10人以上」とし，増設は「3人以上増加し10人以上」とする。



# MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

### 3. 中小企業

平成 13 年度の事業所統計調査によると、本市の事業所数は 17,431 事業所で、このうち民営の事業所は 16,973 事業所であった。

民営の事業所のうち、中小事業所は 16,810 事業所と民営事業所全体の 99.04%を占め、従業者数は 125,693 人と民営全従業者数の 82.20%を占めているなど、本市経済、雇用の面で重要な役割を担っている。

#### 【平成 13 年事業所統計調査結果】

(単位：事業所・人・%)

	事業所数		従業員数	
	総数	前回増減	総数	前回増減
総 数	17,431	100.57	171,461	114.22
1 次産業	48	114.29	721	103.00
2 次産業	2,745	98.07	35,253	97.14
3 次産業	14,638	101.01	135,487	119.77

#### 【民営事業所の状況】

(単位：事業所・人・%)

事業所全体 (民営)		中小事業所		小規模事業所	
事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
16,973 (100.0)	152,916 (100.0)	16,810 (99.04)	125,693 (82.20)	11,754 (69.25)	41,408 (27.08)

平成 13 年事業所統計調査による

中小事業所 = 従業者数 300 人未満 (卸売・サービス業は 100 人未満, 小売・飲食業は 50 人未満)

小規模事業所 = 従業者数 20 人未満 (卸売・小売・飲食・サービス業は 5 人未満)

#### 【企業倒産の推移】

(単位：件・百万円)

	倒産件数				負債総額			
	総数	商業	工業	その他	総数	商業	工業	その他
平成 4 年	62	27	6	29	8,355	1,956	899	5,500
平成 5 年	54	20	7	27	13,028	6,145	1,975	4,908
平成 6 年	42	21	1	20	5,994	3,729	320	1,948
平成 7 年	41	17	7	17	4,655	1,729	620	2,306
平成 8 年	44	14	6	24	8,395	3,014	675	4,706
平成 9 年	63	28	8	27	18,152	10,742	2,418	4,992
平成 10 年	71	31	14	26	17,771	4,869	9,812	3,090
平成 11 年	49	11	10	28	13,111	961	4,216	7,934
平成 12 年	74	23	14	37	16,897	2,786	7,705	6,406
平成 13 年	58	19	15	24	21,709	8,678	6,810	6,221
平成 14 年	56	8	11	37	26,435	366	2,553	23,516

帝国データバンク調べによる

商工業の概要及び主要施策

## (1) 経営基盤

中小企業は、規模の小ささ、技術力の低さ、資金力の弱さ等の面で不利な立場にあり、企業体質が弱いことからその強化が必要である。

経営基盤強化、生産性向上などの強化を図るために、北海道中小企業団体中央会ではその事業のひとつとして組織化の推進を行っている。

本市では中小企業者等が事業協同組合、企業組合、協業組合等を組織したときは、当該組合に対して助成を行うこととしている。

また、商工会議所や市内の4つの商工会には経営指導員が配置され、経営改善普及事業を実施している。

中小企業の経営基盤を強化するためには、経営者、管理者等の資質の向上を図ることも重要であるが、本市には中小企業の人材養成機関である中小企業大学校旭川校があり、地域中小企業の経営者、管理者及び後継者を対象とした経営研修、技術研修を実施している。

### 【商工会議所・商工会一覧】

名 称 代 表 者	住 所	加 盟 状 況			H15年度 旭川市補助金 (千円)
		対象業者数	会員数	加盟率 (%)	
旭川商工会議所 会頭 高丸 修	070-0043 旭川市常盤通1丁目	11,754	5,455	46.4	9,000
旭川北商工会 会長 大西 国広	071-8104 旭川市東鷹栖4条3丁目	488	389	79.7	5,758
永山商工会 会長 中村 彰利	079-8412 旭川市永山2条19丁目	930	546	58.7	6,916
旭川東商工会 会長 円山 宏一	078-8251 旭川市東旭川北1条6丁目	1,020	579	56.8	7,159
旭川南商工会 会長 山本 孝博	070-8004 旭川市神楽4条6丁目	749	458	61.1	6,267

対象業者数、会員数は平成15年4月1日現在

(総務労政課総務企画係)

## (2) 融資制度

旭川市中小企業融資制度の目的は、市内中小企業の経営の安定、経営基盤の強化及び企業の近代化の促進等を図るために、円滑な資金の供給を行うものである。

平成 15 年度においては、「経営安定化特別資金」に市制度融資の既往借入金に対する「借換融資」を創設するとともに、「小規模企業特別対策資金（小口融資及び無担保無保証人融資）」の融資対象を拡大し、中小企業近代化促進資金では介護施設の建設資金を資金使途に加えるなど、中小企業金融の一層の円滑化を図る。

また、「新規創業等支援資金」の融資対象に新製品等の事業化資金を加えるとともに、損失補償割合を従来の 50% から 80% 以内に引き上げ、開業時の資金調達等を支援していく。

### 中小企業振興資金融資事業費

【事業概要】 多様な目的に応じた 10 種類の資金を設けて、中小企業の融資の円滑化に努めている。市は、融資のための原資を、市内の金融機関に預託し、金融機関が融資枠の範囲内で、市の定めた融資条件により融資している。

【予算額】 (単位：千円)

資金名	予算額 (預託額)	融資枠
一般事業資金	620,000	1,860,000
経営改善促進資金	1,925,000	4,875,000
組合資金	240,000	530,000
中小企業近代化促進資金	6,630,000	10,409,000
新規創業等支援資金	263,000	376,000
ステップアップ資金	866,000	1,273,000
緊急経営安定資金	176,000	243,000
ニューパワーアップ資金	3,764,000	5,195,000
経営安定化特別資金	264,000	528,000
小規模企業特別対策資金	252,000	546,000
計	15,000,000	25,835,000

平成 15 年度の融資枠は、予算額に年度当初の預託倍率（数値は掲載省略）を乗じて算出したものです。

(総務労政課金融相談係)

【平成 14 年度融資実績】

(単位：件・千円)

実績 資金名	平成 1 4 年 度 実 績				
	預託額	新規貸付(H15.3月末)		貸付残高(H15.3月末)	
		件数	金額	件数	金額
一般事業資金	732,000	197	1,128,680	484	1,610,909
経営改善促進資金	2,461,000	204	1,582,400	627	3,422,668
組合資金	338,540	0	0	18	438,373
中小企業近代化促進資金	5,697,590	23	900,000	478	9,486,709
ステップアップ資金	822,660	9	155,000	100	991,544
緊急経営安定資金	206,260	1	10,000	108	239,880
経営安定化特別資金	248,000	6	45,000	12	76,747
新規創業等支援資金	208,180	6	72,000	28	295,308
ニューパワーアップ資金	4,036,900	73	640,450	925	4,137,035
小規模企業特別対策資金	196,190	63	172,580	204	304,281
計	14,947,320	582	4,706,110	2,984	21,003,454

\* 新規貸付は、平成 14 年度において、貸付けしたものである。

平成 15 年度 旭川市中小企業融資制度一覧

資金名		融資対象者	貸付	
			使途区分	貸付限度額
一般事業資金	一般事業資金	* 営業実績 市内で1年以上 * 業種 北海道信用保証協会が定める保証対象業種に該当するもの	運転資金	運・設あわせて 2,000 万円
	小口資金	* 営業実績 市内で1年以上 * 常時使用する従業員数が10人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者		運・設あわせて 1,000 万円
	特別小口資金 (無担保・無保証人融資制度)	* 営業実績 市内で1年以上 * 常時使用する従業員数が5人以下で、市民税を納付している個人事業者	設備資金	運・設あわせて 500 万円
経営改善促進資金	長期資金	* 市内で1年以上事業を営んでいる中小企業者等 * 業種 遊興娯楽関係業種でない中小企業者等	運転資金 設備資金	長期・短期あわせて 5,000 万円
	短期資金		運転資金	
経営安定化特別資金	一般資金	* 営業実績 市内で1年以上のもの * BSE, 災害, 倒産等により事業活動に影響を受けている中小企業者等 * 中小企業信用保険法第2条第3項第5号に基づく不況業種に指定されている業種を営む中小企業者等 * 売上が減少(前年比)している中小企業者等	運転資金	1,000 万円
	借換融資	* 営業実績 市内で1年以上のもの * 前年度以前に市の制度資金を借入れ融資残高のある中小企業者等 * 最近3か月の売上げが前年同月比で減少している中小企業者等 * 借換融資により経営の安定や改善が見込まれかつ返済の見込みのある中小企業者等		* 既往借入金の融資残高 既往借換えに伴い、新たな資金を借入れる場合は当初借入額
緊急経営安定資金	倒産関連融資	* 営業実績 市内で1年以上 * 倒産企業の関連により経営に影響を受けたため、緊急に資金を必要とする中小企業者等	運転資金	2,000 万円(債権相当額以内)
	緊急対策融資	* 営業実績 市内で1年以上 * 火災その他の災害により、緊急に資金を必要とする中小企業者等 * 公共工事に関連した移転等の影響で補償等により補填されない場合で、資金を必要とする中小企業者等 * 任意整理による再建企業に対し、その債権の50%以上を放棄したことにより、緊急に資金を必要とする中小企業者等	運転資金 設備資金	運・設あわせて 2,000 万円 (補償で補填されない額以内) (放棄債権相当額以内)
ニューパワーアップ資金 (金融環境調整資金)		* 営業実績 市内で1年以上 * 次のいずれかに該当する中小企業者等 ・最近3か月または1年間の売上高(生産高)が前年同期と比較して減少しているもの ・短期借入金を長期に移行させ、財務の体質改善を図るもの ・長期または短期の借入金が、前年同期または前前年同期と比較し、減少しているもの ・金融機関の変更や取引引き状況に変化を生じているもの	運転資金 設備資金	運・設あわせて 2,000 万円
新規創業等支援資金		* 市内で新規に事業を営もうとしているもの * 業種 遊興娯楽関係業種でないもの * 既存企業で新製品, 新技術, 新サービスを事業化しようとしているもの * 新たな分野に進出し, 積極的に事業展開を図ろうとしているもの * 分社化して新たな事業を起こし, 経営の多角化を図るもの	運転資金 設備資金	運・設あわせて 2,000 万円
ステップアップ資金		* 営業実績 市内で1年以上 * 下請け取引引きの変化等に対応し, 取引先の開拓や週40時間制への対応及び労働環境整備等に資金を必要とする中小企業者等	運転資金 設備資金	運・設あわせて 3,000 万円

条 件				取扱金融機関	申 込 先	考 備			
貸付利率	貸 付 期 間	据置期間	保証人・担保						
年 2.1%	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	運・設とも 1年以内	保証人～必要 担保～原則として 必要	市内の金融機関 (中小公庫, 国民公庫, 労金を除く)	取扱金融機関 又は市総務労 政課	すべて保証協会の保証 付 商業手形担保貸付も可 能 資金の取扱期間 年度中取扱う 信用保証料補給あり(支 払った保証料の70%を補 助)			
年 1.9%									
年 1.6%	5年以内	運・設とも 6か月以内	不 要		市総務労政課	必要に応じて信用保証 協会付にできる 資金の取扱期間 年度中取扱う			
年 2.3%	10年以内	運・設とも 1年以内							
年 1.9%	1年以内	-			取扱金融機関 又は市総務労 政課				
年 3.0% 以下 (変動金 利)	5年以内 短期(1年以 内)の取扱も可	6か月以内	金融機関との協議 により定める (信用保証付の場 合は, 保証協会と の協議も必要)		市総務労政課	資金の取扱期間 年度中取扱う 経営安定化特別資金の 利用者(借換融資を除 く。)で信用保証協会を 利用する場合, 信用保 証料の全額を市が補助 する			
	7年以内								
年 1.2%	7年以内	1年以内							資金の取扱期間 年度中取扱う(ただ し, 融資枠の消化状況に より, 年度途中で取扱い が出来なくなる場合が ある) 必要に応じて信用保証 付にできる 倒産関連融資の利用者 で, 信用保証協会を利用 する場合, 一定の要件に 該当する者には, 信用保 証料の全額を補助する
		運・設とも 1年以内							
年 1.2%	7年以内	運・設とも 1年以内							
年 1.3%	10年以内	運・設とも 1年以内						市の定める業種, 事業に ついては, 2年間全額利 子補給, 信用保証料全額 補助	
年 1.4%	10年以内	運・設とも 1年以内							

資 金 名		融 資 対 象 者	貸 付	
			使 途 区 分	貸 付 限 度 額
中小企業近代化 促進資金		<ul style="list-style-type: none"> <li>* 営業実績 市内で1年以上</li> <li>* 業績の拡大,近代化,大型店等への対策及びITエンジニア化のため,店舗の新増改築,移転,店内設備の改善資金を必要とする中小企業者等</li> <li>* 工場の新増改築,移転,大型機械設備等の導入に資金を必要とする中小企業者等</li> <li>* 買物公園まちづくり協定で定める区域内で事業活動を行っている中小企業者等</li> <li>* 物流団地において地区計画で指定する施設を建設する中小企業者等</li> <li>* 市内で旧「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」に定められた特定業種を営んでいる中小企業者等(リサーチ等に進出する場合は新規含む)</li> <li>* 生産,加工,販売のための機械設備の購入,企業の情報化機器の購入のために資金を必要とする中小企業者等</li> <li>* 公害防止施設・設備を設置する中小企業者等</li> <li>* 業 種 建設業,製造業,情報通信業,運輸業,卸売・小売業,飲食業(食事の提供を主とする)・宿泊業,医療・福祉(介護事業(社会福祉法人を除く。新たに事業を営むものも可)),サービス業(洗濯・理容美容・浴場業,駐車場業,写真業,自動車整備業,機械等修理業,土木建築サービス業)事業協同組合,商店街振興組合等</li> </ul> <p>ただし公害防止施設・設備に要する資金にあつては,農業(畜産業含む)も対象とする</p>	設備資金	2億円
		誘致企業等融資 「旭川市工業等振興促進条例」に該当する企業		
組合資金	組合一般融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 中小企業等協同組合法による組合及び組合員</li> <li>* 中小企業団体の組織に関する法律による協業組合及び組合員</li> <li>* 商店街振興組合法による組合及び組合員</li> </ul>	運転資金 設備資金	運・設あわせて 組合1億5千万円 組合員5,000万円
	高度化支援融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 集団化,共同化など高度化事業を行う事業協同組合,商店街振興組合,協業組合等</li> </ul>	設備資金	総事業費の15%以内(ただし7億5千万円を限度とする)
小規模企業特別対策資金	小口融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 市内で1年以上の事業実績を有し,次に該当する小規模企業者</li> <li>* 売上高が1億5千万円(小売業・飲食業・サービス業は1億円)以下のもの</li> <li>* 常時雇用する従業員数が10人(商業・サービス業は5人)以下の企業</li> <li>* 市民税(法人にあつては法人市民税)を滞納していないもの</li> <li>* 業 種 建設業,製造業,卸・小売業,運輸・通信業,飲食業(食事を主とするもの),不動産・保険業,サービス業</li> </ul>	運転資金 設備資金	運・設あわせて 500万円
	無担保無保証人融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 営業実績 市内で1年以上のもの</li> <li>* 売上高1億円(小売業,飲食業,サービス業は6千万円)以下の中小企業者等</li> <li>* 常用従業員数 5人(商業,サービス業は3人)以下の小規模企業者</li> <li>* 市民税(法人市民税)を滞納していないもの</li> <li>* 業 種 建設業,製造業,卸・小売業・運輸・通信業,飲食業(食事を主とするもの),不動産・保険業,サービス業</li> </ul>	運転資金	200万円



条 件				取扱金融機関	申込先	備 考
貸付利率	貸付期間	据置期間	保証人・担保			
年 1.6%	15 年以内 機械設備の場合 10 年以内	1 年以内	金融機関との協議により定める (信用保証付の場合は保証協会との協議も必要)	市内の金融機関 (中小公庫 国民公庫, 労金を除く)	市総務労政課	* 必要に応じて信用保証付きにできる * 資金の取扱期間 年度中取扱う (ただし融資枠の消化状況により, 年度途中で取扱ができなくなる場合がある)
		2 年以内				
年 1.9% ~ 年 2.3%	運転 7 年以内 設備 10 年以内	運・設とも 1 年以内		商工組合中央金庫 旭川支店	市総務労政課 商工会議所 各商工会 商工中金	* 資金の取扱期間 年度中取扱う
年 1.2%	20 年以内	3 年以内			市総務労政課	* 高度化事業の実施に併せて行う
年 1.7%	5 年以内	6 か月以内	連帯保証人 1 名 (法人の場合代表者の他 1 名) 担保 不要	市内各信用金庫 北洋銀行 北海道銀行 北陸銀行 秋田銀行 札幌銀行 北央信用組合	市総務労政課	* 資金の取扱期間 年度中取り扱う * 融資枠が消化され次第取扱いを終了します。 * 企業調査がありません
年 7.0% 利子補給制度あり (年 3.5% を利子補給)	3 年以内	3 か月以内	連帯保証人 不要 (法人の場合代表者) 担保 不要			

(貸付利率は平成 15 年 4 月 1 日現在。貸付利率は, 金融情勢により変わることがある)

## 4 地場産品

### (1) 地場産品

本市は北海道のほぼ中央に位置し、雄大な大雪山国立公園の玄関口として恵まれた自然環境のもと、肥沃な土地と豊かな農林水産資源を背景に、全国的にもその名が知られている「旭川家具」を始めとする木工・クラフト製品、旭川の特産品として定着した「旭川ラーメン」、菓子、酒等、多くの農産加工品が生産されている。

### (2) 販路拡大

地域の優れた素材から産み出された「旭川産品」の販路拡大を図るため道内外の市場に対する商品の紹介・宣伝、情報交換の場として見本市・展示会、取引商談会等への積極的な参加や旭川産品をメインとして開催する「旭川物産フェア」、北海道物産展などへの出展を推進し、販路拡大に努めている。

#### [社団法人 旭川物産協会]

設 立	昭和41年(昭和57年法人化)
会 長	工 藤 善 美(旭旭川地方卸売市場株代表取締役会長)
事務局	旭川市6条通10丁目 旭川市第3庁舎 旭川市商工観光部商業課内
目 的	旭川市及び近郊の生産品を広く紹介・宣伝し、販路の拡張と市場の確立強化を図り、もって本市産業の振興に寄与する。
業 務	・旭川市及び近郊産品の紹介・宣伝 ・産品取引の斡旋、発注、代金の決済 ・各種展示会、見本市、物産展等への参加
会員数	29社 (平成15年4月1日現在)
取引先	道外百貨店、スーパー等

#### [パイあさひかわ運動推進協議会]

設 立	昭和58年10月1日
会 長	工 藤 善 美(旭川商工会議所副会頭)
事務局	旭川市常盤通1丁目 旭川商工会議所内
目 的	本市地場企業の相互活用と地場生産品(加工品を含む)の愛用を促進し旭川経済圏の拡大を図る。
構 成	旭川市、旭川商工会議所、市内各種製造業団体他
事 業	・旭川産品啓蒙普及事業 ・セール旭川運動の積極的な展開 ・地場産品フェスティバルの開催

## 地場産品販路開拓推進費

【目 的】 旭川産品の域内活用の促進と道外への販路開拓，拡大を進め，地場企業の振興を図る。

【予 算 額】 3,868 千円

### 【事業概要】

#### 北海道の物産と観光展主催会場負担金（予算 1,700 千円）

本市で生産されている産品を広く道外に紹介，宣伝，販売するため，参加市と北海道及び北海道貿易物産振興会が共催する「北海道の物産と観光展」（34 会場）の負担金

支出先 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 北海道経済センター  
（社）北海道貿易物産振興会 会長 西村 博司

#### パイあさひかわ運動推進協議会補助金（予算 1,440 千円）

地場企業の相互活用と地場産品の愛用を促進し，地場産業の育成を図っている「パイあさひかわ運動推進協議会」に対する助成

支出先 旭川市常盤通 1 丁目 道北経済センター  
パイあさひかわ運動推進協議会 会長 工藤 善美

#### 北海道物産展開催費（予算 728 千円）

鹿児島市	北海道物産展
関 西	北海道の物産と観光展
関 東	北海道の物産と観光展

（商業課）

## 商業行政費（経常費）（貿易振興対策施策）

【目 的】 本市産品の海外市場開拓のため，貿易促進団体等に参加して，情報の収集や提供を行うとともに，貿易に関するセミナーや研修会を開催し，貿易の振興を図る。

【予 算 額】 810 千円

### 【事業概要】

#### 北海道経済国際化推進会議負担金（予算 200 千円）

道内中小企業の海外取引や海外進出を支援していく同会議（行政や経済団体で構成）に対する負担金。

支出先 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 北海道経済センター  
北海道経済国際化推進会議 会長 西尾 長光

#### 北海道ビジネスセンター負担金（予算 50 千円）

北海道とロシア極東地域の経済交流を促進するため，情報の収集や提供，企業進出の活動支援を進める窓口となる同センターに対する負担金。

支出先 札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 毎日札幌会館  
北海道サハリンビジネス交流支援協会 代表幹事 牧野 嵩

**北海道貿易物産振興会負担金（予算 360 千円）**

国内各地で開催する北海道物産展並びに貿易の窓口である同会に対する負担金。

支出先 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 北海道経済センター  
北海道貿易物産振興会 会長 西村 博司

**日本貿易振興会北海道貿易情報センター負担金（予算 200 千円）**

貿易に関する各種情報資料等の提供を行う同センターに対する負担金。

支出先 札幌市中央区北 1 条西 3 丁目 札幌MNビル5階  
日本貿易振興会北海道貿易情報センター 会長 西尾 長光

（商業課）

**道北地域旭川地場産業振興センター運営補助金**

【目的】 (財)道北地域旭川地場産業振興センターの運営を支援し、道北地域の地場産業の振興、育成を図る。

【予算額】 29,808 千円

【事業概要】

[ (財)道北地域旭川地場産業振興センター ]

商工観光部関係施設

4 (財)道北地域旭川地場産業振興センター (P.79~P.80) に記載

（商業課）

**地域商店街活性化事業調査費**

【目的】 地域通貨を実験的に導入し、その事業手法や地域商店街が取り組む際の課題、事業展開法等についての調査・研究を進めることで、地域商店街の活性化と雇用の創出を図る。

【予算額】 6,997 千円

【事業概要】 商店街を中心としたコミュニティをモデル地域に指定し、地域通貨の実験を行い、その有効性を検証する。

（商業課）

## 5 観 光

観光の振興は、各種関連産業への経済波及効果を伴って地域経済の活性化に大きく寄与するとともに、まちのイメージアップを図るうえでも重要な役割を担っている。

近年、生活様式の変化や価値観の多様化及び余暇の増大等が相まって、優れた魅力を秘める「北海道の雄大な自然」との触れ合いの中でのレジャーやレクリエーションを求める人々が増加している。

観光客のニーズも、こうした時代背景をもとに、より内容の充実した観光レジャーを指向し、通過型から滞在型へ、見る観光からスポーツ・文化・グルメ・イベントなど体験する観光へと質的な変化が見られるとともに、団体ツアーから個人・家族へと形態の変化があることも最近の特徴である。

これらのニーズに対応するためには今後とも近隣市町村等との連携を図るとともに、広域観光団体の活用を図るなど、広域観光振興をより一層推進することが必要である。

### 【平成 14 年度観光入込客数】

(単位：人)

総 数	日帰・宿泊別	道内・道外別	季 節 別
4,046,000	日帰り・通過客 3,524,100	道内客 2,427,700	春季 448,100
		道外客 1,618,300	夏季 2,199,600
	宿泊客 521,900		秋季 621,800
			冬季 776,500

(資料：北海道観光入込客数調査)

### (1) 誘致体制

本市への観光客誘致を目指し、各種誘致宣伝事業を展開し、本市の知名度アップと観光客増大を図るとともに、道北及び大雪圏等の広域観光の推進を目指し、関係機関、団体との連携を深め、圏域全体の一体的な観光客誘致宣伝活動の展開を図る。

(観光課)

#### 観光客誘致宣伝事業費

【目 的】 観光客の入込増加と滞在化推進、本市の知名度・イメージの向上を目的とし、各種観光客誘致宣伝活動を実施する。

【予 算 額】 11,000 千円

【事業概要】 **各種観光客誘致宣伝活動**  
 ア．テレビ番組誘致 イ．旅行エージェント等招へい ウ．マスコミ等取材対応  
**観光宣伝印刷物作成**  
 リーフレット、ポスター等  
**インターネット事業**  
 旭川・大雪圏ポータルサイトの運営等  
**フィルムコミッション事業**

(観光課)

## ふるさと宣伝事業費

【目 的】 本市の出身者及び本市に「ゆかり」のある道外居住者の方々を、「旭川観光大使」に委嘱し、旭川の魅力を広く全国にPRすることを目的に本事業を実施する。

【予 算 額】 480 千円

【事業概要】  
・「旭川観光大使」の委嘱  
・「観光大使名刺」の作成配布  
・観光パンフレット及び各種旭川観光情報等の提供

【始 期】 平成 7 年 8 月

(観光課)

## 旭川観光巡り推進事業費

【目 的】 旭川市内の観光スポットを巡るための循環型観光バスを運行し、旭川を訪れた観光客の利便性を高め、滞在型観光の促進を目的とする。

【予 算 額】 10,000 千円

【事業概要】 市内観光スポットを周回する循環型観光バスの運行

【始 期】 平成 13 年度

(観光課)

## 観光情報センター整備費

【目 的】 多様化する観光ニーズに対応するため、観光情報センターを開設し、本市を拠点とする広域的観光情報の提供を目的とする。

【予 算 額】 10,000 千円

【事業概要】 旭川を訪れる観光客のニーズに応えるため、より細やかな最新の観光情報を提供できる観光案内施設を旭川駅に隣接するHBC旭川放送局1階に設置する。

【始 期】 平成 14 年度

(観光課)

## (2) イベント・コンベンション

イベント・コンベンションの振興は、地域経済の活性化、情報化、国際化等の推進課題を総合的に解決する上で、大きな戦略と位置づけている。

旭川市は、平成6年に国際会議観光都市の認定を受け、同年10月、官民挙げて、コンベンション誘致・支援組織である旭川コンベンションビューローが発足した。

平成8年度から専任の事務局職員を配置し、産・学・官が一体となって、コンベンションの誘致及び主催者の支援業務に当たっている。

平成15年度は、「全国女流アマ囲碁都市対抗戦(1千人)」、「日本腎臓学会(1千人)」、「全日本音楽教育研究大会(1千人)」、「NHK杯国際フィギアスケート大会(6千人)」など幅広い分野の全国大会が開催されるほか、平成16年度には、「日本PTA全国研究大会(7千人)」の開催が決定している。

### [イベント・コンベンションの開催実績数]

#### 1. 規模別

内訳 \ 年度	H 10	H 11	H12	H13	H 14
国 際	5	7	9	11	12
全 国	45	33	54	54	61
全 道	105	143	134	144	125
道 北	57	83	60	108	139
市 内	419	391	451	342	420
合 計	631	657	708	659	757

#### 2. 催事別

内訳	H10	H11	H12	H13	H 14
スポーツ	342	344	401	373	420
大会・学会・集会	113	114	129	92	117
展 示・物 産	20	42	39	37	47
音楽・芸能・美術	90	59	64	92	99
その他お祭り等	66	98	75	65	74
合 計	631	657	708	659	757

(旭川コンベンションビューロー調べ)

## イベント推進事業費

【目 的】 各種イベントの支援等を通じて旭川市の対外的なイメージアップと観光客の誘致を図るとともに、コンベンションの誘致を促進し地域経済の活性化及び地域文化の向上を図る。

【予 算 額】 15,489 千円

### 【事業概要】

旭川ライブジャム開催補助金（予算 4,500 千円）（昭和 61 年度～）

補助先 旭川市 1 条通 9 丁目 北野繊維ビル 2 階  
旭川ライブジャム実行委員会 会長 柴原 勝彦

年度 内訳	H10 (第 13 回)	H11 (第 14 回)	H12 (第 15 回)	H13 (第 16 回)	H14 (第 17 回)
入場者数(人)	10,000	3,500	4,500	2,300	2,500

旭川コンベンションビューロー負担金（予算 7,700 千円）（平成 7 年度～）

支出先 旭川市 6 条通 10 丁目 旭川市第三庁舎 1 階  
旭川コンベンションビューロー(H6.10.1 設立)  
会長 稲村 健藏

地域活性化推進事業補助金(予算 750 千円) (平成 4 年度～ )

補助先 旭川市末広東 1 条 4 丁目  
旭川市四商工会青年部連絡協議会 会長 平岡 隆浩  
実施内容 旭山公園夜桜まつり・石狩川フェスティバル  
音と光りのファンタジー・子供みこしと音楽パレード

旭川航空祭開催補助金（予算 400 千円）（隔年）

補助先 旭川市南 6 条通 18 丁目  
旭川航空祭実行委員会 委員長 本間 章司

（観光課）

## 旭川夏・冬まつり開催事業費

【目 的】 旭川を代表するイベントとして、多数の観光客が訪れる旭川夏・冬まつりを開催・支援する。

【予 算 額】 70,750 千円

### 【事業概要】

旭川夏まつり開催負担金（予算 12,750 千円）

#### 【旭川夏まつり】

開催期日 平成 15 年 7 月 31 日(木)～8 月 2 日(土)



内 容 舞踊パレード・大雪連合みこし・烈夏七夕まつり  
大雪さんろくまつり・ミス旭川コンテスト  
ラーメンフェスティバル・YOSAKOIソーランナイト  
銀座七夕まつり(協賛事業 8月1日~8月7日)  
永山屯田まつり(協賛事業 8月9日~8月10日)

支 出 先 旭川夏まつり実行委員会 委員長 高丸 修  
(事務局 旭川商工会議所)

年 度	H 10	H 11	H12	H13	H 14
参加者数	16,107	13,721	14,183	17,700	18,000
観客動員数	495,000	520,000	1,220,000	405,000	420,000

(単位：人)

旭川冬まつり開催負担金(予算 49,000千円)

【旭川冬まつり】

開催期日 平成16年2月1日(日)~8日(日)(予定)  
内 容 大雪像及び中小雪像,ステージイベント等  
支 出 先 旭川冬まつり実行委員会 会長 菅原 功一  
(事務局 旭川市商工観光部観光課)

年 度	H10 (第40回)	H11 (第41回)	H12 (第42回)	H13 (第43回)	H14 (第44回)
観客動員数	841,000	774,000	755,000	782,000	883,000

(単位：人)

氷彫刻世界大会開催補助金(予算6,500千円)

開催期日 (制作)平成16年2月1日(日)~3日(火)(予定)  
(展示)平成16年2月3日(火)~8日(日)(予定)  
会 場 平和通買物公園 内 容 個人戦・団体戦 各35基(予定)  
補 助 先 氷彫刻世界大会実行委員会 委員長 加賀城 章

あさひかわ雪あかり開催補助金(予算2,500千円)(平成3年~)

開催期日 平成16年2月1日(日)~8日(日)(予定)  
会 場 常磐公園及び市内地域  
内 容 あかりのオブジェの展示・地域雪あかり  
補 助 先 あさひかわ雪あかり実行委員会 委員長 大矢 二郎

(観光課)

## 北海道音楽大行進開催負担金

【目的】 今年で第71回目を迎え、全国的知名度もあり、本市の観光資源としても重要な音楽イベントである北海道音楽大行進を開催する。

【予算額】 3,000千円

### 【事業概要】

期日 平成15年6月7日(土)  
 会場 (開会式) リベライン 旭川パーク・コミュニティランド  
 (行進) 8条斜線～永隆橋通～宮下通  
 参加 84団体 3,700人

支出先 北海道音楽大行進実行委員会 委員長 野崎 耕作

年度	H10	H11	H12	H13	H14
参加団体数	72団体	73団体	66団体	70団体	73団体
参加人数	4,700人	3,200人	3,000人	3,000人	3,320人

(観光課)

## こたんまつり開催負担金

【目的】 旭川を代表する景勝地のひとつである神居古潭を広く道内外の観光客、市民に紹介する「こたんまつり」を開催する。

【予算額】 900千円

【事業概要】 開催期日 平成15年9月23日(秋分の日)  
 会場 神居町神居古潭  
 内容 カムイノミ・イノウ式 ほか  
 支出先 こたんまつり実行委員会 委員長 窪田 久雄

(単位：人)

年度	H10	H11	H12	H13	H14
観客動員数	3,000	3,500	3,500	3,500	3,800

(観光課)

## 氷彫刻振興補助金

### 国際氷彫刻競技会派遣費補助金

【目 的】 氷彫刻国際大会派遣を奨励し、氷彫刻技術の向上と普及を図る。

【予 算 額】 200 千円

【事業概要】 ハルビン国際氷彫刻競技会への選手派遣  
補助先 北海道氷彫刻連合会旭川支部  
支部長 金木 瓊市

【始 期】 昭和 6 3 年度 （昭和 6 0 年度から大会開催）

【派遣実績】

年 度	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14
派 遣 先	中 国 ハルビン市				
期 間	1/3 ~ 1/13	1/3 ~ 1/13	1/3 ~ 1/13	1/3 ~ 1/12	1/6 ~ 1/8
派遣監督	盛永 幸男	川上 隆司	押切 清	木下 隆弘	鈴木 仁
選 手	大平 勝義 木下 隆弘	今平 慎太郎 菅原 敏幸	古田 孝敏 岩田 英樹	渡辺 長武 森田 久	大平 勝義 木下 隆弘
成 績	特別賞	記念賞	2 位	1 位	準優勝
補 助 額	800 千円	800 千円	800 千円	800 千円	800 千円

### 氷彫刻推進補助金

【目 的】 氷彫刻のメッカである旭川市として、氷彫刻の技術向上と文化の普及を図る。

【予 算 額】 900 千円

【事業概要】 全国氷彫刻夏季大会の開催支援等、氷彫刻技術の向上、文化の普及に関すること。  
補助先 日本氷彫刻会 会 長 加賀城 章

【始 期】 平成 7 年度

（観光課）

### (3) 観光関連団体

団体名	住所・代表者	構成	目的
大雪山国立公園 観光連盟	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階 旭川市商工観光部観光課内 会長 菅原 功一	2市・8町 8観光協会 18団体	大雪圏の観光開発を推進し、広域観光の振興を図ることを目的とする。
道北観光開発会議	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階 旭川市商工観光部観光課内 会長 菅原 功一	9市 9商工会議所 9観光協会 27団体	道北における観光開発を促進し、観光事業の健全な指導育成と関係団体相互の連絡協調を図ることを目的とする。
上川地方観光連盟	永山6条19丁目 上川支庁経済部商工労働観光課内 会長 稲村 健藏 (旭川観光協会会長)	25市町村 17観光協会等 42団体	上川地方(上川支庁管内及び幌加内町)における観光事業の健全な発展と関係団体等の連絡協調を図ることを目的とする。
(社)旭川観光協会	常盤通1丁目 道北経済センター内 会長 稲村 健藏	観光関係団体・法人等	旭川市における観光資源の開発と紹介宣伝、観光施設の整備改善、観光関係者の資質の向上等に努めることにより観光事業の健全な振興を図り、もって観光旅行者の利便の増進、観光旅行の容易化、安全の確保及び市民生活の向上、繁栄に寄与することを目的とする。
大雪・十勝広域 観光開発推進協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階 旭川市商工観光部観光課内 会長 菅原 功一	3市 22町村 25市町村	大雪圏及び十勝圏の観光振興計画の策定並びにこの計画に基づく事業等を推進し、広域観光の振興とその国際化を図ることを目的とする。
あさひかわ観光誘致 宣伝協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階 旭川市商工観光部観光課内 会長 稲村 健藏 (旭川観光協会会長)	旭川市 旭川商工会議所 旭川観光協会 旭川コンベンションビューロー 旭川ホテル旅館協同組合 層雲峡観光協会	旭川観光の通年化並びに滞在型観光を促進するため、旭川市内及び周辺の観光関係機関・団体が提携して具体的かつ実践的な観光客誘致宣伝活動を推進し、旭川観光の振興を図ることを目的とする。
(社)北海道観光連盟	札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター内 会長 我孫子 健一	市町村 観光協会 関係団体 法人等	道内における観光事業の健全な発達と振興を図り、国民一般の厚生・保健・文化生活の向上並びに経済の開発発展に資するとともに国際親善に寄与することを目的とする。

## 6 労働福祉

雇用情勢は、有効求人倍率が回復傾向にあるものの、依然低水準で推移し、また完全失業率も過去最高を記録する一方で、労働力人口の高齢化、女子労働者及びパートタイム労働者の増加、労働時間の短縮が進むなど大きく変化している。

こうした状況の中で、労働関係の法制度が改正されており、勤労者を取り巻く環境への対応及び中小企業の労働条件や労働環境の改善への取り組みが、今日的課題となってきたところである。

平成 15 年度も引き続き「就労の促進」、「勤労者の福祉の向上」及び「人材の確保と育成」を柱に各種の施策を推進していく。

### (1) 就労の促進

景気が低迷している中で、完全失業率が依然として高止まりにあるなど就労に係る状況は厳しさを増しており、有効求人倍率も低い水準で推移している。

このような中、特に高齢者や女性の就労を促進することが重要であるため次の施策を実施する。

#### 高齢者就業機会確保事業推進費

【目的】 高齢者の臨時的、短期的な就業ニーズに対応した就業機会を確保するため、就業機会の提供を行う(社)旭川市シルバー人材センターに助成し、高齢者の福祉の増進に寄与するとともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与する。

【予算額】 13,294 千円

#### 【事業概要】

(社)旭川市シルバー人材センター高齢者就業機会確保事業費補助金 (予算 13,194 千円)  
 (社)全国シルバー人材センター事業協会賛助会員負担金 (予算 50 千円)  
 (社)北海道シルバー人材センター連合会賛助会員負担金 (予算 50 千円)

#### [ (社)旭川市シルバー人材センター ]

住 所 旭川市大町 3 条 3 丁目  
 理事長 赤塚 勉  
 設 立 昭和 55 年 7 月  
 会員数 1,309 人 (H15.3.31 現在)  
 事業概要 臨時的、短期的な就業機会の確保、提供  
 臨時的、短期的な無料の職業紹介事業  
 臨時的、短期的な就業に必要な知識、技能の付与

年度	H10	H11	H12	H13	H14
会 員 数 (人)	1,430	1,433	1,390	1,393	1,309
受 注 件 数 (件)	16,794	16,065	16,813	15,979	16,038
受 注 金 額 (千円)	524,555	504,222	503,582	488,716	483,286
就 業 延 人 員 (人)	117,981	113,319	114,287	110,844	110,816

(総務労政課労政係)

## 高齢者生活援助サービス事業補助金

【目的】 (社)旭川市シルバー人材センターが行う高齢者生活援助サービス事業の充実，強化を支援し，地域社会の福祉に寄与する。

【予算額】 2,000 千円

【事業概要】 高齢者生活援助サービス事業補助金

高齢者生活援助サービス事業概要

専門職員（コーディネーター）の配置  
 技能講習・調理実習研修会の実施  
 高齢者生活援助サービスの推進  
 事業のPRと入会の促進

(総務労政課労政係)

### [旭川市高年齢者職業相談室（市民職業相談コーナー）]

【目的】 雇用を取り巻く状況が厳しいことから，旭川公共職業安定所と連携をとりながら，職業や労働に関する相談に応ずる。

【予算額】 3,474 千円

【事業概要】 ・ハローワーク旭川の55歳未満，55歳以上（高年齢者），パートタイマーの求人票を備え，求職の受付。  
 ・職業・労働相談業務

年 度	H12	H13	H14
来 所 者 数	2,840	2,555	3,771
電 話 相 談	803	659	1,102
計	3,643	3,214	4,873
職 業 相 談 件 数	984	962	1,482
職 業 紹 介 件 数	275	240	409
就 職 数	67	57	87

(単位：件，人)

(総務労政課労政係)

## (2) 勤労者の福祉の向上

中小企業の従業員及び事業主を対象に福利厚生事業を実施する「(財)旭川市勤労者共済センター」の育成に努め、また、勤労者資金貸付事業の実施により勤労者の臨時的な資金需要に対応する。

### 中小企業福祉事業費補助金

【目的】 市内の中小企業の従業員及び事業主を対象に組織し、会員の共済、福祉の向上のための事業を行う「(財)旭川市勤労者共済センター」へ助成することにより、中小企業勤労者の福利厚生の実施と中小企業の発展を推進する。

【予算額】 25,624 千円

### 【事業概要】

#### 〔(財)旭川市勤労者共済センター〕

設立	平成9年12月
事務局	旭川市5条通10丁目 旭川市5条庁舎2F
理事長	小野寺 昭成
加入事業所数	730 事業所 (H15.3.31現在)
会員数	6,941 人 (H15.3.31現在)
事業概要	

共済給付事業	会員や家族の冠婚葬祭などに対する共済金給付 結婚・出産祝等 11種類 26項目
福利厚生事業	・スポーツ・レクリエーション事業 ソフトボール大会, ボウリング大会ほか ・健康増進事業 がん検診, 保養施設利用助成ほか ・文化教養事業 各種講座, 映画鑑賞券助成ほか ・その他
会報誌発行	専門店等割引 「みんなの共済」 年4回発行

年度	H10	H11	H12	H13	H14
加入事業所数	648	676	712	738	730
年度未会員数 (人)	6,277	6,423	6,579	6,706	6,941
共済給付件数 (件)	1,409	1,338	1,609	1,540	1,584
共済給付額 (千円)	19,962	19,010	25,335	23,190	23,195

平成9年12月までは「旭川市勤労者共済会」としての実績

(総務労政課労政係)

## 労働行政費（経常費）

### 〔旭川市労働大学講座〕

【目的】 中小企業に働く労働者の雇用関係の知識・教養を高めることにより，労働条件の改善，労働環境の向上に関する啓発を行う。

【予算額】 386 千円

【事業概要】 中小企業の労使及び一般市民を対象に，今日的な労働講座を2日間開催する。

（総務労政課労政係）

## 勤労者資金貸付事業費

【目的】 市内中小企業に従事する勤労者に教育・一般資金の貸付けを行い，臨時的な資金需要に対応することにより，企業の福利厚生制度を補完する。（住宅資金は償還のみ）

【予算額】 150,233 千円

勤労者住宅資金貸付金元利収入	143,230 千円
勤労者教育・一般資金貸付金元利収入	7,081 千円
一般財源	78 千円

### 【事業概要】

	教育・一般資金
預託金額（千円）	7,074
融資枠（千円）	9,197
新規貸付金額（千円）	5,000
貸付件数（件）	5
回収金額（千円）	2,549
前年度貸付残（千円）	4,748



【教育・一般資金】

年度	H10	H11	H12	H13	H14
貸付件数(件)	6	2	3	5	4
貸付金額(千円)	2,330	1,000	1,280	3,580	2,500

資金名		旭川市勤労者教育・一般資金	
貸付対象		中小企業従業員用	季節労働者用
		1. 市内に居住する勤労者であって、市・道民税を完納している者 2. 申込日現在、その事業所に1年以上継続して勤務している者	雇用保険法第38条による短期雇用特例被保険者で、市内に居住し、毎年一定期間(2年で通算12か月以上)同一事業所に勤務し、市・道民税を完納している者
貸付条件	資金用途	教育資金(本人又はその子弟で入学金・授業料等) 一般資金(医療、冠婚葬祭、耐久消費材の購入その他特に必要と認められるもの)	
	貸付限度	100万円	30万円
	貸付利率	教育資金 年1.67%(別途保証料率加算) 一般資金 年1.96%(別途保証料率加算)	
	貸付期間	7年以内	3年以内
	返済方法	元利均等毎月返済	
	保証	「道労信協」による保証(必要に応じ保証人を付する)	
取扱金融機関	北海道労働金庫旭川支店		
申込先	北海道労働金庫旭川支店		
備考	必要書類: 資金申込書, 市・道民税所得証明, 納税証明(市・道民税), 使途内容を証明するもの等		

### (3) 人材の確保と育成

高度情報社会の到来など社会経済情勢の変化に対応するため、市内企業が求める優秀な人材の確保や経営者等の能力開発に努めるほか、技能者の能力向上や育成を推進する。

#### 技術者等人材確保推進事業費

【目的】 首都圏等に在住している者で、高度な技術、知識を有するUターン・Iターン希望者に、地元企業の技術者等の人材需要情報を提供することにより、人材の確保を推進する。

【予算額】 500 千円

#### 【事業概要】

##### 「Uターン情報コーナー」

設置 平成2年10月1日  
場所 商工観光部総務労政課及び旭川市東京事務所  
内容 Uターン・Iターン希望者に地元企業の人材需要状況や企業ガイド等の情報を提供

年度	H10	H11	H12	H13	H14
登録企業	74社	65社	68社	68社	68社
情報閲覧者	57人	31人	24人	41人	58人
就職決定者	8人	4人	7人	2人	3人

#### 企業情報提供（郵送）

Uターン求人情報カード登録企業一覧、企業パンフレットをUターン就職希望者に提供する。

#### 北海道人材誘致推進協議会負担金（予算 150 千円）

支出先 北海道人材誘致推進協議会 会長 佐々木 亮子（北海道副知事）

（総務労政課労政係）

## ものづくり技能者育成支援事業

【目的】 高度な技能技術の伝承，技能者の能力開発及び技能尊重の気運づくりを行う業界団体に助成することにより，ものづくりに係る技能者の育成を支援し，もって本市産業の振興に資する。

【予算額】 300 千円

### 【事業概要】

#### 技能イベント開催補助金

旭川地方技能士会又は技能に関するイベントを開催するために全市的に組織された団体等が，技能を尊重する社会の気運をつくること又は市民の技能に対する理解を深めることを目的とした事業を実施する場合，当該技能士会等に対し支出する。

(総務労政課労政係)

## 労働行政費(経常費)

### [事業内職業訓練施設運営費補助金]

旭川市中小企業等振興条例及び同条例施行規則に基づき，事業内職業訓練施設運営費の助成金を交付する。

【予算額】 3,411 千円

【対象者】 職業訓練法人 旭川地方職業訓練協会(木工科・建築塗装科)  
職業訓練法人 旭川左官職業訓練協会(左官タイル施工科)  
職業訓練法人 旭川建築職業訓練協会(木造建築科)  
カワムラマイスタースクール運営会(木造建築科)

### [旭川市中堅優秀技能者表彰]

本市の産業発展の中心的役割を担う中堅技能者のうち，優れた技能を有し，後進の指導育成及び業界への貢献など活躍がめざましい者を表彰する。

【対象者】 市内企業に雇用されている技能者及び自営業者で，全産業の技能職に就業している者を対象とするが，職業能力開発促進法に基づく技能検定及び職業訓練の職種に係る職業に就業している者を中心として，同一職種に関し，10年以上の実務経験を有し，年齢40才程度までの者とする。

(総務労政課労政係)



# 商工観光部関係施設



# 1 旭川市工芸センター

(1) 所在地 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内  
( TEL 0166-66-1770 , FAX 0166-66-1776 )

(2) 沿革 昭和9年4月 技術指導機関として、木工、窯業、農産加工を含む旭川市立産業指導所を設置  
昭和18年3月 第2次世界大戦のため産業指導所を廃止  
昭和23年10月 旭川市共同作業所を設置  
昭和30年4月 旭川市共同作業所を廃止し、旭川市木工芸指導所を設置  
昭和35年10月 豊岡木工団地に移転、試験棟・木材乾燥室を建設  
昭和42年4月 窯業指導所を旭川市木工芸指導所敷地内に建設移転  
昭和51年5月 木工芸指導所、窯業指導所を統合し、旭川市工芸指導所と改称  
昭和59年3月 旭川家具事業協同組合より工芸センター（管理棟延529.52㎡）の寄付  
平成8年4月 現在地に移転  
平成9年12月 旭川市工芸センターに改称

本市の主要産業である木工芸及び窯業の生産技術の向上並びに品質の改善等の研究指導を行い、これら工業の振興発展に寄与することを目的に設置した。

## (3) 施設の概要

延床面積 1,900.55 ㎡

室名	面積(㎡)	室名	面積(㎡)
技術開発室	203.40	材料試験室	50.05
機械加工室	363.93	製品試験室	55.14
塗装室	55.00	企画開発室	66.30
接着・金工室	70.84	コンピュータ室	67.06
木材乾燥スペース	65.02	会議室	79.46
窯業研究室	192.69	ショールーム	163.61

主な部屋のみ掲載

## (4) 事業内容

情報収集提供（調査分析・情報収集提供・情報企画管理）  
人材育成（研修会・講習会・技術指導・交流促進）  
技術開発（省力化・省資源化・付加価値化）  
製品開発（品種の開発・用途の開発・素材の利活用）  
試験分析（製品性能・検査分析・品質管理・生産基準）  
販売促進支援（展示会開催支援・産品等のPR）  
生活文化創造（国際家具デザインフェア等の開催支援）

(5) 利用状況

(単位：件・人)

年 度		H9	H10	H11	H12	H13	H14
技 術 指 導		260	199	172	161	250	251
巡 回 指 導		7	6	19	3	4	4
実 態 調 査		251	308	0	318	173	295
研 修 会 ・ 講 習 会	開 催 数	27 (12)	37 ( 4)	5 ( 1)	10 ( 1)	20 ( 1)	35 ( 7)
	参加延人員	471 (358)	708 ( 37)	107 ( 39)	160 ( 34)	575 (110)	367 (192)
機 械 使 用	件 数	130	159	520	517	459	576
	時 間	433	272	831	739	677	682
依 頼 業 務		59	36	173	231	225	250

( )内は、うち窯業関係

(6) 平成 15 年度事業計画

情報収集提供

ア 業界実態調査

企業の経営指標、原価構成比率、従業員数、製造品目、仕向け先、経営者の意向等を調査して、業界の実態を把握し、情報として提供するとともに当所の事業計画に反映する。

イ 情報提供

各種情報の収集に努め、その提供を通じて関係業界の技術向上、市場拡大、経営の近代化を図る。

- ・ 工芸ニュースの発行
- ・ 事業報告書の発行
- ・ 研究報告書、調査報告書等の作成発行
- ・ 情報誌の閲覧
- ・ ホームページの充実

ウ 伝統的地場産業に関する調査

人材育成

ア 研修会

近代的企業感覚と総合的技術を備えた人材を養成するため、企業の従業員を対象として、技術技能の基礎知識及び応用技術、経営感覚等について実技を中心に研修指導する。

イ 講習会

各種技術のレベルアップを図るため、企業の現状及び将来的課題に即したテーマを取り上げ、当所が取り組んだ試験研究成果を活用した講習とする。

ウ 受入れ研修

企業からの求めに応じて研修生を受入れ、当所の設備機能を活用した人材の育成を図る。

エ 技術指導

企業の求めに応じ、企業実態及び生産現場に即した技術、設備、管理計画等に関し指導を行う。



### 技術開発

企業の近代化を図るために必要な新技術及び在来技術の応用等の研究を行い、これら技術の活用、普及を図る。

- ・ コンピュータの利用技術研究
- ・ ものづくり支援センター機能の充実
- ・ 品質向上に関する研究
- ・ 品質の安定に関する研究
- ・ 家具のリサイクルに関する調査研究
- ・ 未利用木材等に関する調査研究

### 製品開発

将来的社会ニ - ズ及びユ - ザ - 志向、市場実態、業界の現状と課題等をふまえて開発研究を行い、企業の製品開発に資する。

- ・ 旭川家具コーディネート展示

### 試験分析

製品性能のレベルアップを図るため、製品性能の試験分析及び指導を行い、技術の向上と商品開発研究を促進する。

### 販売促進支援

各種展示会の開催を支援することにより、業界の振興はもとより、産地旭川のイメージアップを図る。

- ・ 第49回旭川木工祭MAKROS（家具）
- ・ 旭川家具横浜展

### 生活文化創造

地域の枠を広げ国際的な視点に立ち、デザイン性の高い生活用具等を幅広く提示していくなど啓発・普及の促進を図る。

- ・ 旭川陶芸フェスティバル
- ・ 市民陶芸講習会

## 2 旭川市工業技術センター

(1) 所在地 旭川市工業団地3条2丁目1番18号  
( TEL 0166-36-3111 , FAX 0166-36-4461 )

(2) 沿革 昭和 63年 7月 7日 建設工事着工  
平成 元年 2月 16日 建設工事竣工  
平成 元年 4月 14日 開 所

機械金属及び関連工業の技術の向上を図るために、技術指導、研究開発、情報の提供を行い、産業の振興発展に寄与することを目的に設置。

### (3) 施設の概要

敷地面積		建床面積		延床面積		構 造	
14,975.00 m <sup>2</sup>		1,662.47 m <sup>2</sup>		2,651.49 m <sup>2</sup>		鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2階建	
室 名	面 積 (m <sup>2</sup> )	収容人員 (人)	室 名	面 積 (m <sup>2</sup> )	収容人員 (人)		
会 議 室	93.79	36	精 密 測 定 室	70.31	-		
視 聴 覚 室	229.71	150	特 殊 加 工 室	57.62	-		
実 習 試 験 室	175.00	30	情 報 処 理 図 書 室	133.98	-		
顕 微 鏡 室	76.56	-	効 率 実 験 室	61.13	-		
機 械 設 計 室	54.12	-	材 料 試 験 室	31.25	-		

駐車場収容台数 80台

室名は主な部屋のみ掲載

(4) 建設事業費 833,849 千円

事業費内訳 建設工事費 553,990 千円  
用地取得費 136,137 千円  
機器購入費 143,722 千円

財源内訳 道補助金 60,000 千円  
日本自転車振興会補助金 104,600 千円  
市 債 467,400 千円  
一般財源 142,329 千円  
その他 59,520 千円

## (5) 事業内容

### 試験・検査及び測定

工業材料の強度試験，非破壊検査，工業計測等の依頼試験の実施

### 技術指導及び新技術の導入促進

技術相談，技術指導の実施と先端技術の普及促進

### 講習会・研修会等の開催

工業技術に関する講習会等の開催

### 技術開発及び共同研究

先端機器による生産加工技術の研究開発  
異業種交流の促進，企業との共同研究

### 技術情報の収集及び提供

工業技術に関する専門図書（雑誌，書籍等）の閲覧  
公開特許情報及び科学技術情報の検索，提供

## (6) 主要機器

材料試験機器	万能材料試験機，ショア硬さ試験機，ブリネル硬さ試験機，ロックウェル硬さ試験機，微小硬さ計，真空高温炉，電気炉，塩水噴霧試験機，走査電子顕微鏡，金属顕微鏡，コンクリート圧縮試験機，発光分析装置
非破壊検査機器	超音波探傷機，磁気探傷機，X線探傷機
測定・計測機器	静ひずみ測定器，動ひずみ測定器，温度記録計，デジタル表面温度計，デジタル放射温度計，つりあい試験機，つりあい試験機（ポータブル），電磁膜厚計，高周波膜厚計，超音波厚さ計，電子比重計，デジタルシンクロスコープ，電子風速計，ペーハーメーター，粗さ測定器，赤外線映像装置，三次元測定器，万能工具顕微鏡，ハイトマチック
CAD・パソコン	CADシステム，パソコン
加工機器	レーザ加工機，旋盤，フライス盤，平面研削盤，シャリングマシン，コーナシャワー，プレスブレーキ，アルゴン溶接機，プラズマ切断機，アーク溶接機，半自動アーク溶接機，ワイヤカット放電加工機，マシニングセンタ
マイコン機器	システムエミュレータ，ロジックアナライザー，デジタルストレージオシロスコープ
その他の機器	産業用マイクロロボット

## (7) 利用状況

### 部屋・機器の使用及び依頼試験等件数

(単位：件)

年 度	H10	H11	H12	H13	H14
部屋及び物品使用件数	83	95	91	103	90
機 器 使 用 件 数	368	455	358	411	548
試 験 等 依 頼 件 数	5,492	5,017	4,143	3,409	4,986
特許等情報検索件数	25	7	1	1	0
成績書謄本交付件数	57	10	21	9	10
合 計	6,025	5,584	4,614	3,933	5,634

### 技術相談指導件数

(単位：件)

年 度	H10	H11	H12	H13	H14
面接相談指導件数	72	64	76	63	103
企業訪問指導等件数	14	64	15	50	63
合 計	86	128	91	113	166

### 技術講習会等開催件数

(単位：件・人)

年 度	H10	H11	H12	H13	H14
講習会等開催件数	7	13	16	8	7
受 講 者 数	280	613	432	40	86

## 工業技術センター設備整備費

- 1. 商工業の概要及び主要施策
- 2. 工業 (2) 技術基盤 P.35 に記載

### 3 旭山動物園

(1) 所在地 旭川市東旭川町倉沼  
( TEL/FAX 0166-36-1104 )

(2) 沿革 昭和 39 年 建設地の調査を開始  
昭和 40 年 建設地を東旭川町倉沼に決定，建設事務局を設置  
昭和 41 年 土木工事，給水工事等に着手  
昭和 42 年 第 1 期工事完了  
昭和 42 年 7 月 開園

(3) 総事業費 (当初計画 昭和 40 年度～43 年度) 279,948 千円

内 訳	用地買収費	46,423	千円
	工事費	176,874	千円
	設計費	21,477	千円
	動物購入費	16,778	千円
	遊戯施設費	18,396	千円

#### (4) 施設の概要

敷地面積 148,681.84 m<sup>2</sup>

建造物 48 棟 7,520.85 m<sup>2</sup>

内 訳	管理施設	16 棟	1,398.61 m <sup>2</sup>
	動物舎	21 棟	5,327.08 m <sup>2</sup>
	便益施設	11 棟	795.16 m <sup>2</sup>

貸出物品	乳母車	50 台
	車椅子	10 台
	電動式車椅子	6 台

利便施設 売店 3 店

駐車場 無料駐車場 930 台  
有料駐車場 1,500 台 (民間 1 回 500 円)

開園期間 夏期 平成 15 年 4 月 26 日 (土)～平成 15 年 10 月 19 日 (日)  
冬期 平成 15 年 11 月 1 日 (土)～平成 16 年 3 月 28 日 (日)

開園時間 夏期 午前 9 時 30 分～午後 5 時 15 分 (入園は午後 4 時 15 分まで)  
冬期 午前 11 時～午後 2 時 (入園は午後 1 時 30 分まで)

休園日 夏期 期間中無休  
冬期 祝日 (2 月 11 日) を除く毎週水・木曜日  
年末年始 (12 月 30 日～1 月 5 日)

飼育動物数

(平成15年4月1日現在)

区分	哺乳類	鳥類	爬虫類	計
種類	49	91	12	152
点数	213	514	36	763

(5) 入園者数

(単位：人)

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14
有料	136,006	155,799	175,193	232,051	277,412	341,425
無料	170,249	196,488	220,024	267,270	298,472	329,006
計	306,255	352,287	395,217	499,321	575,884	670,431

(6) 平成15年度主要行事予定

第9回フォトコンテスト	前年11月2日～10月19日募集 11月上旬表彰式
春まつり	4月26日～5月5日
春まつり抽選会	5月11日
シャトルバス	5月3日～5月5日
絵本の読み聞かせ(動物園読み聞かせの会)	毎月 第2土曜日
ワンポイントガイド	5月11日～7月21日, 8月31日～10月19日 日の日祝
動物園裏側探検	6月7日, 7月5日, 8月2日, 9月6日, 10月4日, 11月1日, 12月6日, 2月7日, 3月6日
動物観察会	野鳥5月18日, フクロウ7月12日
サマースクール(小学5・6年生対象)	7月23日まで募集 8月4日～6日
親子動物教室	7月27日, 8月3日, 8月10日, 8月17日
ぬりえ展示会(ファンタジー休憩所展示)	4月28日～6月30日 募集 8月1日～8月31日 展示
夜の動物園	8月13～17日(旭川南高万灯, 永山小・中あ んどん, 夜の動物ウォッチングホテルのこ みち開設, 屋台広場設営)
第34回児童動物画コンクール	6月1日～8月22日 募集 9月23日～10月19日 展示 9月下旬表彰式
第10回フォトコンテスト	11月1日～翌年10月19日
わくわくゲーム大会	10月19日
動物読書感想文コンクール	11月1日～1月22日 募集 3月表彰式
ペンギンの行進	12月中旬～3月上旬

## 4 (財)道北地域旭川地場産業振興センター

(1)所在地 旭川市神楽4条6丁目1番12号  
( TEL 0166-61-2283 , FAX 0166-62-1903 )

(2)沿革 昭和61年 9月16日 建設工事着工  
昭和62年 8月29日 建設工事竣工  
昭和62年 9月23日 開 館

道北地域の地場産業の振興・育成を図るため、昭和61年6月に上川支庁管内の市町村、関係団体等が一体となって財団法人を設立し、事業推進の中核施設となる道北地域旭川地場産業振興センターを建設した。

### (3)施設の概要

敷地面積	建床面積	延床面積	構 造
9,221.21 m <sup>2</sup>	3,123.30 m <sup>2</sup>	4,293.22 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造2階建一部鉄骨屋根架構

室 名	面 積 (m <sup>2</sup> )	収容人員 (人)	室 名	面 積 (m <sup>2</sup> )	収容人員 (人)
大 展 示 場	1,500.00	1,800	取 引 斡 旋 室	56.00	12
会 議 室	166.11	108	研 究 開 発 室 (1)	80.96	48
研 修 室	80.39	48	研 究 開 発 室 (2)	80.96	24
経 営 相 談 室	80.96	22			

### (4)建設事業費

事 業 費 内 訳		財 源 内 訳	
建設工事費	1,098,700 千円	補助金(国・道)	400,000 千円
用地取得費	260,810 千円	借入金(高度化資金)	767,400 千円
計	1,359,510 千円	市町村補助金等	192,110 千円
		(うち旭川市分)	(177,110)千円

### (5)事業内容

需要開拓事業  
新商品開発能力育成事業  
人材養成事業  
情報収集対策事業  
その他

**(6) 平成 14 年度施設利用状況**

室 名	利 用 日 数 (日)	利 用 率 (%)
大 展 示 場	254	72.6
会 議 室	173	49.4
研 修 室	185	52.9
取 引 幹 旋 室	152	43.3
経 営 相 談 室	202	57.7
研究開発室(1)	215	61.4
研究開発室(2)	232	63.3

**(7) 展示会の実施状況**

(単位：日)

年 度	H10	H11	H12	H13	H14
家 具	73	8	12	13	12
物 産 展	23	28	33	26	22
各 種 機 器	35	65	74	49	43
建 材 ・ 建 具	26	19	21	14	22
自 動 車	18	18	22	25	21
ス ポ ー ツ 用 品	4	3	3	3	0
日 用 雑 貨	9	30	24	21	23
衣 料 品	15	27	13	34	35
そ の 他	57	54	60	91	85
合 計	260	252	262	276	263
年 間 利 用 日 数	253	246	256	263	254

併用利用があるため、用途別利用日数合計と年間利用日数は異なる。

**(8) 平成 15 年度旭川市補助金**

29,808 千円



## 5 観光案内所

観光の宣伝，紹介と観光客へのサービス提供を図ることを目的に設置

### 【旭川観光情報センター】

- (1) 所在地 旭川市宮下通8丁目 HBC旭川放送局1階  
( TEL 0166-26-6665 , FAX 0166-22-6704 )
- (2) 沿革 平成14年6月29日 開設
- (3) 規模 面積 113.09 m<sup>2</sup>
- (4) 設置主体 旭川市
- (5) 運営主体 (社)旭川観光協会
- (6) 利用状況

(単位：件)					(単位：人)	
年度	H10	H11	H12	H13	年度	H14
利用件数	55,540	63,623	62,603	62,506	利用人数	57,513

H14年度より利用件数を利用人数に改めた。

(観光課)

### 【旭川空港観光案内所】

- (1) 所在地 上川郡東神楽町旭川空港ビル内  
( TEL 0166-83-3716 , FAX 0166-83-4040 )
- (2) 沿革 昭和57年9月 開設 (設置主体 上川地方観光連盟)  
(運営主体 大雪山国立公園観光連盟)  
平成5年6月 運営管理を旭川空港ビル(株)に移管  
平成11年6月 運営管理を(株)ジェイエイエストレーディングに移管
- (3) 規模 面積 6 m<sup>2</sup>
- (4) 設置主体 上川地方観光連盟
- (5) 運営主体 (株)ジェイエイエストレーディング
- (6) 利用状況

(単位：件)					
年度	H10	H11	H12	H13	H14
利用件数	8,259	10,154	9,497	10,206	10,839

(観光課)



# 商工業關係條例・規則



# 旭川市中小企業等振興条例 (昭和45年1月14日 条例第2号)

改正 昭和49年4月1日 条例第19号  
昭和52年3月30日 条例第14号  
昭和58年12月28日 条例第35号  
昭和60年4月9日 条例第13号  
平成12年3月31日 条例第61号

(目的)

第1条 この条例は、本市における中小企業が市民生活に果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業者の自主的な努力を助長しつつ、経営の革新、経営基盤の強化等を促し、また、経営者及び従業員の経済的、社会的地位の向上を図るため必要な助成を行ない、その育成振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

(1) 中小企業者 次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イ及びウに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) 中小企業者等 中小企業者、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会及び小売業、サービス業その他の事業を営む者で構成された任意の団体で市長が認めるものをいう。

(3) 小規模企業者 おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者をいう。

(高度化事業に対する助成)

第3条 市長は、次の各号に掲げる中小企業者等が、当該各号に定める施設を設置したときは、当該中小企業者等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(1) 事業協同組合及び事業協同小組合

生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設

(2) 企業組合及び協業組合

経営の近代化のための施設

(3) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会及び小売業、サービス業その他の事業を営む者で構成された任意の団体で市長が認めるもの（以下「商店街振興組合等」という。）

販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設並びに街路灯、アーケード、駐車場、物品預り所、休憩所等組合員及び一般公衆の利便を図るための施設

(4) 中小企業者、事業協同組合及び事業協同小組合

小売商業店舗共同化又は企業合同のための施設

2 前項に定める助成金の額は、その施設の設定に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の5以内（第3号については、100分の25以内）とする。

(市長が指定する地域の特例)

第4条 市長が指定した地域に中小企業者等その他の者が、市長が定める期間内に工場、店舗、共同施設等で市長が認めた施設を設置したときは、当該中小企業者等その他の者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

2 前項に定める助成金の額は、その施設の設定に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の5以内とする。

(適用除外)

第4条の2 前条の規定は、旭川市工業等振興促進条例(昭和60年旭川市条例第13号)に基づく課税免除及び奨励金の交付を受けた者については適用しない。

(中小企業の組織化に対する助成)

第5条 市長は、中小企業者その他の者が、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合又は

商店街振興組合を組織したときは、当該組合に対し、予算の範囲内で市長が別に定める助成金を交付することができる。

(流通の効率化に対する助成)

第5条の2 市長は、地方卸売市場の開設者が当該地方卸売市場の施設又は設備を設置する事業を行った場合で、中小企業者の流通業務の効率化に及ぼす効果が大きいと認めるときは、当該事業に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(商店街の活性化に対する助成)

第5条の3 市長は、商店街振興組合等が、商店街の活性化を推進するため、販売促進、人材育成等の事業を行ったときは、当該事業に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(新製品開発に対する助成)

第6条 市長は、中小企業者等の開発する新製品が、他の中小企業者等に及ぼす効果が大きいもの、又は地域の特性を生かした付加価値の高いものと認められるときは、当該中小企業者等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

2 前項の助成金の額は、その研究開発等に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の50以内とする。

(技能者養成に対する助成)

第7条 市長は、中小企業者等が、職業訓練施設を設置したときは、当該中小企業者等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

2 前項の助成金の額は、その施設の設置に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の20以内とする。

3 市長は、事業内職業訓練を行なう中小企業者等に対し、予算の範囲内において、その運営費の一部を助成することができる。

(従業員福祉施設に対する助成)

第8条 市長は、中小企業者等その他の者が、市長の定める福祉施設を設置したときは、当該中小企業者等その他の者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

2 前項の助成金の額は、その施設の設置に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の10以内とする。

(適用除外)

第8条の2 前条の規定は、旭川市工業等振興促進条例に基づく奨励金の交付を受けた者については、適用しない。

(公害防除施設に対する助成)

第9条 市長は、中小企業者等その他の者が、市長の定める公害防除施設を設置したときは、当該中小企業者等その他の者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

2 前項の助成金の額は、その施設の設置に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の10以内とする。

第10条から第12条まで 削除

(資金融通の円滑化)

第13条 市長は、中小企業の金融の円滑化と正常化を図るため、次の各号に定める資金について、融資のあっせんを行なうことができる。

- (1) 小規模企業者の健全化促進に資するもの
- (2) 小口融資需要に対する金融円滑に資するもの
- (3) 中小企業者の運転資金、設備資金の融資促進に資するもの
- (4) 中小企業者の組織化及び構造の高度化促進に資するもの
- (5) 中小企業の公害防除施設の設置促進に資するもの
- (6) 新規創業等の促進に資するもの
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 前項に定める融資のあっせんを行なうため、市長は、毎年度予算の範囲内において、市長の指定する金融機関及び北海道信用保証協会に一定の金額を預託することができる。

3 前2項の定めるもののほか、融資のあっせんに必要な事項は、市長が別に定める。

(地元製品の販路拡大)

第13条の2 市長は、本市内で生産された製品の市内での消費及び市外への販路の拡大を図るため、必要な施策を講じなければならない。

(経営指導)

- 第14条 市長は、中小企業の経営近代化を図るため、次の各号に掲げる事業の推進に努めなければならない。
- (1) 中小企業の体質改善を図るための企業診断及び事後指導の実施
  - (2) 中小企業構造の高度化促進指導
  - (3) 経営研究団体の育成指導  
(技術指導及び技能者の養成)
- 第15条 市長は、中小企業の技術の向上を図るため、次の各号に掲げる技術指導に努めなければならない。
- (1) 指導機関による試作研究
  - (2) 技術巡回指導の実施
  - (3) 技術者、技能者の養成  
(小規模企業者の育成)
- 第16条 市長は、小規模企業者の経営及び技術の改善を図り、健全な企業に育てるため、企業の実態に即して次の各号に掲げる育成指導に努めなければならない。
- (1) 資金調達力向上のための指導助言
  - (2) 技術水準の改善向上を図る指導
  - (3) 経営管理能力の助長育成
  - (4) 経営構造近代化のための助成
  - (5) その他小規模企業の経営水準向上の指導  
(従業員福祉等に関する施策)
- 第17条 市長は、従業員の福祉向上等を図るため、次の各号に掲げる施策を講じなければならない。
- (1) 中小企業における労使関係の適正化が、労使双方のたゆまぬ努力によって進展するよう必要な援助を行なう。
  - (2) 中小企業における従業員の福祉向上について必要な援助を行なう。
  - (3) 中小企業における労働力の充足のため必要な援助を行なう。
  - (4) 中小企業における労働安全並びに労働衛生意識の高揚を図るために必要な援助を行なう。  
(功労者の表彰)
- 第18条 市長は、中小企業者等及びその従業員その他の者で、次の各号に掲げる事項に関して功績のあったものを表彰することができる。
- (1) 経営管理及び技術の改善向上
  - (2) 地元製品の普及及び販路拡張
  - (3) 新製品の開発
  - (4) 従業員の福祉向上
  - (5) 永年勤続
  - (6) その他中小企業の振興  
(助成等の申請)
- 第19条 この条例に基づく助成等を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、申請書に市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。  
(助成等の決定)
- 第20条 市長は、前条の申請書その他の書類を審査のうえ、助成等を行なうことに決定した場合には、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 2 市長は、前項の決定について条件を付すことができる。  
(報告の聴取)
- 第21条 市長は、助成等を受けようとする者又は助成等の決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)について必要な報告を求め、又は必要な調査を行なうことができる。  
(助成等の取消し等)
- 第22条 市長は、助成決定者が第20条第2項の条件に違反したとき、その他助成等を行なうことが不適当と認めるときは、当該助成決定者に助成等の取消しを通知し、必要な措置を講ずることができる。  
(審議会の設置)
- 第23条 この条例の適正なる運営を図るため、市長の諮問機関として、旭川市中小企業等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。  
(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 旭川市中小企業設備合理化促進条例（昭和32年旭川市条例第20号）は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、現に廃止前の旭川市中小企業設備合理化促進条例の規定に基づき機械等の貸与等を受けていたものは、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 旭川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年 旭川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中

「中小企業設備合理化促進審議会委員 日額1,300円」を

「中小企業等審議会委員 日額1,300円」に改める。

附 則（昭和49年4月1日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月30日条例第14号）

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の旭川市中小企業等振興条例に基づき貸付けを受けた資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年12月28日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年4月9日条例第13号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第61号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。



# 旭川市中小企業等振興条例施行規則（昭和45年2月2日 規則第4号）

改正	昭和46年4月1日	規則第22号	昭和59年2月1日	規則第1号
	昭和47年8月18日	規則第40号	昭和62年6月17日	規則第26号
	昭和48年6月1日	規則第31号	平成5年4月20日	規則第15号
	昭和52年4月1日	規則第9号	平成12年6月8日	規則第102号
	昭和53年5月15日	規則第27号	平成13年3月30日	規則第22号
	昭和55年2月25日	規則第5号	平成13年5月25日	規則第52号
	昭和57年12月1日	規則第57号		

（趣旨）

第1条 この規則は、旭川市中小企業等振興条例(昭和45年旭川市条例第2号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

（助成対象の任意団体）

第1条の2 条例第2条第2号に規定する小売業，サービス業その他の事業を営む者で構成された任意の団体で市長が認めるものは，商店街が形成されている地域において小売業，サービス業その他の事業を営む者5人以上で構成され，その3分の2以上が中小企業者である団体とする。

（高度化の助成）

第2条 条例第3条第1項第1号から第3号までに規定する中小企業者等は，主たる事務所を本市内に有し，かつ，その構成員の4分の3以上のものがその事業所を本市内に有しているものとする。

2 条例第3条第1項第4号に規定する助成対象組合等であって小売商業店舗共同化施設を設置するものは，次の各号の要件を備えているものとする。

(1) 組合が計画を作成する場合にあっては，その共同店舗に占める中小小売商業の売場床面積が全売場床面積の100分の70以上を占めていること。

(2) 組合員以外の中小小売業者が共同して計画を作成する場合にあっては，中小小売業者5人以上のものが共同店舗を設置し，寄合百貨店又はセルフサービス方式による小売商業を営むものであること。

(3) 前号の場合にあって，その共同店舗が会社組織であるときは，当該会社の出資比率に占める中小小売業者の割合が100分の70以上であること。

3 条例第3条第1項第4号に規定する助成対象法人であって企業合同事業の施設を設置するものは，次の各号に定める要件を備えているものとする。

(1) 市長が別に指定する業種に属する中小企業者であり，合併又は共同出資により会社を設立したものであること。

(2) 合併又は共同出資を行う中小企業者の4分の3以上が本市内に事業所を有するものであること。

4 前各項に規定する助成対象施設及びその要件は，別表のとおりとする。

（指定地域の助成）

第3条 条例第4条第1項に規定する市長が指定する地域は，企業立地の適正要因，都市機能の効率性及び市民生活に及ぼす便益等総合的有利性を有し，その地域に中小企業者等その他のものが施設を設置することが企業活動を助長し，企業の育成振興に寄与すると認める地域とする。

2 条例第4条第1項の助成対象施設及びその要件は，別表のとおりとする。

（組織化の助成）

第4条 条例第5条に規定する助成対象組合は，主たる事業所を本市内に有し，かつ，その組合員の4分の3以上のものが，その事務所を本市内に有しているものとする。

2 前項の組織化に対する助成は，1組合に対する助成額と組合員1人当りの助成額に組合員数を乗じて得た額の合算額とする。

（流通効率化の助成）

第4条の2 条例第5条の2に規定する事業の助成対象施設及びその要件は，別表のとおりとする。

2 前項の事業に対する助成金の額は，当該事業に要した費用のうち，市長が認めた額の100分の10以内とする。

（商店街活性化の助成）

第4条の3 条例第5条の3に規定する事業に対する助成金の額は，次の各号に掲げる事業の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1) 販売促進事業 当該事業に要した費用のうち，市長が認めた額の3分の2以内で，45万円を超

えない額

- (2) 人材育成事業 当該事業に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の50以内で、50万円を超えない額
- (3) その他市長が特に認める事業 その都度市長が定める額  
(新製品開発の助成)

第5条 条例第6条に規定する助成対象経費は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 原材料の購入に要した経費
- (2) 機器の購入又は借入れに要した経費
- (3) 設計依頼、試験依頼又は技術指導に要した経費
- (4) 外注による加工に要した経費
- (5) その他特に必要と認める経費  
(職業訓練施設等の助成)

第6条 条例第7条第1項に規定する助成対象施設及びその要件は、別表のとおりとする。

- 2 条例第7条第3項に規定する運営費の助成は、1事業内訓練施設に対する助成額と訓練生1人当りの助成額に訓練生数を乗じて得た額とその他市長が必要と認めた経費との合算額とする。  
(従業員福祉施設の助成)

第7条 条例第8条に規定する助成対象施設及びその要件は、別表のとおりとする。

(公害防除施設の助成)

第8条 条例第9条に規定する助成対象施設は、次の各号に定めるものとする。

- (1) すず，その他粉じんを処理する施設
- (2) 亜硫酸ガス又は無水硫酸を処理する施設
- (3) 污水处理施設及び除外施設
- (4) 騒音防止施設  
(助成金の算出基準)

第9条 第2条，第3条，第4条の2，第6条第1項，第7条及び第8条までの規定による助成金の交付額は，助成対象施設の固定資産評価額又はこれに準ずる額を基礎として算出するものとする。

(助成金の交付申請)

第10条 第2条から第4条の2まで，第6条第1項，第7条及び第8条の規定により助成金の交付を受けようとする者は申請書(様式第1号)を，第4条の3，第5条及び第6条第2項の規定により助成金の交付を受けようとする者は申請書(様式第1号の2)をそれぞれ次の各号に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条，第3条，第4条の2，第6条第1項，第7条及び第8条の規定によるものは，当該施設の設置完了後3か月
- (2) 第4条の規定によるものは，当該組合の設立登記完了後3か月
- (3) 第4条の3の規定によるものは，当該事業の完了後1か月
- (4) 第5条の規定によるものは，市長が別に定める日
- (5) 第6条第2項の規定によるものは，当該事業内訓練事業に係る事業年度開始後3か月

2 前項第1号に該当する施設の設置が数年にわたる場合において，提出される申請書がその1年度にかかるものであるときは，申請者はその全体計画を明確にした書類を添付しなければならない。

(変更届出)

第11条 助成金の交付を受けようとする者が，前条の規定により提出した申請書の記載内容に変更を生じたときは，直ちにその旨を市長に届出なければならない。

(決定通知)

第12条 市長は，第10条第1項の規定による申請書の提出があったときは，当該申請書の内容を審査し，その結果を申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第13条 第2条から第8条までの規定による助成金は，それぞれ次の各号に掲げる事項の確認を行った後交付するものとする。ただし，市長が特に必要と認めるときは，概算払をすることがある。

- (1) 第2条，第3条，第4条の2，第6条第1項，第7条及び第8条の規定によるものは，当該施設の事業開始
- (2) 第4条の規定によるものは，当該組合の設立登記の完了
- (3) 第4条の3の規定によるものは，当該事業の完了

- (4) 第5条の規定によるものは、市長が別に定める事項
- (5) 第6条第2項の規定によるものは、当該事業内訓練の当該年度の事業開始  
(相続等による特例)
- 第14条 市長は、相続、合併、分割、譲渡等の事由により助成金の交付を受ける者に変更が生じたときは、当該事業が継続される場合に限りその承継者に対し助成金を交付することがある。
- 2 前項の規定により助成金の交付を受けようとする者は、変更を生じた日から15日以内に事業承継届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。  
(報告書の提出)
- 第15条 第2条、第3条、第4条の2、第6条第1項及び第7条の規定により助成金の交付を受けることとなった者は、当該施設の事業開始の日の属する事業年度から助成金の交付を受けた年度の翌年度まで、毎事業年度の事業報告書(様式第4号)を事業年度終了後3か月以内に市長に提出しなければならない。
- 2 第4条、第4条の3、第5条、第6条第2項及び第8条の規定により助成金の交付を受けることとなった者は、当該助成金の交付を受けた日の属する事業年度の事業報告書を当該年度終了後3か月以内に市長に提出しなければならない。  
(事業の廃止、縮小及び休業届の提出)
- 第16条 第2条、第3条、第4条の2、第6条第1項、第7条及び第8条の規定による助成金の交付を受けた者が、当該施設の事業を廃止し、又は縮小し、若しくは休業した場合は、当該事業の廃止又は縮小若しくは休業の日から10日以内に事業の廃止(縮小、休業)届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。  
(重複助成の禁止)
- 第17条 第2条、第4条の2、第6条第1項、第7条及び第8条の規定による助成のうちそのいずれかによって助成を申請した者は、同一施設についてこの条に定める他の条項による助成を申請することができない。  
(施設の維持管理)
- 第18条 第2条、第3条、第4条の2、第6条第1項、第7条及び第8条の規定による助成を受けることとなった者は、その助成対象施設について、助成の主旨にそって善良な管理者の注意をもってその運用管理に努めなければならない。  
(調査等)
- 第19条 市長は、助成対象施設の運用管理その他について必要な調査を行ない、又は報告を求めることがある。
- 第20条から第37条まで 削除  
(利子補給等)
- 第38条 市長は、融資のあっせんに伴い、特に小規模企業の育成助長、公害防除及び設備近代化を促進するため、信用保証料の補給及び貸付金利の補給を行うことがある。  
(損失の補償)
- 第39条 市長は、条例第13条により融資のあっせんを行なった後において、借受者が返済不能となり、損失のあったときは、これを補償することがある。  
(表彰)
- 第40条 条例第18条に規定する表彰は、表彰状をもってこれを行なう。この場合において、併せて記念品を贈ることがある。  
(永年勤続)
- 第41条 条例第18条第5号に規定する永年勤続は、同一事業所又は同一事務に30年以上従事し、又は勤続し、他の模範となる者にこれを行なう。  
(表彰の手続)
- 第42条 表彰は、企業主又は推せん団体の長が推せんした者のうちから、市長がこれを行なう。  
2 前項の推せんは、推せん書(様式第16号)によるものとする。  
(審議会)
- 第43条 条例第23条の規定に基づき設置する旭川市中小企業等審議会(以下「審議会」という。)の委員の定数は12人とする。  
2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。  
(会長及び副会長)
- 第44条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、会長及び副会長は委員の互選とする。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(招集)

第45条 審議会は、必要のつど会長が招集する。

(会議)

第46条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第47条 審議会の庶務は、商工部において行なう。

(補則)

第48条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年4月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年8月18日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年6月1日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和52年4月1日規則第9号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年5月15日規則第27号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の旭川市中小企業等振興条例施行規則に基づき貸付を受けた資金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和55年2月25日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年12月1日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年2月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年6月17日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年4月20日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月30日規則第32号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月8日規則第102号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日規則第22号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年5月25日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

別 表

対 象 施 設	適 用 範 囲 及 び そ の 要 件
土 地	<p>1 取得の登記完了後、3年以内に施設を設置した場合のみを対象とする。</p> <p>1 助成対象の土地面積は、施設の建築面積（主たる施設が構築物の場合は、設置面積）の3倍以内とする。ただし、製造業の共同施設にあっては、生産に直接関係のある場合は5倍以内とする。</p> <p>3 第2条の場合においては、共同施設以外の施設が同一建物の中にあるときは、その共同施設の使用する部分が総面積の100分の70以上あるものとする。</p> <p>4 第7条に規定する場合は、福祉施設を設置する目的で取得したものである。</p> <p>5 第3条の場合においては、店舗、工場、共同施設等（以下「店舗等」という。）以外の施設が同一建物の中にあるときは、その店舗等の使用部分が総建築面積の100分の70以上あるものとする。</p>
建 物	<p>1 建物の構造は、防火構造以上の安全性及び耐久性を有するものとする。</p> <p>2 第2条第2項の場合においては、当該店舗の売場面積は200平方メートル以上であること。</p> <p>3 第4条の2第1項の規定による施設は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 卸売場施設</li> <li>(2) 仲卸売場施設</li> <li>(3) 買荷保管所又は積込所施設</li> <li>(4) 倉庫施設</li> <li>(5) 冷蔵庫施設</li> <li>(6) その他市長が特に必要と認めた施設</li> </ul> <p>4 第7条の規定による施設は、次のとおりとする。ただし、食堂及び休養室は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する基準を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 独身寮施設（居室、食堂、浴室、図書室及び休養室等）</li> <li>(2) 小規模体育施設（卓球、バトミントン及びバレーコート等）</li> <li>(3) 事業所内における施設（更衣室、浴室、食堂、講堂、研修室及び休養室等）</li> <li>(4) その他市長が特に必要と認めた施設</li> </ul>
その他の施設	<p>最小必要限度と認める構築物、機械及び装置並びに附帯設備等とする。</p>

# 旭川市工業等振興促進条例（昭和60年4月9日 条例第13号）

改正	平成 2年4月 6日	条例第10号
	平成 4年3月 27日	条例第12号
	平成 7年3月 28日	条例第16号
	平成 9年3月 31日	条例第23号
	平成 11年7月 1日	条例第37号
	平成 13年3月 26日	条例第20号
	平成 13年7月 6日	条例第47号
	平成 15年4月 10日	条例第41号

## （目的）

第1条 この条例は、本市における工業等の振興を促進するため、市内に工場、事業所、試験研究施設及び研修施設（以下「工場等」という。）を新設し、又は増設する者に対し課税免除又は助成の措置を行い、もつて本市経済の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 工場 物の製造又は加工を行う施設をいう。
- (2) 事業所 別表に定める業種に属する事業を行う施設をいう。
- (3) 試験研究施設 先端的な技術を応用した工業製品の開発のための試験又は研究を行う施設及び地域経済の振興に寄与すると認められる研究施設をいう。
- (4) 研修施設 従業員の研修を主たる目的とする施設をいう。
- (5) 固定資産 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる資産をいう。
- (6) 固定資産税 旭川市税条例（昭和43年旭川市条例第20号）第58条第1項に基づいて本市が課する固定資産税をいう。
- (7) 事業所税 旭川市税条例第139条第1項に基づいて本市が課する事業所税をいう。
- (8) 都市計画税 旭川市都市計画税条例（昭和31年旭川市条例第27号）第2条第1項に基づいて本市が課する都市計画税をいう。
- (9) 固定資産税に係る基準年度 新設し、又は増設した工場等が操業を開始した日（以下「操業日」という。）以後最初に固定資産税を課されることとなつた年度をいう
- (10) 事業所税に係る基準年度 操業日の属する事業年度（個人にあつては、その年）の事業に係る事業所税を課されることとなつた年度をいう。

## （課税免除、奨励金の交付等）

第3条 市長は、この条例に定めるところにより旭川市税条例の規定にかかわらず固定資産税の課税免除を行い、又は次の各号に掲げる奨励金の交付を行うものとする。

- (1) 工場等設置奨励金
- (2) 土地取得奨励金

2 市長は、前項に定めるもののほか資金のあつせんその他必要な事項について便宜を供することができる。

## （課税免除の対象）

第4条 前条第1項の固定資産税の課税免除は、工業再配置促進法（昭和47年法律第73号）第5条第1項の規定による認定を受けた計画に従つて、規則で定める地域内に当該認定の日から起算して5年以内に移転した工場で、当該工業生産設備を構成する固定資産（製造の事業の用に直接供されるものに限る。）の取得価額（旧工場（同法第2条第1項に規定する移転促進地域内にある工場をいう。以下同じ。）から移転したものについては、移転時の価額）が工業再配置促進法施行令（昭和47年政令第383号）第7条に規定する額を超えるものを新設し、又は増設した者に対して行う。

## （課税免除）

第5条 市長は、前条に該当する者が新設し、若しくは増設した設備に係る機械及び装置又は当該新設し、若しくは増設した設備に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地（前条の認定の日以後に取得したものに限り、かつ、土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする工場用の建物の建設に着手し、又は当該土地に取得時に現に存した建物の全部若し

くは一部を当該工場用の建物にした場合に限る。) に対して課する固定資産税について課税免除する。ただし、当該工場用の建物の床面積が旧工場用の建物の床面積に 2 を乗じて得た面積を超える場合におけるその超える面積に対応するもの及び当該敷地である土地の面積が旧工場用の敷地である土地の面積に 5 を乗じて得た面積を超える場合におけるその超える面積に対応するものについては、この限りではない。

- 2 固定資産税の課税免除を行う期間は、固定資産税に係る基準年度以降 3 年間とする。  
(奨励金交付の対象)

第 6 条 第 3 条第 1 項第 1 号の工場等設置奨励金の交付は、規則で定める地域内に次の各号の一に該当する工場等で市長の指定を受けたものを新設し、又は増設した者に対して行う。

- (1) 工場にあつては、次のいずれかに該当するもの
  - ア 新設のために投下された固定資産の取得価額が 5,000 万円を超え、かつ、新設後における常時雇用する従業者数が 30 人以上(規則で定める者が新設する場合にあつては新たに常時雇用する従業者数が 20 人以上)であるもの
  - イ 増設のために投下された固定資産の取得価額が 3,000 万円を超え、かつ、増設に伴い増加する常時雇用する従業者数(以前に工場等設置奨励金の交付決定を受けた者が増設する場合にあつては、その交付決定を受けた時点における従業者数に比べて増加する従業者数をい)う。次号イにおいて同じ。)が 3 人以上であり、増設後における常時雇用する従業者数が 20 人以上であるもの
- (2) 事業所又は試験研究施設にあつては、次のいずれかに該当するもの
  - ア 新設のために投下された固定資産の取得価額が 5,000 万円を超え、かつ、新設後における常時雇用する従業者数が 5 人以上(規則で定める者が新設する場合にあつては 2 人以上)であるもの
  - イ 増設のために投下された固定資産の取得価額が 3,000 万円を超え、かつ、増設に伴い増加する常時雇用する従業者数が事業所にあつては 2 人以上、試験研究施設にあつては 3 人以上であり、増設後における常時雇用する従業者数が試験研究施設にあつては 5 人以上であるもの
- (3) 研修施設にあつては、新設又は増設のために投下された固定資産の取得価額が新設にあつては 5,000 万円、増設にあつては 3,000 万円を超え、かつ、新設又は増設後における常時雇用する従業者数が 3 人以上であるもの

2 第 3 条第 1 項第 2 号の土地取得奨励金の交付は、規則で定める地域内に次の各号の一に該当する工場、事業所又は試験研究施設で市長の指定を受けたものを新設し、又は増設した者に対して行う。

- (1) 工場にあつては、次のすべてに該当するもの
  - ア 前項第 1 号に該当する工場であること。
  - イ 敷地面積が 3,000 平方メートル以上であること。
- (2) 事業所又は試験研究施設にあつては、次のすべてに該当するもの
  - ア 前項第 2 号に該当する事業所であること。
  - イ 敷地面積が 3,000 平方メートル以上であること。

3 前 2 項に規定する市長の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより操業日以後速やかに市長に申請しなければならない。

(奨励金の交付)

第 7 条 市長は、前条第 1 項に規定する工場等について市長の指定を受けた者に対し、次の各号に掲げる市税の額で、固定資産税に係る基準年度又は事業所税に係る基準年度から 3 年間にそれぞれ課される市税の額に相当する額(増設の場合にあつては、規則で定めるところにより算定した額を控除した額)以内の工場等設置奨励金を交付する。

- (1) 工場等の用に供した前条第 1 項各号に規定する固定資産(以下「交付対象固定資産」という。)及び当該固定資産を設置した土地(取得の日の翌日から起算して 2 年以内に工場等の建設に着手したものに限る。第 3 号及び次項において同じ。)に対して課される固定資産税の額
- (2) 交付対象固定資産のうちの家屋において行われる事業に対して課される事業所税の額
- (3) 交付対象固定資産のうちの家屋及び当該家屋を設置した土地に対して課される都市計画税の額

2 市長は、前条第 2 項に規定する工場、事業所又は試験研究施設について市長の指定を受けた者に対し工場、事業所又は試験研究施設を新設し、又は増設するために取得した土地(工場にあつては、市長が工場の用に供したと認めるものに限る)の取得価額の 100 分の 25 に相当する額以内で 1 億

円を限度として土地取得奨励金を交付する。

(課税免除及び奨励金交付の申請)

第 8 条 第 5 条の規定により課税免除を受けようとする者及び前条の規定により奨励金の交付を受けようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ市長に申請しなければならない。

(地位の承継)

第 9 条 第 5 条の規定により課税免除を行うべき期間中及び第 7 条の規定により奨励金の交付を行うべき期間中に相続、合併、分割又は事業の譲渡により当該工場等の所有者に変更を生じ、市長にその旨の届出があった場合には、その事業を承継する者に対し当該措置を行うものとする。

(指定及び決定の取消等)

第 10 条 市長は、工場等について市長の指定を受けた者又は奨励金の交付の決定を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該工場等の指定若しくは奨励金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第 6 条第 1 項及び第 2 項に掲げる工場等に該当しなくなつたとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市税を滞納したとき。
- (4) 交付の条件に違反したとき。
- (5) 操業日から 5 年以内に操業を休止し、又は廃止したとき(市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。)

(報告及び調査)

第 11 条 市長は、工場等について市長の指定を受けた者又は課税免除若しくは奨励金の交付の決定を受けた者に対し、当該工場等の操業、雇用状況等について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(適用除外)

第 12 条 この条例は、旭川市中小企業等振興条例(昭和 45 年旭川市条例第 2 号)第 4 条又は第 8 条の規定に基づく助成金を受けた者については、適用しない。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 旭川市中小企業等振興条例の一部を次のように改正する。  
第 4 条の次に次の 1 条を加える。  
(適用除外)  
第 4 条の 2 前条の規定は、旭川市工業等振興促進条例(昭和 60 年旭川市条例第 13 号)に基づく課税免除及び奨励金の交付を受けた者については、適用しない。  
第 8 条の次に次の 1 条を加える。  
(適用除外)  
第 8 条の 2 前条の規定は、旭川市工業等振興促進条例に基づく奨励金の交付を受けた者については、適用しない。
- 3 市長が定める地域において平成 2 年 4 月 1 日以後に操業を開始する工場に対する第 6 条第 1 項第 1 号の規定の適用にあつては、同号ア中「30 人以上(規則で定める者が新設する場合にあつては新たに常時雇用する従業員数が 20 人以上)」とあるのは「10 人以上」と、同号イ中「20 人以上」とあるのは「10 人以上」とする。

附 則(平成 2 年 4 月 6 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 27 日条例第 12 号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 3 月 28 日条例第 16 号)

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日条例第 23 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。



附 則（平成 11 年 7 月 1 日条例第 37 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市工業等振興促進条例第 2 条第 2 号の規定は、平成 11 年 2 月 16 日から適用する。

附 則（平成 13 年 3 月 26 日条例第 20 号）

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の旭川市工業等振興促進条例の規定による指定を受けている者に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 7 月 6 日条例第 47 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 10 日条例第 41 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の旭川市工業等振興促進条例の規定による指定を受けている者に係る奨励金については、なお従前の例による。

#### 別表

- 1 機械修理業
- 2 総合リース業
- 3 産業用機械器具賃貸業
- 4 事務用機械器具賃貸業
- 5 ソフトウェア業
- 6 情報処理サービス業
- 7 情報提供サービス業
- 8 広告代理業
- 9 デザイン業
- 10 機械設計業
- 11 経営コンサルタント業
- 12 エンジニアリング業
- 13 ディスプレイ業
- 14 産業用設備洗浄業
- 15 非破壊検査業
- 16 その他高度技術の開発又は利用を図ることにより新たな事業の創出に特に寄与すると市長が認める業種

# 旭川市工業等振興促進条例施行規則（昭和60年5月15日 規則第25号）

改正	平成2年4月6日	規則第11号
	平成4年3月31日	規則第14号
	平成7年3月30日	規則第16号
	平成9年4月1日	規則第23号
	平成11年7月1日	規則第49号
	平成13年3月30日	規則第41号
	平成15年4月10日	規則第44号

（趣旨）

第1条 この規則は、旭川市工業等振興促進条例（昭和60年旭川市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（新設及び増設の範囲）

第2条 条例に規定する工場等の新設とは、市内に工場等を有しない者が新たに工場等を設置する場合をいう。

2 条例に規定する工場等の増設とは、市内に工場等を有する者が製造能力の増加又は施設の拡充を目的として工場等を新たに設置し、又は当該工場等を増築し、若しくは移転する場合をいう。

（指定地域）

第3条 条例第4条及び第6条第1項に規定する規則で定める地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域、工業専用地域及び市長が特に認めた地域とする。

2 条例第6条第2項に規定する規則で定める地域は、工場にあつては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域とし、事業所又は試験研究施設にあつては新事業送出促進法（平成10年法律第152号）附則第9条第2号の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和63年法律第32号）第7条第1項第1号に規定する業務用地とする。

3 条例附則第3項に規定する市長が定める地域は、旭川市工業団地各条とする。

（規則で定める者が新設する場合）

第4条 条例第6条第1項第1号ア及び第2号アに規定する規則で定める者とは、市内に1年以上住所を有する者（法人であつて、市内に1年以上住所を有する者がその資本の2分の1以上を所有する法人を含む。）とする。

（指定の条件）

第5条 市長は、条例第6条第1項又は第2項の規定により工場等の指定を行う場合において必要と認めるときは、条件を付するものとする。

（指定の申請）

第6条 条例第6条第3項に規定する指定の申請は、指定申請書（様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときはその内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

（規則で定めるところにより算定した額）

第7条 条例第7条第1項に規定する規則で定めるところにより算定した額とは、当該工場等が増設されなかった場合に課税されるべきであつた市税の額に相当する額（増設後において引き続き課税されている部分がある場合は、その部分に係る市税の額に相当する額）をいう。

（土地取得奨励金の交付対象面積）

第8条 条例第7条第2項に規定する市長が工場の用に供したと認める土地とは、当該工場の面積に別表の左欄に掲げる製造業の業種の区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た面積の範囲内の土地とする。

（交付の条件）第9条 市長は、条例第7条の規定により奨励金を交付する場合において必要と認めるときは、条件を付するものとする。

（課税免除及び奨励金交付の申請）

第10条 条例第8条に規定する課税免除の申請は、当該課税免除を受けようとする年の1月31日までに課税免除申請書（様式第2号）を市長に提出して行わなければならない。

2 条例第 8 条に規定する奨励金交付の申請は、当該奨励金の交付を受けようとする年度の 5 月 31 日までに奨励金交付申請書（様式第 3 号）を市長に提出して行わなければならない。

（課税免除及び奨励金交付の決定）

第 11 条 市長は、前条の申請があつたときはその内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付時期）

第 12 条 奨励金の交付時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 工場等設置奨励金 固定資産税に係る基準年度又は事業所税に係る基準年度から 3 年間にそれぞれ課される各年度の固定資産税及び事業所税の納期限が属する年度の翌年度

(2) 土地取得奨励金 操業日が属する年度の翌年度

（端数計算）

第 13 条 奨励金を計算するに当たり奨励金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（地位の承継の届出）

第 14 条 条例第 9 条に規定する届出は、地位承継届（様式第 4 号）によつて行わなければならない。

2 市長は、前項の届出があつたときはその内容を調査し、真正と認めるときは地位承継承認書を交付するものとする。

（操業の休廃止の届出）

第 15 条 課税免除及び奨励金の交付を受けた者は、当該課税免除又は奨励金の交付を最後に受けた日から 5 年以内に、その対象となつた工場等の操業を休止し、又は廃止したときは遅滞なく操業休廃止届（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（事業報告書の提出）

第 16 条 課税免除を受けた者は、当該工場の操業を開始した日の属する年以降 3 年間の各年（法人にあつては、当該工場の操業を開始した日が属する事業年度の初日から 3 年間の各事業年度）につき、それぞれ、当該決算終了後 3 月以内に事業報告書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により工場等について市長の指定を受けた者は、指定を受けた日が属する年以降奨励金交付が終了した日が属する年までの間の各年（法人にあつては、指定を受けた日が属する事業年度から奨励金交付が終了する日の属する事業年度までの間の各事業年度）につき、それぞれ当該決算終了後 3 月以内に事業報告書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第 17 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 4 月 6 日規則第 11 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 31 日規則第 14 号）

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 30 日規則第 16 号）

附 則（平成 9 年 4 月 1 日規則第 23 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 7 月 1 日規則第 49 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の旭川市工業等振興促進条例施行規則第 3 条第 2 項の規定は、平成 11 年 2 月 16 日から適用する。

1 この規則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日前に、旭川市工業等振興促進条例の一部を改正する条例（平成 13 年旭川市条例第 20 号）による改正前の旭川市工業等振興促進条例の規定による指定を受けている者に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 4 月 10 日規則第 44 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に、旭川市工業等振興促進条例の一部を改正する条例（平成 15 年旭川市条

商工業関係条例・規則

例第 41 号) による改正前の旭川市工業等振興促進条例の規定による指定を受けている者に係る奨励金については、なお従前の例による。

別 表

業 種 の 区 分	割 合
石油精製業	100 分の 1,000
パルプ製造業、化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油化学系基礎製品製造業（一貫して誘導品を製造するものを含む。以下同じ。）、コークス製造業並びにセメント製造業、パルプ及び紙（加工紙を含む。）製造業、化学肥料製造業（アンモニア製造業、尿素製造業及び複合肥料製造業を除く。）、無機化学工業製品製造業（無機染料製造業及び塩製造業を除く。）、有機化学工業製品製造業（石油化学系基礎製品製造業、合成染料製造業、有機染料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、板ガラス製造業、高炉による製鉄業並びに非鉄金属第一次製錬・精製業	100 分の 500
化学調味料製造業、砂糖製造業、飲料製造業（清涼飲料製造業及び清酒製造業を除く。）、動植物油脂製造業、でんぷん製造業、製材業、造作材・合板・建築用組立材料その他の木製品材製造業、紙製造業、加工紙製造業、繊維板製造業、化学工業（化学肥料製造業（複合肥料製造業を除く。）、無機化学工業製品製造業（無機染料製造業を除く。）、有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機染料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業（医薬品原薬・製剤製造業を除く。）を除く。）、石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及びコークス製造業を除く。）、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同類製品製造業、ほうろく鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、高炉によらない製鉄業、製鋼及び圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鍛鋼・鍛工品・鋳鋼製造業、鋳鉄鋳物製造業、非鉄金属第 2 次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鋳物製造業、建設用金属製品製造業、ボイラー・原動機製造業、農業用機械製造業（農器具製造業を除く。）、建設機械・鉱山機械製造業（トラクター製造業を含む。）、金属加工機械製造業（機械工具製造業を除く。）、繊維機械製造業、特殊産業用機械製造業、一般産業用機械・装置製造業（動力伝導装置製造業を除く。）、冷凍機・温湿調整装置製造業、包装機械、荷造機械製造業、発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業（配線器具・配線付属品製造業を除く。）、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・付随車製造業、鉄道車両製造業、船舶製造・修理業（長さ 250 メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。）、船用機関製造業、航空機製造業、航空機用原動機製造業並びに産業用運搬車両製造業	100 分の 400
その他の製造業	100 分の 300

# 商工関係付属機関等



# 1 旭川市中小企業等審議会

(1) 設置根拠 旭川市中小企業等振興条例（昭和 45 年 1 月 14 日条例第 2 号）

(2) 構成 委員定数 12 人（会長 1 人，副会長 1 人）

(3) 庶務所管 総務労政課総務企画係

(4) 委員名簿

（任期 平成 14 年 3 月 18 日～平成 16 年 3 月 17 日）

区分	氏名	所属・役職名	備考
商工会議所	高丸 修	旭川商工会議所会頭	
	會田 三和子	旭川商工会議所女性会前会長	
商工会	石丸 修	旭川市四商工会連絡協議会会長	
業界	工業	長原 實	旭川家具工業協同組合理事長
	卸売	辻 利郎	旭川卸商連盟副会長
	小売	中山 信義	旭川市商店街振興組合連合会相談役
指導機関	船場 透	中小企業大学校旭川校校長	
金融機関	安藤 徹	旭川信用金庫常務理事本店長	
学識経験者	前 晉爾	旭川工業高等専門学校校長	
	岩船 幸子	岩船幸子税理士事務所所長	
	森田 裕子	旭川NPO サポートセンター理事長 女性起業地域研究会代表	
労働関係	小黒 修司	連合北海道旭川地区連合会	

## 2 旭川市工芸センター運営委員会

(1) 設置根拠 旭川市工芸センター設置条例（昭和30年4月1日条例第25号）

(2) 構成 委員定数 11人（委員長1人，副委員長1人）

(3) 庶務所管 旭川市工芸センター

(4) 委員名簿

（任期 平成13年12月1日～平成15年11月30日）

区分	氏名	所属・役職名	備考
業界代表	渡辺 直行	旭川家具工業協同組合理事	
	桑原 義彦	旭川家具工業協同組合副理事長	委員長
	三浦 邦昭	旭川建具事業協同組合理事長	
	多村 佳志子	北海道イリアコーディネーター協会道北支部長	
	佐々木 邦雄	旭川クラフト普及協会顧問	
	千尋 悠子	旭川陶芸協会会長	
学識経験者	柳谷 宏	旭川商工会議所専務理事	副委員長
	米田 昌世	北海道立林産試験場技術部主任研究員	
	小林 謙	北海道東海大学芸術工学部教授	
	今野 廣	国立旭川工業高等専門学校教授	
	富所 慶子	北海道建築士会旭川支部女性部会副部長	



### 3 旭川市工業技術センター運営委員会

(1) 設置根拠 旭川市工業技術センター条例（平成元年 4月 7日条例第 17号）

(2) 構成 委員定数 12人（会長 1人，副会長 1人）

(3) 庶務所管 旭川市工業技術センター

(4) 委員名簿

（任期平成 14年 8月 20日～平成 16年 8月 19日）

区分	氏名	所属・役職名	
機械金属工業等関係者	田島喜幸	旭川機械金属工業振興会会長	
	表豊	旭川総合鉄工団地協同組合代表理事	会長
	森本茂廣	旭川鉄工組合組合長	
	宮崎孝次	旭川工業団地協同組合理事長	
	媚山茂信	旭川鉄工青年会会長	
	河野康則	(社)日本溶接協会北海道旭川支部副支部長	
	檜山正人	北海道機械工業会旭川支部支部長	
学識経験者	串橋佐吉	旭川商工会議所理事事務局長	
	秋山俊彦	旭川工業高等専門学校教授	副会長
	小川博	北海道東海大学助教授	
	川邊淳子	北海道教育大学旭川校助教授	
	水上典美	旭川市立神居中学校教諭	



# 統計資料



# 1. 産業別就業者数

(単位：人・%)

区分	昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	1975年	構成比	1980年	構成比	1985年	構成比
総数	148,445	100.00	163,382	100.00	165,174	100.00
第1次産業	11,408	7.69	9,364	5.73	8,934	5.41
農業	10,452	7.04	8,451	5.17	8,075	4.89
林業	939	0.63	894	0.55	848	0.51
漁業	17	0.01	19	0.01	11	0.01
第2次産業	38,520	25.95	41,575	25.45	38,486	23.30
鉱業	242	0.16	152	0.09	135	0.08
建設業	17,644	11.89	21,335	13.06	19,269	11.67
製造業	20,634	13.90	20,088	12.30	19,082	11.55
第3次産業	98,368	66.27	112,430	68.81	117,716	71.27
電気・ガス・水道業	978	0.66	1,055	0.65	953	0.58
運輸・通信業	12,841	8.65	13,768	8.43	13,248	8.02
卸売・小売業、飲食店	42,088	28.35	48,119	29.45	47,945	29.03
金融・保険業	4,690	3.16	5,714	3.50	6,344	3.84
不動産業	1,384	0.93	1,477	0.90	1,440	0.87
サービス業	27,954	18.83	33,892	20.74	38,744	23.46
公務	8,433	5.68	8,405	5.14	9,042	5.47
分類不能の産業	149	0.10	13	0.01	38	0.02

区 分	平成2年		平成7年		平成12年	
	1990年	構成比	1995年	構成比	2000年	構成比
総数	169,541	100.00	176,299	100.00	172,038	100.00
第1次産業	7,302	4.31	6,153	3.49	5,211	3.03
農業	6,711	3.96	5,698	3.23	4,895	2.85
林業	583	0.34	447	0.25	308	0.18
漁業	8	0.00	8	0.00	8	0.00
第2次産業	40,934	24.14	44,330	25.14	40,821	23.73
鉱業	133	0.08	120	0.07	99	0.06
建設業	20,286	11.97	23,153	13.13	23,254	13.52
製造業	20,515	12.10	21,057	11.94	17,168	9.98
第3次産業	120,931	71.33	125,087	70.95	124,188	72.19
電気・ガス・水道業	901	0.53	984	0.56	969	0.56
運輸・通信業	12,091	7.13	12,142	6.89	11,664	6.78
卸売・小売業、飲食店	47,055	27.75	46,643	26.46	44,845	26.07
金融・保険業	6,684	3.94	6,134	3.48	5,174	3.01
不動産業	1,542	0.91	1,443	0.82	1,536	0.89
サービス業	43,693	25.77	48,784	27.67	51,188	29.75
公務	8,965	5.29	8,957	5.08	8,812	5.12
分類不能の産業	374	0.22	729	0.41	1,818	1.06

(資料：国勢調査)

## 2. 事業所統計

### (1) 事業所数・従業者数の推移

区 分	事 業 所 数		従 業 者 数	
	総 数 (事業所)	前回比 (%)	総 数 (事業所)	前回比 (%)
昭和50(1975)	16,268	103.30	144,426	97.50
第1次産業	71	114.50	1,597	203.40
第2次産業	2,331	105.50	40,577	89.00
第3次産業	13,866	102.90	102,252	100.50
昭和53(1978)	18,204	111.90	156,335	108.25
第1次産業	79	111.27	1,318	82.53
第2次産業	2,530	108.54	42,306	104.26
第3次産業	15,595	112.47	112,711	110.23
昭和56(1981)	19,533	107.30	166,249	106.34
第1次産業	77	97.47	1,433	108.73
第2次産業	2,769	109.45	43,683	103.25
第3次産業	16,687	107.00	121,133	107.47
昭和61(1986)	19,827	101.51	161,741	97.29
第1次産業	48	62.34	1,048	73.13
第2次産業	2,735	98.77	37,617	86.11
第3次産業	17,044	102.14	123,076	101.60
平成3(1991)年	18,976	95.71	171,690	106.15
第1次産業	51	106.25	906	86.45
第2次産業	2,800	102.38	39,182	104.16
第3次産業	16,125	94.61	131,602	106.93
平成8(1996)年	18,906	99.63	180,412	105.08
第1次産業	55	107.84	812	89.62
第2次産業	3,001	107.18	42,404	108.22
第3次産業	15,850	98.29	137,196	104.25
平成11(1999) 簡易調査(公務除く)	17,333	91.68	150,118	83.21
第1次産業	42	76.36	700	86.21
第2次産業	2,799	93.27	36,291	85.58
第3次産業	14,492	91.43	113,127	82.46
平成13(2001)	17,431	100.57	171,461	114.22
第1次産業	48	114.29	721	103.00
第2次産業	2,745	98.07	35,253	97.14
第3次産業	14,638	101.01	135,487	119.77

平成11年度は簡易調査で、民営のみを対象。  
事業所統計調査

## (2) 中小・小規模事業所(民営)

【 中小事業所 】 (単位:事業所・人・%)

区 分	総 数		中 小 事 業 所			
	事業所数	従業者数	事業所数	構成比	従業者数	構成比
A~L 全産業 (M 公務を除く)	16,973	152,916	16,810	99.04	125,693	82.20
A~C 農 林 漁 業	40	510	40	100.00	510	100.00
D 鉱 業	8	130	8	100.00	130	100.00
E 建 設 業	1,780	20,433	1,779	99.94	20,067	98.21
F 製 造 業	957	14,690	953	99.58	12,879	87.67
G 電気・ガス・熱供給・水道業	8	630	8	100.00	630	100.00
H 運 輸 ・ 通 信 業	511	10,939	506	99.02	8,566	78.31
I 卸売・小売業, 飲食店	7,321	53,284	7,229	98.74	43,896	82.38
48~53 卸売業	1,311	13,137	1,305	99.54	12,315	93.74
54~59 小売業	3,444	28,516	3,365	97.71	20,617	72.30
60~61 飲食店	2,566	11,631	2,559	99.73	10,964	94.27
J 金 融 ・ 保 険 業	419	5,855	417	99.52	5,176	88.40
K 不 動 産 業	1,222	2,458	1,222	100.00	2,458	100.00
L サ ー ビ ス 業	4,707	43,987	4,648	98.75	31,381	71.34

【 小規模事業所 】 (単位:事業所・人・%)

区 分	総 数		小 規 模 事 業 所			
	事業所数	従業者数	事業所数	構成比	従業者数	構成比
A~L 全産業 (M 公務を除く)	16,973	152,916	11,754	69.25	41,408	27.08
A~C 農 林 漁 業	40	510	32	80.00	253	43.60
D 鉱 業	8	130	6	75.00	39	27.90
E 建 設 業	1,780	20,433	1,512	84.94	9,564	11.60
F 製 造 業	957	14,690	775	80.98	4,795	19.70
G 電気・ガス・熱供給・水道業	8	630	2	25.00	22	42.00
H 運 輸 ・ 通 信 業	511	10,939	386	75.54	1,691	32.00
I 卸売・小売業, 飲食店	7,321	53,284	4,530	61.88	15,303	80.70
48~53 卸売業	1,311	13,137	576	43.94	1,534	14.70
54~59 小売業	3,444	28,516	2,081	60.42	4,951	3.80
60~61 飲食店	2,566	11,631	1,873	72.99	8,818	15.20
J 金 融 ・ 保 険 業	419	5,855	348	83.05	2,004	80.70
K 不 動 産 業	1,222	2,458	1,216	99.51	1,729	80.70
L サ ー ビ ス 業	4,707	43,987	2,947	62.61	6,008	80.70

平成13年度 事業所統計による

中小事業所 = 従業者数 300人未満 (卸売・サービス業は100人未満, 小売・飲食業は50人未満)

小規模事業所 = 従業者数20人未満 (卸売・小売・飲食・サービス業は5人未満)

( 3 ) 産業分類別の推移

【 事業所数 】

区 分	昭和56年		昭和61年		平成3年	
	1981年	構成比	1986年	構成比	1991年	構成比
総 数	19,533	100.00	19,827	100.00	18,976	100.00
第1次産業	77	0.39	48	0.24	51	0.27
農 業	54	0.28	25	0.13	29	0.15
林 業	23	0.12	23	0.12	22	0.12
漁 業						
第2次産業	2,769	14.18	2,735	13.79	2,800	14.76
鋳 業	12	0.06	14	0.07	12	0.06
建設業	1,546	7.91	1,570	7.92	1,658	8.74
製造業	1,211	6.20	1,151	5.81	1,130	5.95
第3次産業	16,687	85.43	17,044	85.96	16,125	84.98
電気・ガス・水道業	20	0.10	10	0.05	10	0.05
運輸・通信業	490	2.51	518	2.61	543	2.86
卸売・小売業、飲食店	9,048	46.32	9,156	46.18	8,638	45.52
金融・保険業	372	1.90	380	1.92	412	2.17
不動産業	2,260	11.57	2,270	11.45	1,614	8.51
サービス業	4,411	22.58	4,634	23.37	4,828	25.44
公務	86	0.44	76	0.38	80	0.42

【 従業者数 】

区 分	昭和56年		昭和61年		平成3年	
	1981年	構成比	1986年	構成比	1991年	構成比
総 数	166,249	100.00	161,741	100.00	171,690	100.00
第1次産業	1,433	0.86	1,048	0.65	906	0.53
農 業	477	0.29	274	0.17	304	0.18
林 業	956	0.58	774	0.48	602	0.35
漁 業						
第2次産業	43,683	26.28	37,617	23.26	39,182	22.82
鋳 業	217	0.13	126	0.08	140	0.08
建設業	23,130	13.91	19,512	12.06	19,514	11.37
製造業	20,336	12.23	17,979	11.12	19,528	11.37
第3次産業	121,133	72.86	123,076	76.09	131,602	76.65
電気・ガス・水道業	1,007	0.61	1,006	0.62	832	0.48
運輸・通信業	13,258	7.97	13,201	8.16	12,317	7.17
卸売・小売業、飲食店	54,672	32.89	52,885	32.70	54,561	31.78
金融・保険業	5,988	3.60	7,013	4.34	7,503	4.37
不動産業	3,617	2.18	3,468	2.14	2,860	1.67
サービス業	34,371	20.67	36,990	22.87	44,499	25.92
公務	8,220	4.94	8,513	5.26	9,030	5.26

平成11年度は簡易調査

事業所統計



(単位：事業所・%)

平成8年		平成11年		平成13年				
1996年	構成比	1999年	構成比	2001年	構成比	シェア	全道	構成比
18,906	100.00	17,333	100.00	17,431	100.00	6.44	270,504	100.00
55	0.29	42	0.24	48	0.28	1.47	3,276	1.21
37	0.20	35	0.20	36	0.21	1.71	2,109	0.78
18	0.10	7	0.04	12	0.07	1.78	674	0.25
							493	0.18
3,001	15.87	2,799	16.15	2,745	15.75	6.89	39,838	14.73
7	0.04	7	0.04	8	0.05	2.35	340	0.13
1,897	10.03	1,802	10.40	1,780	10.21	6.83	26,075	9.64
1,097	5.80	990	5.71	957	5.49	7.13	13,423	4.96
15,850	83.84	14,492	83.61	14,638	83.98	6.44	227,390	84.06
13	0.07	7	0.04	12	0.07	1.64	732	0.27
584	3.09	524	3.02	571	3.28	6.06	9,418	3.48
8,249	43.63	7,570	43.67	7,322	42.01	6.67	109,844	40.61
446	2.36	417	2.41	420	2.41	7.69	5,463	2.02
1,395	7.38	1,303	7.52	1,229	7.05	7.20	17,064	6.31
5,083	26.89	4,671	26.95	5,008	28.73	6.12	81,765	30.23
80	0.42	-	-	76	0.44	2.45	3,104	1.15

(単位：人・%)

平成8年		平成11年		平成13年				
1996年	構成比	1999年	構成比	2001年	構成比	シェア	全道	構成比
180,412	100.00	150,118	100.00	171,461	100.00	6.63	2,585,361	100.00
812	0.45	700	0.47	721	0.42	1.97	36,585	1.42
409	0.23	602	0.40	461	0.27	1.97	23,342	0.90
403	0.22	98	0.07	260	0.15	3.93	6,617	0.26
							6,626	0.26
42,404	23.50	36,291	24.17	35,253	20.56	6.53	539,961	20.89
84	0.05	86	0.06	130	0.08	2.46	5,274	0.20
22,957	12.72	20,465	13.63	20,433	11.92	7.15	285,592	11.05
19,363	10.73	15,740	10.49	14,690	8.57	5.90	249,095	9.63
137,196	76.05	113,127	75.36	135,487	79.02	6.74	2,008,815	77.70
1,158	0.64	618	0.41	936	0.55	6.23	15,019	0.58
12,426	6.89	12,465	8.30	12,188	7.11	6.66	183,047	7.08
56,394	31.26	52,490	34.97	53,301	31.09	7.04	757,018	29.28
7,215	4.00	5,329	3.55	5,985	3.49	8.43	70,966	2.74
2,928	1.62	2,815	1.88	2,484	1.45	6.12	40,583	1.57
49,168	27.25	39,410	26.25	52,816	30.80	6.51	810,874	31.36
7,907	4.38	-	-	7,777	4.54	5.92	131,308	5.08

#### ( 4 ) 道内主要都市比較

##### 【 事業所数 】

( 単位 : 事業所・% )

区 分	昭和61年		平成3年		平成8年		平成13年	
	1986年	シェア	1991年	シェア	1996年	シェア	2001年	シェア
旭 川	19,827	6.83	18,976	6.49	18,906	6.58	17,431	6.44
札 幌	78,768	27.13	84,758	29.00	82,794	28.83	77,605	28.69
函 館	18,410	6.34	17,975	6.15	17,660	6.15	16,300	6.03
釧 路	12,960	4.46	12,965	4.44	12,266	4.27	10,718	3.96
帯 広	9,797	3.37	10,040	3.43	10,324	3.60	9,943	3.68
苫 小 牧	8,280	2.85	8,419	2.88	9,297	3.24	9,368	3.46
小 樽	9,350	3.22	8,889	3.04	8,407	2.93	7,758	2.87
室 蘭	7,267	2.50	6,710	2.30	6,454	2.25	5,837	2.16
北 見	5,920	2.04	5,854	2.00	5,834	2.03	5,633	2.08
全 道 計	290,381	100.00	292,288	100.00	287,173	100.00	270,504	100.00

##### 【 従業者数 】

( 単位 : 人・% )

区 分	昭和61年		平成3年		平成8年		平成13年	
	1986年	シェア	1991年	シェア	1996年	シェア	2001年	シェア
旭 川	161,741	6.76	171,690	6.60	180,412	6.93	171,461	6.59
札 幌	737,538	30.83	864,616	33.22	933,502	35.86	860,508	33.06
函 館	138,326	5.78	144,278	5.54	147,711	5.67	138,152	5.31
釧 路	98,334	4.11	102,524	3.94	101,098	3.88	89,452	3.44
帯 広	83,835	3.50	87,499	3.36	92,668	3.56	90,677	3.48
苫 小 牧	72,794	3.04	82,519	3.17	93,929	3.61	90,540	3.48
小 樽	68,766	2.87	70,231	2.70	71,831	2.76	67,983	2.61
室 蘭	63,462	2.65	64,048	2.46	62,093	2.39	57,054	2.19
北 見	46,737	1.95	52,128	2.00	55,235	2.12	53,148	2.04
全 道 計	2,391,967	100.00	2,603,010	100.00	2,603,010	100.00	2,603,010	100.00

### 3. 商業統計

#### (1) 商店数・従業者数・年間商品販売額の推移

	商店数		従業者数		年間商品販売額	
	総数 (店)	前回比 (%)	総数 (人)	前回比 (%)	総数 (百万円)	前回比 (%)
昭和57年 (1982)	5,462	103.3	36,516	101.2	1,330,187	116.0
卸売業	1,524	108.0	16,377	98.2	981,916	115.2
小売業	3,938	101.6	20,139	103.6	348,272	118.1
昭和60年 (1985)	5,252	96.2	35,236	96.5	1,359,466	102.2
卸売業	1,443	94.7	15,006	91.6	1,000,431	101.9
小売業	3,809	96.7	20,230	100.5	359,035	103.1
昭和63年 (1988)	5,525	105.2	37,939	107.7	1,384,203	101.8
卸売業	1,521	105.4	15,718	104.7	1,002,871	100.2
小売業	4,004	105.1	22,221	109.8	381,332	106.2
平成3年 (1991)	5,578	101.0	39,487	104.1	1,743,716	126.0
卸売業	1,581	103.9	16,559	105.4	1,267,099	126.3
小売業	3,997	99.8	22,928	103.2	476,616	125.0
平成6年 (1998)	5,423	97.2	40,915	103.6	1,649,207	94.6
卸売業	1,533	97.0	15,903	96.0	1,156,398	91.3
小売業	3,890	97.3	25,012	109.1	492,809	103.4
平成9年 (1997)	5,083	93.1	39,281	96.0	1,706,555	103.5
卸売業	1,483	96.7	15,163	95.3	1,196,400	103.5
小売業	3,600	92.5	24,118	96.4	510,155	103.5
平成11年 (1999)	4,928	97.0	39,451	100.4	1,565,472	91.7
卸売業	1,460	98.4	13,967	92.1	1,071,723	89.6
小売業	3,468	96.3	25,484	105.7	493,749	96.8
平成14年 (2002)	4,384	89.0	36,876	93.5	1,401,122	89.5
卸売業	1,207	82.7	12,111	86.7	954,693	89.1
小売業	3,177	91.6	24,765	97.2	446,429	90.4

商業統計調査結果による。

平成14年度は旭川市独自集計。

( 2 ) 産業分類別の推移

【 商店数 】

区 分	昭和 6 3 年		平成 3 年		平成 6 年	
	(1988)	構成比	(1991)	構成比	(1994)	構成比
<b>総数</b>	5,525	( 100)	5,578	( 100)	5,423	( 100)
		(27.5)		(28.3)		(28.3)
<b>卸売業計</b>	1,521	100.0	1,581	100.0	1,533	100.0
各種商品	3	0.2	3	0.2	12	0.8
繊維品	20	1.3	23	1.5	16	1.0
化学製品	32	2.1	36	2.3	43	2.8
鉱物・金属材料	65	4.3	61	3.9	56	3.7
機械器具	386	25.4	420	26.6	396	25.8
建築材料	184	12.1	200	12.7	200	13.0
再生資源	34	2.2	38	2.4	34	2.2
衣服・身の回り品	119	7.8	118	7.5	116	7.6
農畜産物・水産物	105	6.9	114	7.2	117	7.6
食料・飲料	171	11.2	183	11.6	182	11.9
医薬品・化粧品	117	7.7	103	6.5	104	6.8
家具・建具・じゅう器等	98	6.4	98	6.2	82	5.3
その他	186	12.2	183	11.6	175	11.4
代理商・仲立業	1	0.1	1	0.1	0	0.0
		(72.5)		(71.7)		(71.7)
<b>小売業計</b>	4,004	100.0	3,997	100.0	3,890	100.0
各種商品	10	0.2	11	0.3	16	0.4
織物・衣服・身の回り品	707	17.7	728	18.2	674	17.3
飲食料品	1,420	35.5	1,348	33.7	1,250	32.1
自動車・自転車	234	5.8	265	6.6	268	6.9
家具・建具・じゅう器	375	9.4	365	9.1	361	9.3
その他	1,258	31.4	1,280	32.0	1,321	34.0

(単位：店・%)

平成9年		平成11年		平成14年				
(1997)	構成比	(1999)	構成比	(2001)	構成比	シェア	全道	構成比
5,083	(100)	4,928	(100)	4,384	(100)	6.6	66,506	(100)
	(29.2)		(29.6)		(27.5)			(23.3)
1,483	100.0	1,460	100.0	1,207	100.0	7.8	15,499	100.0
9	0.6	12	0.8	5	0.4	7.4	68	0.4
12	0.8	16	1.1	5	0.4	7.2	69	0.4
38	2.6	33	2.3	44	3.6	8.6	513	3.3
59	4.0	41	2.8	44	3.6	6.5	675	4.4
388	26.2	382	26.2	315	26.1	8.2	3,846	24.8
189	12.7	195	13.4	167	13.8	8.7	1,912	12.3
28	1.9	28	1.9	22	1.8	5.7	388	2.5
119	8.0	98	6.7	76	6.3	10.7	709	4.6
124	8.4	127	8.7	111	9.2	5.8	1,927	12.4
169	11.4	152	10.4	142	11.8	7.6	1,863	12.0
101	6.8	130	8.9	73	6.0	7.7	950	6.1
83	5.6	56	3.8	61	5.1	11.0	553	3.6
164	11.1	190	13.0	142	11.8	7.0	2,026	13.1
0	0.0	-	-	-	-	-	-	-
	(70.8)		(70.4)		(72.5)			(76.7)
3,600	100.0	3,468	100.0	3,177	100.0	6.2	51,007	100.0
12	0.3	15	0.4	15	0.5	6.7	223	0.4
604	16.8	557	16.1	504	15.9	7.4	6,811	13.4
1,103	30.6	1,029	29.7	954	30.0	5.5	17,476	34.3
264	7.3	290	8.4	271	8.5	7.9	3,428	6.7
343	9.5	307	8.9	307	9.7	7.2	4,285	8.4
1,274	35.4	1,270	36.6	1,126	35.4	6.0	18,784	36.8

商業統計調査結果による。平成14年度は速報値。

( 3 ) 産業分類別の推移

【 従業者数 】

区 分	昭和 6 3 年		平成 3 年		平成 6 年	
	(1988)	構成比	(1991)	構成比	(1994)	構成比
<b>総数</b>	37,939	( 100)	39,487	( 100)	40,915	( 100)
		(41.4)		(41.9)		(38.9)
<b>卸売業計</b>	15,718	100.0	16,559	100.0	15,903	100.0
各種商品	23	0.1	30	0.2	103	0.6
繊維品	235	1.5	220	1.3	135	0.8
化学製品	353	2.2	398	2.4	472	3.0
鉱物・金属材料	742	4.7	790	4.8	598	3.8
機械器具	3,957	25.2	4,410	26.6	3,779	23.8
建築材料	1,506	9.6	1,565	9.5	1,811	11.4
再生資源	259	1.6	258	1.6	259	1.6
衣服・身の回り品	996	6.3	1,107	6.7	1,200	7.5
農畜産物・水産物	1,650	10.5	1,784	10.8	1,887	11.9
食料・飲料	2,216	14.1	2,278	13.8	2,405	15.1
医薬品・化粧品	1,355	8.6	1,530	9.2	1,241	7.8
家具・建具・じゅう器等	749	4.8	783	4.7	611	3.8
その他	1,677	10.7	1,406	8.5	1,402	8.8
代理商・仲立業	-	-	-	-	-	-
		(58.6)		(58.1)		(61.1)
<b>小売業計</b>	22,221	100.0	22,928	100.0	25,012	100.0
各種商品	1,693	7.6	2,196	9.6	2,239	9.0
織物・衣服・身の回り品	2,728	12.3	2,693	11.7	2,564	10.3
飲食料品	8,123	36.6	7,919	34.5	8,268	33.1
自動車・自転車	1,596	7.2	1,949	8.5	2,267	9.1
家具・建具・じゅう器	1,425	6.4	1,540	6.7	1,618	6.5
その他	6,656	30.0	6,631	28.9	8,056	32.2

(単位：人・%)

平成 9 年		平成 1 1 年		平成 1 4 年				
(1997)	構成比	(1999)	構成比	(2001)	構成比	シェア	全道	構成比
39,281	( 100)	39,451	( 100)	36,876	( 100)	6.7	547,797	( 100)
	(38.6)		(35.4)		(32.8)			(27.0)
15,163	100.0	13,967	100.0	12,111	100.0	8.2	148,077	100.0
79	0.5	111	0.8	54	0.4	6.4	842	0.6
179	1.2	160	1.1	48	0.4	9.6	499	0.3
360	2.4	317	2.3	332	2.7	9.6	3,451	2.3
657	4.3	356	2.5	456	3.8	7.3	6,266	4.2
3,679	24.3	3,531	25.3	2,732	22.6	7.9	34,748	23.5
1,599	10.5	1,582	11.3	1,484	12.3	9.2	16,201	10.9
257	1.7	208	1.5	175	1.4	8.7	2,007	1.4
1,057	7.0	819	5.9	640	5.3	9.0	7,140	4.8
2,167	14.3	1,955	14.0	1,858	15.3	8.3	22,346	15.1
2,113	13.9	1,844	13.2	1,964	16.2	9.0	21,711	14.7
1,154	7.6	1,363	9.8	912	7.5	8.4	10,823	7.3
600	4.0	336	2.4	364	3.0	8.0	4,556	3.1
1,262	8.3	1,385	9.9	1,092	9.0	6.2	17,487	11.8
-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(61.4)		(64.6)		(67.2)			(67.3)
24,118	100.0	25,484	100.0	24,765	100.0	6.7	368,441	100.0
1,790	7.4	1,691	6.6	1,726	7.0	7.0	24,483	6.6
2,720	11.3	2,684	10.5	2,172	8.8	7.9	27,523	7.5
7,866	32.6	8,608	33.8	8,689	35.1	6.0	143,873	39.0
2,262	9.4	2,331	9.1	1,999	8.1	8.1	24,764	6.7
1,543	6.4	1,547	6.1	1,737	7.0	8.2	21,094	5.7
7,937	32.9	8,623	33.8	8,442	34.1	6.7	126,704	34.4

商業統計調査結果による。平成 1 4 年度は速報値。

( 4 ) 産業分類別の推移

【 年間商品販売額 】

区 分	昭和 6 3 年		平成 3 年		平成 6 年	
	(1988)	構成比	(1991)	構成比	(1994)	構成比
<b>総数</b>	1,384,203	( 100)	1,743,715	( 100)	1,649,207	( 100)
		(72.5)		(72.7)		(70.1)
<b>卸売業計</b>	1,002,871	100.0	1,267,099	100.0	1,156,398	100.0
各種商品	851	0.1	1,076	0.1	5,498	0.5
繊維品	6,799	0.7	9,323	0.7	3,300	0.3
化学製品	13,186	1.3	17,462	1.4	19,301	1.7
鉱物・金属材料	70,435	7.0	84,500	6.7	51,763	4.5
機械器具	217,400	21.7	246,995	19.5	195,937	16.9
建築材料	108,636	10.8	138,128	10.9	166,940	14.4
再生資源	2,433	0.2	3,180	0.3	2,832	0.2
衣服・身の回り品	35,836	3.6	42,401	3.3	43,061	3.7
農畜産物・水産物	251,784	25.1	394,623	31.1	362,244	31.3
食料・飲料	128,248	12.8	141,692	11.2	137,837	11.9
医薬品・化粧品	63,536	6.3	83,974	6.6	67,428	5.8
家具・建具・じゅう器等	27,106	2.7	30,549	2.4	29,022	2.5
その他	76,622	7.6	73,196	5.8	71,236	6.2
代理商・仲立業	-	-	-	-	-	-
		(27.5)		(27.3)		(29.9)
<b>小売業計</b>	381,332	100.0	476,616	100.0	492,809	100.0
各種商品	50,579	13.3	70,032	14.7	72,003	14.6
織物・衣服・身の回り品	45,023	11.8	45,118	9.5	45,976	9.3
飲食料品	124,494	32.6	148,100	31.1	141,617	28.7
自動車・自転車	46,177	12.1	76,858	16.1	73,238	14.9
家具・建具・じゅう器	24,697	6.5	32,507	6.8	34,448	7.0
その他	90,362	23.7	104,002	21.8	125,527	25.5



(単位：百万円・%)

平成 9 年		平成 1 1 年		平成 1 4 年				
(1997)	構成比	(1999)	構成比	(2001)	構成比	シェア	全道	構成比
1,706,555	( 100)	1,565,472	( 100)	1,401,123	( 100)	6.9	20,247,834	( 100)
	(70.1)		(68.5)		(68.1)			(67.0)
1,196,400	100.0	1,071,723	100.0	954,693	100.0	7.0	13,571,643	100.0
2,549	0.2	5,264	0.5	2,603	0.3	0.6	417,269	3.1
2,989	0.2	6,042	0.6	1,017	0.1	5.8	17,396	0.1
14,587	1.2	20,837	1.9	17,941	1.9	6.6	272,468	2.0
82,794	6.9	35,668	3.3	32,000	3.4	2.4	1,316,935	9.7
205,543	17.2	199,118	18.6	136,081	14.3	5.5	2,461,590	18.1
175,971	14.7	146,543	13.7	151,564	15.9	10.2	1,489,131	11.0
2,887	0.2	2,672	0.2	2,096	0.2	5.5	38,261	0.3
36,204	3.0	27,485	2.6	21,787	2.3	7.9	274,242	2.0
375,148	31.4	367,138	34.3	324,619	34.0	10.9	2,979,758	22.0
127,390	10.6	106,970	10.0	129,055	13.5	6.8	1,896,766	14.0
82,794	6.9	74,083	6.9	56,314	5.9	5.9	947,533	7.0
29,021	2.4	15,190	1.4	13,650	1.4	6.4	213,453	1.6
58,522	4.9	64,715	6.0	65,965	6.9	5.3	1,246,842	9.2
-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(29.9)		(31.5)		(31.9)			(33.0)
510,155	100.0	493,749	100.0	446,430	100.0	6.7	6,676,190	100.0
60,448	11.8	58,008	11.7	53,419	12.0	7.1	755,091	11.3
66,215	13.0	54,245	11.0	34,242	7.7	8.5	402,693	6.0
137,055	26.9	144,279	29.2	135,918	30.4	6.5	2,086,816	31.3
76,047	14.9	69,141	14.0	54,464	12.2	8.0	683,261	10.2
36,112	7.1	37,105	7.5	39,184	8.8	7.8	499,416	7.5
134,279	26.3	130,971	26.5	129,203	28.9	5.7	2,248,913	33.7

商業統計調査結果による。平成 1 4 年度は速報値。

( 5 ) 道内主要都市比較 ( 卸売業 + 小売業 )

【 商店数 】

( 単位 : 店・% )

区 分	平成 6 年 (1994)		平成 9 年 (1997)		平成 1 1 年 (1999)	
		シェア		シェア		シェア
旭 川	5,423	7.0	5,083	7.1	4,928	6.8
札 幌	20,736	26.9	19,022	26.5	20,196	28.1
函 館	5,373	7.0	4,998	7.0	4,775	6.6
釧 路	3,168	4.1	2,824	3.9	2,671	3.7
帯 広	2,846	3.7	2,736	3.8	2,810	3.9
苫 小 牧	2,179	2.8	2,214	3.1	2,278	3.2
小 樽	2,856	3.7	2,477	3.4	2,511	3.5
室 蘭	1,845	2.4	1,758	2.4	1,625	2.3
北 見	1,550	2.0	1,439	2.0	1,483	2.1
全 道 計	77,152	100.0	71,841	100.0	71,970	100.0

【 従業者数 】

( 単位 : 人・% )

区 分	平成 6 年 (1994)		平成 9 年 (1997)		平成 1 1 年 (1999)	
		シェア		シェア		シェア
旭 川	40,915	7.6	39,281	7.5	39,451	7.2
札 幌	202,638	37.5	190,815	36.6	209,471	38.2
函 館	32,513	6.0	30,646	5.9	30,383	5.5
釧 路	22,357	4.1	20,566	3.9	20,223	3.7
帯 広	20,907	3.9	19,932	3.8	22,009	4.0
苫 小 牧	16,193	3.0	17,006	3.3	17,719	3.2
小 樽	15,194	2.8	14,000	2.7	16,000	2.9
室 蘭	11,482	2.1	10,518	2.0	9,861	1.8
北 見	12,422	2.3	12,386	2.4	12,684	2.3
全 道 計	540,307	100.0	521,527	100.0	547,797	100.0

【 年間商品販売額 】

( 単位 : 百万円・% )

区 分	平成 6 年 (1994)		平成 9 年 (1997)		平成 1 1 年 (1999)	
		シェア		シェア		シェア
旭 川	1,649,207	7.0	1,706,555	7.1	1,565,472	7.0
札 幌	11,763,402	50.2	11,655,118	48.7	11,354,825	50.9
函 館	1,177,322	5.0	1,216,654	5.1	1,061,360	4.8
釧 路	1,110,600	4.7	1,005,280	4.2	788,726	3.5
帯 広	1,078,253	4.6	1,040,864	4.3	1,041,648	4.7
苫 小 牧	663,050	2.8	742,361	3.1	637,389	2.9
小 樽	402,368	1.7	407,792	1.7	388,706	1.7
室 蘭	380,347	1.6	368,904	1.5	304,861	1.4
北 見	618,487	2.6	616,943	2.6	610,786	2.7
全 道 計	23,422,041	100.0	23,943,919	100.0	22,300,001	100.0

北海道統計 平成 1 1 年「商業統計調査結果」による

( 6 ) 道内主要都市比較 ( 卸売業 )

【 商店数 】

( 単位 : 店・% )

区 分	平成 6 年 (1994)		平成 9 年 (1997)		平成 1 1 年 (1999)	
		シェア		シェア		シェア
旭 川	1,533	8.7	1,483	9.2	1,460	8.3
札 幌	7,280	41.3	6,415	39.7	7,473	42.5
函 館	1,211	6.9	1,121	6.9	1,112	6.3
釧 路	857	4.9	789	4.9	796	4.5
帯 広	787	4.5	773	4.8	803	4.6
苫 小 牧	567	3.2	585	3.6	628	3.6
小 樽	580	3.3	517	3.2	565	3.2
室 蘭	402	2.3	378	2.3	347	2.0
北 見	447	2.5	412	2.5	435	2.5
全 道 計	17,634	100.0	16,169	100.0	17,574	100.0

【 従業者数 】

( 単位 : 人・% )

区 分	平成 6 年 (1994)		平成 9 年 (1997)		平成 1 1 年 (1999)	
		シェア		シェア		シェア
旭 川	15,903	8.7	15,163	9.1	13,967	8.2
札 幌	94,215	51.6	81,633	49.2	89,482	52.3
函 館	10,753	5.9	9,527	5.7	8,821	5.2
釧 路	7,533	4.1	6,527	3.9	6,449	3.8
帯 広	7,373	4.0	7,085	4.3	7,261	4.2
苫 小 牧	4,846	2.7	4,927	3.0	4,883	2.9
小 樽	4,261	2.3	3,701	2.2	3,751	2.2
室 蘭	3,242	1.8	2,782	1.7	2,509	1.5
北 見	4,779	2.6	4,791	2.9	4,565	2.7
全 道 計	182,496	100.0	165,894	100.0	171,143	100.0

【 年間商品販売額 】

( 単位 : 百万円・% )

区 分	平成 6 年 (1994)		平成 9 年 (1997)		平成 1 1 年 (1999)	
		シェア		シェア		シェア
旭 川	1,156,398	7.1	1,196,400	7.3	1,071,723	7.1
札 幌	9,427,743	58.0	9,166,133	55.7	8,948,838	58.9
函 館	764,995	4.7	792,478	4.8	669,494	4.4
釧 路	824,200	5.1	741,412	4.5	547,162	3.6
帯 広	778,307	4.8	764,041	4.6	758,641	5.0
苫 小 牧	441,885	2.7	487,934	3.0	409,270	2.7
小 樽	223,756	1.4	223,036	1.4	203,099	1.3
室 蘭	233,684	1.4	228,289	1.4	183,008	1.2
北 見	452,776	2.8	441,586	2.7	444,022	2.9
全 道 計	16,257,233	100.0	16,452,303	100.0	15,182,736	100.0

( 7 ) 道内主要都市比較 ( 小売業 )

【 商店数 】

( 単位 : 店・% )

区 分	平成 6 年 (1994)		平成 9 年 (1997)		平成 1 1 年 (1999)	
		シェア		シェア		シェア
旭 川	3,890	6.5	3,600	6.5	3,468	6.4
札 幌	13,456	22.6	12,607	22.6	12,723	23.4
函 館	4,162	7.0	3,877	7.0	3,663	6.7
釧 路	2,311	3.9	2,035	3.7	1,875	3.4
帯 広	2,059	3.5	1,963	3.5	2,007	3.7
苫 小 牧	1,612	2.7	1,629	2.9	1,650	3.0
小 樽	2,276	3.8	1,960	3.5	1,946	3.6
室 蘭	1,443	2.4	1,380	2.5	1,278	2.3
北 見	1,103	1.9	1,027	1.8	1,048	1.9
全 道 計	59,518	100.0	55,672	100.0	54,396	100.0

【 従業者数 】

( 単位 : 人・% )

区 分	平成 6 年 (1994)		平成 9 年 (1997)		平成 1 1 年 (1999)	
		シェア		シェア		シェア
旭 川	25,012	7.0	24,118	6.8	25,484	6.8
札 幌	108,423	30.3	109,182	30.7	119,989	31.9
函 館	21,760	6.1	21,119	5.9	21,562	5.7
釧 路	14,824	4.1	14,039	3.9	13,774	3.7
帯 広	13,534	3.8	12,847	3.6	14,748	3.9
苫 小 牧	11,347	3.2	12,079	3.4	12,836	3.4
小 樽	10,933	3.1	10,299	2.9	12,249	3.3
室 蘭	8,240	2.3	7,736	2.2	7,352	2.0
北 見	7,643	2.1	7,595	2.1	8,119	2.2
全 道 計	357,811	100.0	355,633	100.0	376,654	100.0

【 年間商品販売額 】

( 単位 : 百万円・% )

区 分	平成 6 年 (1994)		平成 9 年 (1997)		平成 1 1 年 (1999)	
		シェア		シェア		シェア
旭 川	492,809	6.9	510,155	6.8	493,749	6.9
札 幌	2,335,659	32.6	2,488,985	33.2	2,405,987	33.8
函 館	412,327	5.8	424,177	5.7	391,867	5.5
釧 路	286,400	4.0	263,868	3.5	241,564	3.4
帯 広	299,946	4.2	276,823	3.7	283,007	4.0
苫 小 牧	221,165	3.1	254,427	3.4	228,119	3.2
小 樽	178,611	2.5	184,757	2.5	185,607	2.6
室 蘭	146,664	2.0	140,615	1.9	121,852	1.7
北 見	165,711	2.3	175,357	2.3	166,764	2.3
全 道 計	7,164,808	100.0	7,491,615	100.0	7,117,266	100.0

## 4 . 工業統計

### ( 1 ) 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	総 数 (事業所)	前年比 (%)	総 数 (人)	前年比 (%)	総 数 (万円)	前年比 (%)
昭和62年 (1987)	704	97.5	15,302	99.7	24,560,110	99.0
昭和63年 (1988)	725	103.0	15,414	100.7	25,921,321	105.5
平成元年 (1989)	721	99.4	16,018	103.9	28,124,652	108.5
平成 2年 (1990)	741	102.8	16,954	105.8	28,689,784	102.0
平成 3年 (1991)	788	106.3	18,038	106.4	29,613,225	103.2
平成 4年 (1992)	748	94.9	18,084	100.3	29,717,369	100.4
平成 5年 (1993)	772	103.2	17,587	97.3	28,924,807	97.3
平成 6年 (1994)	792	102.6	17,642	100.3	29,746,998	102.8
平成 7年 (1995)	787	99.4	17,529	99.4	29,499,347	99.2
平成 8年 (1996)	728	92.5	16,667	95.1	29,642,331	100.5
平成 9年 (1997)	709	97.4	16,324	97.9	28,320,592	95.5
平成10年 (1998)	712	100.4	15,662	95.9	26,574,295	93.8
平成11年 (1999)	661	92.8	14,535	92.8	25,320,186	95.3
平成12年 (2000)	639	96.7	13,720	94.4	24,536,355	96.9
平成13年 (2001)	589	92.2	12,891	94.0	22,997,044	93.7

資料；工業統計調査

( 2 ) 産業分類別の推移

【 事業所数 】

	平成 8 年		平成 9 年		平成 1 0 年	
	1996	構成比	1997	構成比	1998	構成比
総 数	728	100.0	709	100.0	712	100.0
食 料 品	134	18.5	128	18.1	132	18.5
飲料・たばこ・飼料	9	1.2	6	0.8	7	1.0
織 維 工 業	1	0.1	2	0.3	2	0.3
衣服・その他の繊維製品	50	6.9	47	6.6	45	6.3
木 材 ・ 木 製 品	74	10.2	72	10.2	70	9.8
家 具 ・ 装 備 品	89	12.2	87	12.3	83	11.7
パルプ・紙・紙加工品	17	2.3	17	2.4	16	2.2
出版・印刷・同関連産業	90	12.4	84	11.8	88	12.4
化 学 工 業	3	0.4	3	0.4	3	0.4
石油製品・石炭製品	1	0.1	1	0.1	1	0.1
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	17	2.3	17	2.4	18	2.5
ゴ ム 製 品	-	-	-	-	-	-
なめし革・同製品・毛皮	2	0.3	2	0.3	2	0.3
窯 業 ・ 土 石 製 品	33	4.5	34	4.8	31	4.4
鉄 鋼 業	9	1.2	7	1.0	7	1.0
非 鉄 金 属	1	0.1	1	0.1	1	0.1
金 属 製 品	102	14.1	102	14.4	102	14.3
一 般 機 械 器 具	48	6.6	48	6.8	52	7.3
電 気 機 械 器 具	13	1.8	13	1.8	12	1.7
輸 送 用 機 械 器 具	5	0.7	4	0.6	4	0.6
精 密 機 械 器 具	2	0.3	2	0.3	2	0.3
そ の 他	28	3.8	32	4.5	34	4.8

資料；工業統計調査

(単位；事業所・%)

平成 1 1 年		平成 1 2 年		平成 1 3 年				
1999	構成比	2000	構成比	2001	構成比	シェア	全道	構成比
661	100.0	639	100.0	589	100.0	7.0	8,394	100.0
124	18.8	120	18.8	112	19.0	4.4	2,558	30.5
7	1.1	9	1.4	8	1.4	4.3	188	2.2
2	0.3	2	0.3	2	0.3	4.8	42	0.5
39	5.9	39	6.1	34	5.8	12.8	266	3.2
62	9.4	59	9.2	52	8.8	8.0	652	7.8
78	11.8	69	10.8	73	12.4	14.4	506	6.0
17	2.6	16	2.5	14	2.4	10.1	139	1.7
83	12.6	77	12.1	71	12.1	9.1	777	9.3
3	0.5	6	0.9	4	0.7	3.8	106	1.3
1	0.2	1	0.2	1	0.2	1.6	61	0.7
14	2.1	15	2.3	11	1.9	5.1	216	2.6
-	-	-	-	-	-	-	32	0.4
2	0.3	1	0.2	2	0.3	10.0	20	0.2
26	3.9	28	4.4	28	4.8	4.1	691	8.2
6	0.9	6	0.9	5	0.8	6.3	79	0.9
1	0.2	1	0.2	1	0.2	5.6	18	0.2
104	15.7	99	15.5	93	15.8	9.7	956	11.4
47	7.1	43	6.7	40	6.8	8.6	465	5.5
10	1.5	12	1.9	10	1.7	6.0	167	2.0
3	0.5	4	0.6	3	0.5	1.8	164	2.0
2	0.3	2	0.3	2	0.3	4.9	41	0.5
30	4.5	30	4.7	23	3.9	9.2	250	3.0

## ( 2 ) 産業分類別の推移

### 【 従業者数 】

	平成 8 年		平成 9 年		平成 1 0 年	
	1996	構成比	1997	構成比	1998	構成比
総 数	16,667	100.0	16,324	100.0	15,662	100.0
食 料 品	4,386	26.3	4,255	26.1	4,333	27.7
飲料・たばこ・飼料	355	2.1	289	1.8	285	1.8
織 維 工 業	x	x	x	x	x	x
衣服・その他の繊維製品	1,018	6.1	1,027	6.3	996	6.4
木 材 ・ 木 製 品	1,564	9.4	1,484	9.1	1,225	7.8
家 具 ・ 装 備 品	1,831	11.0	1,839	11.3	1,673	10.7
パルプ・紙・紙加工品	893	5.4	831	5.1	796	5.1
出版・印刷・同関連産業	1,856	11.1	1,783	10.9	1,695	10.8
化 学 工 業	146	0.9	148	0.9	144	0.9
石油製品・石炭製品	x	x	x	x	x	x
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	284	1.7	265	1.6	283	1.8
ゴ ム 製 品	-	-	-	-	-	-
なめし革・同製品・毛皮	x	x	x	x	x	x
窯 業 ・ 土 石 製 品	441	2.6	463	2.8	453	2.9
鉄 鋼 業	103	0.6	88	0.5	88	0.6
非 鉄 金 属	x	x	x	x	x	x
金 属 製 品	1485	8.9	1506	9.2	1417	9.0
一 般 機 械 器 具	793	4.8	755	4.6	758	4.8
電 気 機 械 器 具	1,127	6.7	1,161	7.1	1,135	7.2
輸 送 用 機 械 器 具	121	0.7	116	0.7	113	0.7
精 密 機 械 器 具	x	x	x	x	x	x
そ の 他	216	1.3	257	1.6	242	1.5

資料；工業統計調査



(単位；人・%)

平成11年		平成12年		平成13年				
1999	構成比	2000	構成比	2001	構成比	シェア	全道	構成比
14,535	100.0	13,720	100.0	12,891	100.0	6.1	212,762	100.0
3,976	27.4	3,830	27.9	3,613	28.0	4.2	86,287	40.6
279	1.9	302	2.2	291	2.3	6.5	4,510	2.1
x	x	x	x	x	x	x	570	0.3
870	6.0	870	6.3	835	6.5	16.3	5,138	2.4
1,127	7.8	999	7.3	856	6.6	7.0	12,255	5.8
1,629	11.2	1,369	10.0	1,322	10.3	21.3	6,197	2.9
728	5.0	594	4.3	675	5.2	8.4	7,996	3.8
1,635	11.2	1,561	11.4	1,500	11.6	9.3	16,194	7.6
118	0.8	180	1.3	147	1.1	4.1	3,602	1.7
x	x	x	x	x	x	x	1,155	0.5
163	1.1	185	1.3	176	1.4	3.5	5,047	2.4
-	-	-	-	-	-	-	1,311	0.6
x	x	x	x	x	x	x	570	0.3
437	3.0	440	3.2	345	2.7	3.3	10,373	4.9
68	0.5	70	0.5	58	0.4	1.4	4,285	2.0
x	x	x	x	x	x	x	516	0.2
1371	9.4	1,260	9.2	1,201	9.3	7.5	15,961	7.5
730	5.0	677	4.9	638	4.9	8.0	7,987	3.8
1,044	7.2	1,025	7.5	900	7.0	6.5	13,775	6.5
63	0.4	65	0.5	61	0.5	1.0	5,954	2.8
x	x	x	x	x	x	x	786	0.4
240	1.7	237	1.7	204	1.6	8.9	2,293	1.1

( 2 ) 産業分類別の推移

【 製造品出荷額等 】

	平成 8 年		平成 9 年		平成 1 0 年	
	1996	構成比	1997	構成比	1998	構成比
総 数	29,642,331	100.0	28,320,592	100.0	26,574,295	100.0
食 料 品	6,944,162	23.4	6,327,349	22.3	6,160,738	23.2
飲料・たばこ・飼料	1,417,601	4.8	1,047,132	3.7	1,106,271	4.2
織 維 工 業	x	x	x	x	x	x
衣服・その他の繊維製品	546,777	1.8	623,187	2.2	627,428	2.4
木 材 ・ 木 製 品	2,438,475	8.2	2,182,234	7.7	1,753,564	6.6
家 具 ・ 装 備 品	2,024,420	6.8	2,127,701	7.5	1,774,746	6.7
パルプ・紙・紙加工品	4,504,219	15.2	4,147,740	14.6	3,423,632	12.9
出版・印刷・同関連産業	3,251,665	11.0	3,338,385	11.8	3,175,338	11.9
化 学 工 業	336,321	1.1	346,513	1.2	362,872	1.4
石油製品・石炭製品	x	x	x	x	x	x
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	367,693	1.2	372,405	1.3	392,346	1.5
ゴ ム 製 品	-	-	-	-	-	-
なめし革・同製品・毛皮	x	x	x	x	x	x
窯 業 ・ 土 石 製 品	1,046,694	3.5	1,000,087	3.5	882,972	3.3
鉄 鋼 業	131,617	0.4	123,837	0.4	95,866	0.4
非 鉄 金 属	x	x	x	x	x	x
金 属 製 品	2,419,729	8.2	2,471,886	8.7	2,185,994	8.2
一 般 機 械 器 具	1,501,880	5.1	1,434,817	5.1	1,397,597	5.3
電 気 機 械 器 具	2,164,337	7.3	2,191,816	7.7	2,719,516	10.2
輸 送 用 機 械 器 具	153,108	0.5	148,503	0.5	114,901	0.4
精 密 機 械 器 具	x	x	x	x	x	x
そ の 他	312,492	1.1	356,259	1.3	326,412	1.2

資料；工業統計調査

(単位;万円・%)

平成11年		平成12年		平成13年				
1999	構成比	2000	構成比	2001	構成比	シェア	全道	構成比
25,320,186	100.0	24,536,355	100.0	22,997,044	100.0	4.1	560,828,668	100.0
5,985,809	23.6	5,605,617	22.8	5,445,856	23.7	3.0	184,191,386	32.8
1,138,940	4.5	1,121,469	4.6	1,152,664	5.0	3.1	37,379,062	6.7
x	x	x	x	x	x	x	554,163	0.1
604,826	2.4	468,269	1.9	466,467	2.0	16.1	2,898,368	0.5
1,582,792	6.3	1,443,718	5.9	1,287,650	5.6	6.3	20,396,868	3.6
1,719,587	6.8	1,512,567	6.2	1,328,947	5.8	19.4	6,866,078	1.2
3,185,231	12.6	3,048,686	12.4	2,748,100	11.9	6.0	45,885,271	8.2
3,028,366	12.0	2,875,539	11.7	2,771,045	12.0	9.7	28,669,376	5.1
368,587	1.5	390,740	1.6	332,949	1.4	2.3	14,556,744	2.6
x	x	x	x	x	x	x	47,066,872	8.4
292,316	1.2	377,514	1.5	284,695	1.2	3.2	8,948,163	1.6
-	-	-	-	-	-	-	1,570,907	0.3
x	x	x	x	x	x	x	806,451	0.1
754,350	3.0	868,746	3.5	790,729	3.4	2.9	27,560,309	4.9
82,996	0.3	87,820	0.4	83,208	0.4	0.4	19,877,805	3.5
x	x	x	x	x	x	x	985,978	0.2
2,205,313	8.7	1,967,837	8.0	1,925,342	8.4	6.0	31,986,554	5.7
1,310,085	5.2	1,409,764	5.7	1,237,104	5.4	8.4	14,811,610	2.6
2,578,208	10.2	2,894,897	11.8	2,717,174	11.8	7.0	39,070,074	7.0
89,761	0.4	89,590	0.4	81,226	0.4	0.4	21,923,782	3.9
x	x	x	x	x	x	x	869,340	0.2
312,842	1.2	292,937	1.2	264,571	1.2	6.7	3,953,507	0.7

(3) 道内主要都市比較

【事業所数】

(単位：事業所・%)

	平成11年		平成12年		平成13年	
	1999	シェア	2000	シェア	2001	シェア
旭川	661	7.3	639	7.2	589	7.0
札幌	1,709	19.0	1,666	18.9	1,516	18.1
函館	497	5.5	506	5.7	475	5.7
釧路	281	3.1	267	3.0	257	3.1
帯広	216	2.4	200	2.3	195	2.3
苫小牧	271	3.0	273	3.1	262	3.1
小樽	398	4.4	402	4.6	389	4.6
江別	100	1.1	96	1.1	95	1.1
北見	172	1.9	170	1.9	153	1.8
室蘭	195	2.2	195	2.2	179	2.1
全道計	9,018	100.0	8,817	100.0	8,394	100.0

【従業者数】

(単位：人・%)

	平成11年		平成12年		平成13年	
	1999	シェア	2000	シェア	2001	シェア
旭川	14,535	6.5	13,720	6.3	12,891	6.1
札幌	38,958	17.5	37,981	17.4	37,978	17.8
函館	11,058	5.0	10,991	5.0	10,350	4.9
釧路	7,396	3.3	6,921	3.2	6,684	3.1
帯広	6,094	2.7	5,803	2.7	5,308	2.5
苫小牧	10,445	4.7	10,283	4.7	10,296	4.8
小樽	9,842	4.4	9,754	4.5	9,499	4.5
江別	3,787	1.7	3,653	1.7	3,721	1.7
北見	4,826	2.2	4,979	2.3	4,622	2.2
室蘭	9,513	4.3	9,122	4.2	8,499	4.0
全道計	222,201	100.0	218,133	100.0	212,762	100.0

【製造品出荷額等】

(単位：万円・%)

	平成11年		平成12年		平成13年	
	1999	シェア	2000	シェア	2001	シェア
旭川	25,320,186	4.4	24,536,355	4.1	22,997,044	4.1
札幌	72,238,776	12.6	70,293,981	11.9	67,732,029	12.1
函館	27,629,063	4.8	30,587,363	5.2	27,675,521	4.9
釧路	28,531,556	5.0	26,055,848	4.4	25,373,438	4.5
帯広	12,238,761	2.1	12,104,594	2.0	11,127,055	2.0
苫小牧	62,583,001	11.0	77,655,768	13.1	68,172,844	12.2
小樽	18,824,473	3.3	17,977,581	3.0	17,353,681	3.1
江別	9,726,728	1.7	9,694,704	1.6	9,224,029	1.6
北見	13,741,038	2.4	15,521,987	2.6	16,031,522	2.9
室蘭	43,398,925	7.6	49,574,630	8.4	46,889,322	8.4
全道計	571,369,152	100.0	591,717,271	100.0	560,828,668	100.0

資料；工業統計調査

## 5 大規模小売店舗

【店舗数・延床面積・店舗面積】

(平成15年4月1日現在)

店舗数	延床面積	店舗面積
74店	615,893㎡	340,913㎡

ここでの数値は、平成12年6月1日施行された「大規模小売店舗立地法」に基づく店舗面積1,000㎡を超える大規模小売店舗の店舗数・延床面積・店舗面積である。

【参考：平成11年商業統計調査時点の状況】

項目	説明	現況
北海道の行政人口	平成11年6月末現在	5,721,341 人
旭川市の行政人口	"	364,769 人
北海道の年間小売販売額	平成11年商業統計調査	7,117,266百万円
旭川市の年間小売販売額	"	493,749百万円
旭川市の商業人口	÷ ×	396,909 人
旭川市の小売業店舗数	平成11年商業統計調査	3,468 店
第一種大型店	" (市独自集計)	20 店
第二種大型店	" (市独自集計)	74 店
旭川市の小売業売場面積	平成11年商業統計調査	486,893 ㎡
第一種大型店	" (市独自集計)	165,071 ㎡
第二種大型店	" (市独自集計)	88,403 ㎡
大型店売場面積シェア	( + ) ÷	52.06 %
第一種大型店	÷	33.90 %
第二種大型店	÷	18.16 %
大型店売場面積1㎡当り支持人口	÷ ( + )	1.57 人
第一種大型店	÷	2.40 人
第二種大型店	÷	4.49 人

ここでいう第一種大型店・第二種大型店とは旧大店法に基づく下記の基準のものをいう。

第一種大型店 店舗面積3,000㎡以上

第二種大型店 店舗面積500㎡以上，3,000㎡未満

なお，農協・生協などの店舗面積500㎡を超える店舗は含まない。

【大規模小売店舗一覧】

大規模小売店舗の名称	所在地	設置者
旭川１．８ビル，旭川駅前共同ビル	宮下通８丁目左１号，１条通８丁目	(株)西武百貨店 外１６
旭川春光ショッピングセンター	春光６区１条３丁目	(株)長崎屋エステート
旭川ショッピングセンターパワーズ	永山１１条４丁目１２０－３６	(株)富士管財
旭川ターミナルビル(株)	宮下通７丁目４１５２番地１１	北海道旅客鉄道(株)
旭川豊岡タウンプラザホームマック豊岡店	豊岡４条４丁目４－１ 外	北海道リーシングシステム
旭川日産複合店舗	春光６区１条１丁目３６５番地	旭川日産自動車(株)
旭川フードセンター春光店	未広５条１丁目２番地１	(株)ダイイチ
アルペン永山２条店	永山２条３丁目４２ 外	(株)アルペン
ウエスタン川端食品酒のまち	川端町７条１０丁目	(株)ふじ
ウエスタンショッピングセンター	永山１２条３丁目１２２番５９	(株)ふじ
エコーブ神居店	神居２条１０丁目	旭川市神居農業協同組合
エコーブ永山店	永山２条１９丁目	旭川市農業協同組合
エコーブ東旭川店	東旭川北１条５丁目	東旭川農業協同組合
旭友ストア旭町店	旭町２条４丁目	旭川電気軌道(株)
旭友ストア神楽店	神楽４条１２丁目	旭川電気軌道(株)
旭友ストアツインハーブ店	旭神町１５丁目－１５ 外	旭川電気軌道(株)
旭友ストア西店	４条通１丁目	旭川電気軌道(株)
旭友ストア南６条店	南５条通２４丁目１２１番地	(有)エスエスケーシステム
コープさっぽろ神楽店，ホームマック神楽店	神楽４条５丁目１－２２，４１９－６ ８	(協)市民生協コープさっぽろ
コープさっぽろシーナ店	永山３条１５丁目	(協)市民生協コープさっぽろ
コープさっぽろ春光店	未広４条１丁目４５２	京阪神不動産
コープさっぽろ未広店	未広東１条８丁目	(協)市民生協コープさっぽろ
コープさっぽろ近文店	北門町１４丁目	(協)市民生協コープさっぽろ
コープさっぽろ忠和店	忠和５条８丁目１－２１	(株)島田ビル
コープさっぽろルミネ東光店	豊岡１条５丁目	(株)アルモ
国劇ビル	３条８丁目右３号	本間興業(株)
三番館ビル(株)	３条１５丁目右１号	三番館ビル(株)
サンワドー旭川３条店	３条通１８丁目	登鶴(株)，(株)サンワ ドー
G.L.O.ホンポ旭川店	永山１１条３丁目１１９－３７ 外	(株)ジー・エル・オー
春光サティ	春光町１０番地２ 外	(株)マイカル北海道
ショッピングセンターパルプタウン	パルプ町１条２丁目５０５－１ 外	(株)ラルズ

(平成15年4月1日現在)

建物の概要			小売業の概要			開店年月	備考
業態	延床面積	店舗面積	業者数	店舗面積	主な小売業者		
百貨店	49,442	26,744	64	24,177	(株)西武百貨店	S 5 0 . 8	
スーパー	30,228	13,151	20	11,520	(株)長崎屋	H 4 . 1 1	ラ・パーク
専門店	6,161	4,222	2	4,112	ホームック(株)	H 6 . 4	
寄合	27,203	9,972	34	5,856	(株)発信グループ	S 5 7 . 1 0	エスタ
専門店	4,372	3,795	1	3,795	ホームック(株)	H 1 2 . 4	
専門店	3,499	2,078	2	1,978	ホームック(株)	S 6 3 . 1 2	
スーパー	1,498	1,160	4	888	(株)ダイイチ	H 4 . 7	
専門店	8,137	3,696	1	3,299	(株)アルペン	H 8 . 1 2	
専門店	2,060	1,470	1	1,470	(株)ふじ	H 2 . 5	
スーパー	10,425	3,424	1	3,424	(株)ふじ	H 1 4 . 1 1	
スーパー	2,260	1,168	-	-	-	-	
スーパー	2,021	1,422	1	-	-	-	
スーパー	1,595	1,053	1	-	-	-	
スーパー	2,071	1,280	1	1,280	旭川電気軌道(株)	S 4 4 . 1 1	
スーパー	2,807	2,017	1	2,017	旭川電気軌道(株)	S 5 3 . 1 0	
スーパー	4,091	2,733	1	2,733	旭川電気軌道(株)	H 9 . 1 1	
スーパー	3,302	2,351	1	2,351	旭川電気軌道(株)	S 5 1 . 1 1	
スーパー	2,647	1,931	1	1,931	旭川電気軌道(株)	H 1 2 . 8	
スーパー・ 専門店	12,838	6,331	2	-	ホームック(株)	H 9 . 1 1	
スーパー	15,502	9,157	-	-	(協)市民生協コープさっぽろ	S 5 1 . 1 2	
スーパー	7,215	4,607	-	-	(協)市民生協コープさっぽろ	H 6 . 9	
スーパー	4,636	2,808	-	-	(協)市民生協コープさっぽろ	S 5 3 . 1 2	
スーパー	3,447	1,522	-	-	(協)市民生協コープさっぽろ	S 4 7 . 1 2	
スーパー	3,844	2,094	-	-	(協)市民生協コープさっぽろ	H 7 . 1 1	
スーパー	11,285	7,142	-	-	(協)市民生協コープさっぽろ	H 5 . 1 0	
寄合	6,763	1,082	17	604	-	S 3 5 . 1 1	
専門店	7,988	5,525	2	5,312	(株)丸善三番館	-	
専門店	2,288	1,548	1	1,548	(株)サンワドー	H 2 . 7	
専門店	5,719	3,481	1	3,481	(株)ジー・エル・オー	H 6 . 1 2	
スーパー	22,079	13,085	16	11,949	(株)マイカル北海道	H 8 . 5	S56.7~ニチイ, H13.5~ポスフル
スーパー	8,725	6,341	1	6,341	(株)ラルズ	H 1 2 . 1 1	

大規模小売店舗の名称	所在地	設置者
ショッピングセンターパワーズ	永山11条4丁目119番地49 外	(株)富士管財
ショッピングプラザアスパ永山いさみやビル	永山8条4丁目98番地3号 外	中道リース(株) (株)いさみや
ショッピングプラザダイイチ	末広1条7丁目265番地	(株)ダイイチ
ショッピングプラザ東光	東光12条6丁目203番3	トステムビバ(株)
スーパースポーツゼビオ旭川店	永山3条3丁目78番1 外	中商(株)
スーパーチェーンふじ神居店	神居2条5丁目130番 外	(株)ふじ
スーパーチェーンふじ神居東店	神居2条13丁目265番 外	(株)ふじ
スーパーチェーンふじ10条店	10条通23丁目2番1 外	(株)ふじ
スーパーチェーンふじ南6条店	南6条25丁目	(株)ふじ
ゼビオ旭川四条店	4条西2丁目2462番2 外	(株)土屋ホーム
ダイイチ東旭川店	東旭川北1条1丁目25番地1 外	(株)ダイイチ
第一ビル	1条通7丁目47番地	(有)中保薬局 外7
大成ファミリープラザ	6条通14丁目	北都リース(株)
(株)大善	流通団地2条3丁目16番地	(株)大善
東栄(株)マルカツ事業部	2条通7丁目右10号	東栄(株)
豊岡ショッピングセンター	豊岡3条2丁目	旭川電気軌道(株)
豊岡タウンプラザホクレンショップ豊岡	豊岡3条4丁目6番1 外	北海道リーシングシステム
ドン・キホーテ旭川店	永山3条4丁目1番3号	ゼビオ(株)
永山サティ	永山3条12丁目55番1	東栄(株)
永山ショッピングセンター	永山6条13丁目85番1 外	マックスバリュ北海道(株), (株)しまむら,(有)ぎした
ニトリ春光店	花咲町5丁目2272番14	(株)ニトリ
人形・オモチャショップヨシダ	本町2丁目437番229	(有)ヨシダ
浜田商事(株)	東6条3丁目	浜田商事(株)
浜田商事(株)末広支店	末広東1条9丁目	浜田商事(株)
ビッグハウス西神楽店	緑が丘南5条1丁目56-1.2	荒川省吾
100満ボルト旭川店	永山3条8丁目76番地1	(株)サンキュー高島屋 (株)百満ボルト旭川
ファッションセンターしまむら西神楽店	西御料1条1丁目1番1号	旭信 信栄産業(株)
ファッションプラザオクノ	3条通7丁目右10号	(株)オクノ 外3
フードパワーセンターバリュウ東光店	東光10条7丁目147番地	(株)ラルズ



建物の概要			小売業の概要			設置年月	備考
業態	延床面積	店舗面積	業者数	店舗面積	主な小売業者		
寄合	4,381	2,046	4	2,018	(株)デンコードー	H 8 . 1	
スーパー	10,251	7,906	11	7,719	(株)北海道ヤマキ	H 2 . 3	
スーパー	4,138	1,771	5	1,501	(株)ダイイチ	S 5 2 . 5	
スーパー	6,949	4,775	7	4,175	トステムビバ北日本(株)	H 3 . 1 1	
専門店	8,617	4,062	1	4,062	ゼビオ(株)	H 1 2 . 1 0	
スーパー	1,983	1,650	1	1,650	(株)ふじ	H 8 . 9	
スーパー	2,259	1,629	1	1,629	(株)ふじ	H 1 1 . 8	
スーパー	2,479	2,029	1	2,029	(株)ふじ	H 1 1 . 2	
スーパー	1,526	1,161	2	1,075	(株)ふじ	S 5 3 . 1 0	
専門店	4,091	1,380	1	1,380	ゼビオ(株)	H 4 . 1	
スーパー	3,735	2,484	5	2,282	(株)ダイイチ	H 1 2 . 2	
寄合	16,089	8,580	40	6,415	-	-	E X C !
スーパー	42,527	15,335	33	13,564	(株)イトーヨーカ堂	S 5 5 . 7	
スーパー	2,386	1,545	4	1,546	(株)旭川大善	H 5 . 1 2	
百貨店	17,897	11,956	34	10,785	東栄(株)	-	
スーパー	21,120	13,385	18	10,561	(株)ダイエー	S 5 8 . 5	
スーパー	2,945	1,734	1	1,734	(株)エコーブ旭川	H 1 2 . 4	
専門店	5,121	2,645	1	2,645	(株)ドン・キホーテ	H 4 . 1 0	H14.7~
スーパー	25,617	14,004	20	12,411	(株)マイカル北海道	H 2 . 1 0	H13.5~ホースール
スーパー・ 専門店	4,496	3,439	3	3,439	マックスバリュ北海道(株), (株)しまむら, (株)ツルハ	H 1 4 . 1 1	
専門店	15,515	13,079	6	13,079	(株)ニトリ	H 6 . 4	
専門店	2,050	1,186	1	1,186	(有)ヨシダ	H 5 . 1 1	
専門店	1,895	1,476	1	1,476	浜田商事(株)	S 4 6 . 9	家具のはまだ
-	2,655	1,245	-	-	-	S 4 8 . 6	H13.3休業
スーパー	3,460	2,388	1	2388	(株)道北ラルズ	H 1 3 . 1 1	
専門店	2,350	1,299	1	1,299	(有)百満ボルト旭川	H 1 0 . 6	
専門店	1,399	1,290	1	1,290	(株)しまむら	H 1 4 . 1 0	
寄合	10,819	5,497	25	3,242	(株)きりあき	-	
スーパー	2,999	1,960	5	1,670	(株)ラルズ	S 5 4 . 1 0	

大規模小売店舗の名称	所在地	設置者
ふじ神居ショッピングセンター	神居3条4丁目	(株)ふじ
ふじ六合ショッピングセンター	末広3条1丁目	(株)ふじ
ホームック東光店	東光8条1丁目3番5号	石川輝光
ホクレンショップ豊岡店	豊岡4条1丁目274番2号	旭正農業協同組合
ホクレンショップ北部店	花咲町7丁目3842番地1	旭川市農業協同組合
ホクレンショップ緑が丘店	緑が丘3条3丁目1番地2	旭川市農業協同組合
マツヤデンキC A B 5 0 4	4条通9丁目1704	(株)北海道マツヤデンキ
(株)丸井今井旭川支店	1条通8丁目左1号	(株)丸井今井旭川店
みずほショッピングプラザ	大町1条3丁目	旭川市, みずほ商業協同組合
ヤマダ電機テックランド旭川店	緑町12丁目2719番1 外	(株)ダイエー
ユニディ旭川店	永山3条9丁目81-1 外	中商(株) (株)ユニリビング
吉田ビル	4条通25丁目	吉田コンクリート工業(株)
ループサイド豊永H館	永山12条3丁目122番地55	(株)ふじ
W A O 1 0 0 満ボルト旭川店	西御料5条1丁目1番5号	(株)サンキュー高島屋
合		計

建物の概要			小売業の概要			設置年月	備考
業態	延床面積	店舗面積	業者数	店舗面積	主な小売業者		
スーパー	1,747	1,473	1	1,473	(株)ふじ	S 5 0 . 6	
スーパー	2,874	1,951	3	1,734	(株)ふじ	S 5 1 . 1 2	
専門店	2,082	1,498	1	1,498	ホームック(株)	S 6 1 . 4	
スーパー	3,672	1,700	3	1,508	(株)エコーブ旭川	H 1 0 . 9	
スーパー	2,995	1,766	5	1,719	(株)エコーブ旭川	H 1 0 . 9	
スーパー	2,876	1,293	3	1,270	(株)エコーブ旭川	H 1 0 . 9	
専門店	3,692	2,545	1	2,475	(株)北海道マツヤデンキ	S 6 3 . 1 1	
百貨店	40,195	22,329	1	21,978	(株)丸井今井	S 5 3 . 1 1	
寄合	3,569	1,763	16	1,324	-	S 5 3 . 1 2	
専門店	25,346	10,991	3	-	(株)ヤマダ電機, (株)宮脇書店	H 1 3 . 6	H8.5~ ダイエー
専門店	1,929	1,477	1	1,477	(株)ユニリピング	S 5 8 . 1 2	
専門店	3,610	2,810	1	2,810	(株)ニトリ	S 6 1 . 1 0	
専門店	4,058	3,811	2	3,544	(株)トイザラス	H 8 . 1 0	
専門店	9,351	4,180	1	4,180	(有)ワオ旭川	H 1 4 . 6	
7 4 店	615,893	340,913					

## 6 . 観光入込客数

【日帰・宿泊別，道外・道内別】

( 単位：人・% )

内 訳	総 数				
		日帰・通過	宿泊客	道外客	道内客
平成10年(1998)	4,015,900	3,556,300	459,600	1,604,900	2,411,000
構成比		88.6	11.4	40.0	60.0
前年比	102.9	103.0	101.8	102.8	102.9
平成11年(1999)	3,888,800	3,412,000	476,800	1,554,800	2,334,000
構成比		87.7	12.3	40.0	60.0
前年比	96.8	95.9	103.7	96.9	96.8
平成12年(2000)	3,774,700	3,283,600	491,100	1,509,900	2,264,800
構成比		87.0	13.0	40.0	60.0
前年比	97.1	96.2	103.0	97.1	97.0
平成13年(2001)	3,676,200	3,202,000	474,200	1,470,300	2,205,900
構成比		87.1	12.9	40.0	60.0
前年比	97.4	97.5	96.6	97.4	97.4
平成14年(2002)	4,046,000	3,524,100	521,900	1,618,300	2,427,700
構成比		87.1	12.9	40.0	60.0
前年比	110.1	110.1	110.1	110.1	110.1

【季節別】

( 単位：人・% )

内 訳	総 数				
		春 季 4~5 月	夏 季 6~9 月	秋 季 10~11月	冬 季 12~3 月
平成10年(1998)	4,015,900	437,300	2,174,900	637,100	766,600
構成比		10.9	54.2	15.8	19.1
前年比	102.9	103.3	102.1	99.8	107.7
平成11年(1999)	3,888,800	420,300	2,127,000	687,600	653,900
構成比		10.8	54.7	17.7	16.8
前年比	96.8	96.1	97.8	107.9	85.3
平成12年(2000)	3,774,700	359,100	2,126,900	590,300	698,400
構成比		9.5	56.4	15.6	18.5
前年比	97.1	85.4	100.0	85.8	106.8
平成13年(2001)	3,676,200	352,300	2,116,800	513,200	693,900
構成比		9.6	57.5	14.0	18.9
前年比	97.4	98.1	99.5	86.9	99.4
平成14年(2002)	4,046,000	448,100	2,199,600	621,800	776,500
構成比		11.0	54.4	15.4	19.2
前年比	110.1	127.2	103.9	121.2	111.9

# 商工関係団体



## 商工指導機関関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号
北海道中小企業団体中央会上川支部	常盤通1丁目 道北経済センター内	支部長 岩井 晋一	22 - 5601 F22 - 5921
北海道商工会連合会上川支所	6条通8丁目 協栄生命ビル5F	会長 藤守 光治	23 - 2670 F22-8102
中小企業大学校旭川校	緑が丘東3条2丁目2番1号	校長 船場 透	65 - 1200 F65-2190
旭川商工会議所	常盤通1丁目	会頭 高丸 修	22 - 8411 F22 - 2600
旭川北商工会	東鷹栖4条3丁目	会長 石丸 修	57 - 2410 F57 - 8737
永山商工会	永山2条19丁目	会長 中村 彰利	48 - 1651 F47 - 6829
旭川東商工会	東旭川北1条6丁目	会長 円山 宏一	36 - 1042 F36 - 1092
旭川南商工会	神楽4条4丁目	会長 岡田 佑一	61 - 3661 F61 - 3663
旭川市四商工会連絡協議会	東鷹栖4条3丁目 旭川北商工会内	会長 石丸 修	57-2410 F57 - 8737

## 商業関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号
(社)旭川物産協会	6条通10丁目旭川市第3庁舎 旭川市商工観光部商業課内	会長 工藤 善美	26 - 4200 F25 - 2678
パイあさひかわ運動推進協議会	常盤通1丁目 旭川商工会議所内	会長 工藤 善美	22 - 8411 F22 - 2600
旭川市商店街振興組合連合会	4条通7丁目 4・7ビル2F	理事長 北口 正一	23 - 7404 F23 - 7405
旭川平和通買物公園企画委員会	4条通7丁目 4・7ビル2F	委員長 大西 勝一	26 - 0815 F26 - 0821
銀座仲見世通り運営委員会	3条通15丁目 銀ビル内	委員長 宮口 幸治	23 - 1210 F23 - 1210
旭川卸商連盟	常盤通1丁目 旭川商工会議所内	会長 工藤 善美	22 - 8411 F22 - 2600
(財)道北地域 旭川地場産業振興センター	神楽4条6丁目	理事長 菅原 功一	61 - 2283 F62 - 1903
まちづくりあさひかわ推進協議会	常盤通1丁目 旭川商工会議所内	会長 工藤 善美	22 - 8411 F22 - 2600

## 商店街振興組合関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号
旭川平和通商店街振興組合	4条通7丁目 4・7ビル2F	理事長 桂川 守	26 - 0815 F26 - 0821
旭川平和通三和商店街振興組合	7条通8丁目 深田薬局内	理事長 深田 篤廣	23 0452 F23 0452

旭川銀座商店街振興組合	3条通15丁目 銀ビル内	理事長 林 喜代次	23 - 1210 F23 - 1210
旭川みずほ通商店街振興組合	大町1条3丁目 ホクトメガネ内	理事長 大川 勝人	53 - 8888 F53 - 8888
緑橋ビル商店街振興組合	3条通8丁目 緑橋ビル商店街(振)事務所	理事長 菅田 正幸	23 - 4741 F23 - 4742
17丁目オール商店街振興組合	3条通17丁目 17丁目オール商店街(振)事務所	理事長 松田 正二	23 - 7551 F22 - 6164
大学通商店街振興組合	旭町1条9丁目 はたサイクル商会内	理事長 秦 忠司	51 - 3852 F51 - 3852
大町住吉商店街振興組合	大町2条9丁目 (有)北海道品内	理事長 川上 邦義	52 - 0425 F51 - 5262
豊岡商店街振興組合	豊岡4条2丁目 ハセ トケイメガネ店内	理事長 中村 和宏	31 - 1024 F31 - 1032

## 工業関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号
(株)旭川産業高度化センター	緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	代表取締役社長 藪 隆	68 - 2820 F68 - 2828
(財)旭川生活文化産業振興協会	緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	理事長 小檜山 亨	65 - 7800
旭川リサーチパーク 企業誘致推進協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市商工観光部産業振興課内	会長 田川 和幸	25 - 7047 F26 - 7093
地域振興整備公団 旭川産業高度機能開発所	札幌市北区北7条西1丁目 NSS ニューステージ札幌 12F	所長 山浦 義明	011 - 747-7715
旭川市企業誘致推進協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市商工観光部産業振興課内	会長 高丸 修	25 - 7047 F26 - 7093
協同組合ウッドシティ旭川	工業団地1条1丁目3番23号	理事長 小林 正吾	36 - 4343
旭川家具工業協同組合	永山2条10丁目1番35号	理事長 長原 實	48 - 4135 F48-4749
旭川建具事業協同組合	永山7条1丁目4番17号	理事長 三浦 邦昭	22 - 2566 F22-2568
旭川クラフト普及協会	旭岡1丁目 (株)ドリ-ミーパ-ソ内	会長 上村 弘三	50 - 3344 F50-3345
旭川工芸デザイン協会	旭岡2丁目 染あとりえ草創内	会長 早見 賢二	52 - 9945 F52-9945
旭川広告デザイン協議会	東4条4丁目1 - 15 デザインたち内	会長 伊藤 友一	26 - 6850 F26-6864
旭川デザイン協議会	宮下通11丁目	会長 小林 謙	23 - 3000 F23-3005
旭川陶芸協会	旭岡2丁目	会長 千尋 悠子	53 - 7413 F53 - 7413
旭川やきもの協会	高砂台6丁目(ABO案内) 阿部清志	会長 速水 登稔	62 - 4851 F62 - 4851
旭川機械金属工業振興会	工業団地3条2丁目1 - 18 旭川市工業技術センター内	会長 田島 喜幸	36 - 3111 F36 - 4461
旭川鉄工組合	工業団地3条2丁目1 - 18 旭川市工業技術センター内	組合長 森本 茂廣	36 - 4936 F36 - 5382



旭川総合鉄工団地協同組合	永山町6丁目	理事長 表 豊	48 - 2922 F48-1480
旭川工業団地協同組合	工業団地3条1丁目2番15号	理事長 宮崎 孝次	36-4955 F36-5232
旭川食品加工協議会	緑が丘東1条3丁目1番6号 (財)旭川生活文化産業振興協会内	会長 北口 正一	65 - 7800

## 観光関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号
大雪山国立公園観光連盟	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市商工観光部観光課内	会長 菅原 功一	25 - 7168 F26 - 8585
道北観光開発会議	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市商工観光部観光課内	会長 菅原 功一	25 - 7168 F26 - 8585
大雪・十勝広域観光開発推進協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市商工観光部観光課内	会長 菅原 功一	25 - 7168 F26 - 8585
上川地方観光連盟	永山6条19丁目 上川支庁商工労働観光課内	会長 稲村 健藏	46 - 5277 F46 - 5299
(社)旭川観光協会	常盤通1丁目 道北経済センター内	会長 稲村 健藏	23 - 0090 F23 - 1166
旭川コンベンションビューロー	6条通10丁目 旭川市第三庁舎1F	会長 稲村 健藏	25 - 5133 F25 - 3755
あさひかわ観光誘致宣伝協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市商工観光部観光課内	会長 稲村 健藏	25 - 7168 F26 - 8585

## 技能・労働関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号
旭川市技能者養成懇話会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市商工観光部総務労政課内	会長 横幕 誉	25 - 7152 F26 - 7093
(財)旭川市勤労者共済センター	5条通10丁目 旭川市五条庁舎2F	理事長 小野寺 昭成	23 - 9997 F29 - 3577
上川地域雇用開発会議	春光町10番58号 旭川公共職業安定所内	会長 山上 雅己	51 - 0176 F51 - 4594
(社)旭川市シルバー人材センター	大町3条3丁目	理事長 赤塚 勉	51 - 1600 F55 - 2537
旭川公共職業安定所	春光町10番58号	所長 小林 力 <small>つとむ</small>	51 - 0176 F51 - 4594
旭川労働基準監督署	大町3条4丁目	署長 小川 知整	51-6101 F54-8399
旭川職業能力開発促進センター	永山8条20丁目	所長 煙山 定弘	48-2412 F48-4276
道立旭川高等技術専門学院	緑が丘東3条2丁目	学院長 田中 誠	65-6667 F65-5565
(職)旭川地方職業訓練協会	東光6条4丁目	会長 横幕 誉	31-6181 F31-6182
(職)旭川建築職業訓練協会	永山9条1丁目 旭川建築総合センター内	会長 佐藤 繁男	26-1403 F26-8823

(職)旭川左官職業訓練協会	花咲町1丁目	会長 福田修二	53-2300 F53-2306
北海道旭川地方技能士会	永山6条19丁目 上川支庁商工労働観光課内	会長 北川重雄	46-5278 F46-5279
連合北海道旭川地区連合会	4条西6丁目 道北労福センター内	会長 小黒修司	29-3705 F25-0797

## 金融関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号
国民生活金融公庫旭川支店	4条通9丁目 朝日生命ビル内	支店長 名取正	23-5241 F25-8087
中小企業金融公庫旭川支店	4条通9丁目 旭川北洋ビル内	支店長 武市徹	24-4161 F23-3933
商工組合中央金庫旭川支店	5条通9丁目	支店長 藤井謙二	26-2181 F24-3869
日本銀行旭川事務所	4条通9丁目 旭川北洋ビル内	所長 天野雅裕	23-3181 F29-2012
北海道信用保証協会旭川支所	7条通13丁目	支所長 伊藤洋助	24-1441 F25-5649
(社)旭川銀行協会	4条通9丁目 旭川北洋ビル内	会長 伊藤進	26-4628 F26-4629

平成15年度 商工施策の概要

平成15年5月発行

編集・発行 旭川市商工観光部

〒070-8525

旭川市6条通10丁目

旭川市第三庁舎3階

TEL 0166-25-7152